

令和2（2020）年度
包括外部監査報告書

令和3年3月

函館市包括外部監査人

税理士 大石俊彦

目次

第1部 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）及び監査対象期間	1
3. 当該事件（テーマ）を選定した理由	2
4. 外部監査の方法	2
5. 外部監査の実施期間	4
6. 外部監査従事者	5
7. 利害関係	5
第2部 函館市の補助金の概要	6
1. 補助金の定義	6
2. 函館市の財政における補助金の状況	6
第3部 監査対象とした補助金	10
第4部 監査結果と意見（総論）	13
1. 「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づく、補助金、 交付金チェックシートについて【意見】	13
2. 実績報告について【意見】	14
3. 補助金に係る消費税の取扱いについて【意見】	15
4. 財産の管理について【意見】	19
5. 概算払の必要性の検討について【意見】	19
6. 補助事業の問題点と改善策について	20
第5部 監査結果と意見（各論）	21
1. 企画部	
・国際交流事業活動補助金	21
・ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金	23
・道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金	25
・一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構補助金	30
・黒船サーカス2019開催補助金	32
2. 競輪事業部	
・自転車競技普及・振興事業補助金	34

3. 市民部

・街路灯電灯料補助金	37
・街路灯設置費補助金	39
・町会備品設備整備費補助金	41
・函館市町会連合会補助金	43
・函館市交通安全推進委員会補助金	46
・函館市交通安全指導員会補助金	48
・函館市交通安全協会補助金	50

4. 保健福祉部

・軽費老人ホーム運営費補助金	52
・心身障害者扶養共済制度加入者助成費	57
・函館市身体障害者福祉団体連合会補助金	58
・在宅福祉ふれあい事業費補助金	60
・函館市社会福祉協議会補助金	63
・函館市民生児童委員連合会補助金	66
・障がい者・児歯科診療事業運営費補助金	68
・休日救急歯科診療補助金	70

5. 子ども未来部

・児童福祉施設産休等代替職員費補助金	72
・私立学校運営助成費	74
・私立専修学校運営助成費	79
・函館大学図書館図書整備費補助金	84
・地域組織活動費補助金	88
・函館市子ども会育成連絡協議会補助金	92
・保育所地域活動事業運営費補助金	96
・配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金	99

6. 環境部

・合併処理浄化槽設置補助金	102
---------------	-----

7. 経済部

・函館市シルバー人材センター補助金	104
・労働福祉事業補助金（全労連・函館地方労働組合会議）	106
・労働福祉事業補助金（連合北海道函館地区連合会）	108
・中心市街地事務所立地促進補助金	110
・企業立地促進条例補助金	111

- ・ I T技術者人材育成支援補助金……………112
- ・ 公益財団法人函館地域産業振興財団研究開発等事業補助金……………113
- ・ 小規模事業経営近代化促進指導補助金（函館商工会議所）……………115
- ・ 小規模事業経営近代化促進指導補助金（函館市亀田商工会）……………117
- ・ 小規模事業経営近代化促進指導補助金（函館東商工会）……………119

8. 観光部

- ・ 函館国際観光コンベンション協会補助金……………121
- ・ 函館港イルミネーション映画祭開催補助金……………124
- ・ はこだてクリスマスファンタジー開催補助金・負担金……………126
- ・ はこだて冬のイベント開催補助金・負担金……………128
- ・ 五稜星の夢開催補助金……………130
- ・ 湯の川温泉花火大会開催補助金……………132

9. 農林水産部

- ・ 緑肥導入促進事業費補助金……………134
- ・ 漁業近代化資金利子補給費……………137
- ・ 漁業共済加入促進補助金……………140

10. 土木部

- ・ 緑化推進事業補助金……………143

11. 都市建設部

- ・ 住生活環境向上事業補助金……………147

12. 楯法華支所

- ・ 楯法華地区混合型介護付有料老人ホーム運営費補助金……………150

13. 教育委員会

- ・ 通学バス運行経費補助金……………152
- ・ 一般財団法人函館市学校給食会補助金……………154
- ・ スポーツ合宿誘致補助金……………158
- ・ 函館市スポーツ協会運営補助金……………161
- ・ 函館市P T A連合会補助金……………167
- ・ 函館市文化団体協議会補助金……………170
- ・ 北海道立函館美術館特別展開催補助金……………173
- ・ はこだて国際民俗芸術祭開催補助金……………175

第1部 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項並びに函館市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

※地方自治法

第252条の37（包括外部監査人の監査）

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

第2条 第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

同 第15項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

2 選定した特定の事件（テーマ）及び監査対象期間

（1）外部監査の対象

補助金等に関する事務執行状況について

（2）監査対象年度

令和元（2019）年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても対象とした。

3 当該事件（テーマ）を選定した理由

補助金とは、直接的な反対給付を伴わない給付金であって、その交付については、地方自治法第232条の2において、「公益上必要がある場合」に限られており、行政の行う業務ではなく、あくまでも補助団体が自主的に実施する公益的な事業に対する行政からの財政的な支援であり、その財源は市民の貴重な税金である。

このことから、行政を補完し公共の福祉を増進させるうえで、有効な役割を担っているものであるが、一方で一般的に既得権益化や恒常化しがちであり、社会情勢の変遷に応じて、公益上の必要性や行政推進上の有効性が変化する中で見直しが必要であると考えられる。

このような中、函館市では、平成21年度包括外部監査や、平成24年度の「補助金のあり方検討委員会」などの外部意見を取り入れ、平成25年度には「補助金のあり方に関するガイドライン」を策定し、適正な執行に努めている。

函館市の財政状況は、これまでの行財政対策などの取り組みにより、一時の危機的な財政状況からは改善傾向にあるものの、歳入において大きな割合を占める地方交付税が、国の交付総額の減額や人口減少などに伴い、年々減少し続けている中で、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などにより、財政構造上、硬直化した状況が続いており、今後においても、限られた財源を必要とされる市民ニーズに効率的・効果的に活用していく必要がある。

今般の包括外部監査においては、各種補助金が貴重な税金を財源としていることを念頭に置き、補助金の大前提である「公益性」の基準及び真に必要なものであるのかの判断基準並びに公平性、透明性、有効性等の観点から監査をすることが、市民ニーズに応えるとともにその意義が大きいと思料し監査の対象として選定した。

4 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

補助金に係る事務の執行について、有効性、効率性、経済性はもとより、適法性、公平性の観点から監査を行った。

①補助金等の決定は適正になされているか

- (ア) 法令、規則等に違反して補助をしていないか。
- (イ) 公益上必要がないと認められているものに対し補助をしていないか。
- (ウ) 社会情勢の変動により補助の必要性が軽減しているものに対し、補助の打ち切り又は減額その他適当な措置がとられているか。
- (エ) 補助交付申請書の審査に不備な点はないか。

②補助の方法は適正か

- (ア) 補助金は、適正に算定され、かつ補助目的からみて適当であるか。
- (イ) 補助金の交付時期は適当であるか。
- (ウ) 概算払い、前払金等交付方法に違法な点はないか。
- (エ) 補助対象事業の変更等に伴う補助額の更改等は適切になされているか。

③補助条件その他補助に関する契約内容は適正妥当であるか

④補助事業は、補助の目的に沿って適正に行われているか

補助対象事業及び予算計画は適当であり、かつ、両計画は符合しているか

- (ア) 計画と実施内容は相違していないか。
- (イ) 補助の効果は十分に達せられているか。
- (ウ) 補助条件の履行は完全になされているか。

⑤補助に係る会計経理内容は適正か

- (ア) 交付された補助金は適正に受入れられているか。
- (イ) 資金はその目的に沿って効率的かつ堅実に執行されているか。
- (ウ) 資金を他に流用し、又は不正に使用していないか
- (エ) 帳簿その他証拠書類は、確実に整理されているか。
- (オ) その他会計経理は適正に処理されているか。

(2) 主な監査手続き

- ①過去5年間の関係書類等の閲覧及び収支決算書類等の分析。
- ②交付申請書、決定通知書、実績報告書、確定通知書等について内容分析し、これらの関連項目の照合、突合。

- ③支出を裏付ける証拠書類の整理保管状況の把握及び関連帳簿記録との照合。
- ④関係者からの説明聴取及び資料入手。

(3) 監査対象部課

- ・企画部…国際・地域交流課、計画推進室政策推進課、企画管理課
- ・競輪事業部…事業課
- ・市民部…市民・男女共同参画課、交通安全課
- ・保健福祉部…高齢福祉課、障がい保健福祉課、地域福祉課、健康増進課
- ・子ども未来部…子ども企画課、次世代育成課、子育て支援課、
子どもサービス課
- ・環境部…環境推進課
- ・経済部…雇用労政課、工業振興課、経済企画課
- ・観光部…観光企画課、観光振興課
- ・農林水産部…農務課、水産課
- ・土木部…公園河川管理課
- ・都市建設部…まちづくり景観課
- ・楸法華支所…市民福祉課
- ・教育委員会…学校教育部学校再編・地域連携課、学校教育部保健給食課
生涯学習部スポーツ振興課、生涯学習部生涯学習文化課

5 外部監査の実施期間

令和2年6月5日から令和3年3月31日まで

①全体レクチャー

担当課職員により6月5日、7月6日実施した。

②ヒアリング

監査対象全部局担当者からのヒアリング

7月8日、15日、16日、17日に実施した。

③追加ヒアリング

随時各部局の担当者から追加ヒアリングを行った。

④その他随時市庁舎8F会議室において資料の閲覧および確認・精査を行った。

6 外部監査従事者

包括外部監査人	税理士	大石俊彦
監査補助者	税理士	野呂豊
監査補助者	税理士	坪井昌紀
監査補助者		木村茉莉

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252法の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1)本報告書の記載金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また割合についても同様に一致しない場合がある。

(注2)データの出典について

本報告書に含まれている表、グラフ等における数値は、函館市から入手した資料に基づいている。各論において記載した補助金の概要等は、函館市が公表している資料に基づいている。

第2部 函館市の補助金の概要

1. 補助金の定義

函館市補助金等交付規則「第2条 定義」において、補助金の定義は以下のように規定されている。

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市以外の者に対して交付する補助金その他の市が相当の反対給付を受けない給付金であって市長の指定するものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務または事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

2. 函館市の財政における補助金の状況

①各会計年度歳出決算の推移（表1）

(単位:千円)

会計	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計		136,620,074	138,016,351	138,625,605	131,144,464	134,729,072
	歳出総額に占める構成比 (%)	59.4	61.1	61.6	62.2	61.7
特 別 会 計		93,081,762	87,652,242	86,403,122	79,655,733	83,395,909
	歳出総額に占める構成比 (%)	40.5	38.8	38.3	37.7	38.2
港 湾 事 業		3,318,711	3,488,707	3,651,964	3,484,908	3,492,719
国民健康保険事業		39,084,739	37,488,878	36,139,499	29,105,456	28,793,187
自転車競走事業		20,104,616	15,555,482	14,566,343	13,845,803	16,550,325
奨学資金		38,316	36,293	34,316	30,722	33,201
地方卸売市場事業		423,797	418,101	401,009	410,848	397,277
介護保険事業		26,144,396	26,759,532	27,637,995	28,623,040	29,903,428
発電事業		62,867	2,930	5,217	3,906	4,054
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		80,882	79,565	70,092	47,600	47,950
後期高齢者医療事業		3,823,434	3,822,749	3,896,684	4,103,447	4,173,765
合計		229,701,837	225,668,593	225,028,728	210,800,198	218,124,981

(注1) 「函館市各会計決算報告書」より作成。

(注2) 決算額は各会計において切捨てしているため決算報告数値とは一致しない。

各会計年度歳出決算の推移（表1）は、函館市各会計決算報告書に記載されている各会計歳出決算額を5か年間まとめたものである。

各会計年度の一般会計と特別会計の合計（歳出総額）は、平成27年度の2,297億円から毎年減少となっているが、令和元年度は一般会計、特別会計ともに前年度より増加となっており、特に介護保険事業が13億円の増加となっているのは高齢化社会の反映と考えられる。

②歳出総額に占める負担金、補助金及び交付金の推移（表2）

（単位：千円）

会計 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計	18,467,637	23,450,621	21,235,677	20,771,240	21,268,893
歳出総額に占める構成比（%）	8.0	10.3	9.4	9.8	9.7
特 別 会 計	67,070,432	66,031,507	65,995,517	59,772,631	60,801,981
歳出総額に占める構成比（%）	29.1	29.2	29.3	28.3	27.8
港 湾 事 業	552,781	828,646	836,486	537,810	710,102
国 民 健 康 保 険 事 業	37,303,258	35,645,339	34,612,117	27,842,035	27,618,755
自 転 車 競 走 事 業	1,018,323	727,499	653,639	657,093	753,688
奨 学 資 金					
地 方 卸 売 市 場 事 業	9,198	10,195	11,241	12,242	12,380
介 護 保 険 事 業	24,524,055	25,155,753	26,155,223	26,803,407	27,712,934
発 電 事 業					
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業					
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	3,662,815	3,664,072	3,726,809	3,920,041	3,994,120
合 計	85,538,069	89,482,128	87,231,194	80,543,872	82,070,875
歳出総額	229,701,837	225,668,593	225,028,728	210,800,198	218,124,981
歳出総額に占める構成比（%）	37.2	39.6	38.7	38.2	37.6

（注1）「函館市各会計決算報告書」より作成。

（注2）決算額は各会計において切捨てしているため決算報告数値とは一致しない。

歳出総額に占める負担金、補助及び交付金の推移（表2）についても、函館市各会計決算報告書に記載の各会計歳出決算節別一覧表からの抜粋したものである。一覧表によると、節が1報酬から28繰出金までの28項目に区分されており、そのなかに、19負担金、補助金及び交付金の項目があり、これらを集計したものである。

一般会計と特別会計の合計（歳出総額）に占める負担金、補助金及び

交付金は、平成27年度の合計855億円の構成比37.2%から始まり、各年度で若干のばらつきがあるものの、令和元年度の合計820億円の構成比37.6%に至るまで、上記28項目の支出のうち際だって高い比率となっている。

一般会計の合計に占める負担金、補助及び交付金の構成比をみると、前回の外部監査時（平成20年度）におけるデータでは、10%台で推移していたが、直近の5年間では若干の減少となっている。また、歳出総額に占める特別会計の構成比は30%弱で推移しており、このうち国民健康保険事業や介護保険事業における医療給付費や保険給付費などが主な要素となっている。

③部局ごとの補助金実績の推移(表3)

(単位:千円)

部局名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
議会事務局	7,388	9,643	8,556	6,959	6,805
企画部	104,322	210,188	115,389	85,677	85,159
総務部	2,000		225	14,970	250
財務部	453,844	2,152,321	770,033	672,922	825,958
競輪事業部	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
市民部	225,561	211,005	191,231	189,896	154,945
保健福祉部	1,502,742	2,923,331	1,651,633	664,939	643,613
子ども未来部	1,198,091	1,200,097	651,347	1,159,569	632,074
環境部	17,655	9,078	16,933	18,500	17,832
経済部	531,012	385,568	432,970	350,106	392,262
観光部	63,400	66,900	41,800	43,400	42,300
農林水産部	106,106	126,677	126,805	113,559	170,551
土木部	7,461	7,459	7,449	7,447	7,374
都市建設部	1,175,843	1,046,638	770,673	830,142	486,099
港湾空港部	1,260	6,330	7,630	864	1,199
戸井支所					
恵山支所	2,600	2,800			
楸法華支所		28,260	28,705	24,952	24,226
南茅部支所	4,300	4,000			
会計部					
教育委員会	129,018	126,626	133,337	138,630	183,730
合計	5,533,609	8,517,928	4,955,721	4,323,539	3,675,381

過去5年における部局別の補助金実績は上記の表3のとおりである。特に、保健福祉部、子ども未来部は相対的な金額が高く、市民の福祉や子育て環境に配慮していることが窺える。農林水産部、教育委員会は対前年の増加率が高く、重要な施策とされていることが分かる。

第3部 監査対象とした補助金

今回の監査の対象は「部局ごとの補助金実績の推移（表3）」を基に、次の基準により選定した。

- ①補助金交付実績額が500万円以上のもの。
- ②補助金交付実績額が500万円未満であっても、
 - ①で選定された補助金と類似しているもの
- ③その他、補助金の交付先の事業内容等を総合的に勘案して以下の58件を監査対象とした。

(単位:千円)

部局名	課	名称	交付実績額
企画部	国際・地域交流課	国際交流事業活動補助金	1,183
	国際・地域交流課	ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金	30,000
	計画推進室政策推進課	道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金	6,950
	企画管理課	一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構補助金	18,227
	企画管理課	黒船サーカス2019開催補助金	2,000
競輪事業部	事業課	自転車競技普及・振興事業補助金	1,000
市民部	市民・男女共同参画課	街路灯電灯料補助金	68,101
	市民・男女共同参画課	街路灯設置費補助金	47,446
	市民・男女共同参画課	町会備品設備整備費補助金	1,697
	市民・男女共同参画課	函館市町会連合会補助金	10,000
	交通安全課	函館市交通安全推進委員会補助金	2,000
	交通安全課	函館市交通安全指導員会補助金	5,600
	交通安全課	函館市交通安全協会補助金	2,110

部局名	課	名称	交付実績額
保健福祉部	高齢福祉課	軽費老人ホーム運営費補助金	146,747
	障がい保健福祉課	心身障害者扶養共済制度加入者助成費	1,136
	障がい保健福祉課	函館市身体障害者福祉団体連合会補助金	3,000
	地域福祉課	在宅福祉ふれあい事業費補助金	41,843
	地域福祉課	函館市社会福祉協議会補助金	62,710
	地域福祉課	函館市民生児童委員連合会補助金	4,890
	健康増進課	障がい者・児歯科診療事業運営費補助金	7,623
	健康増進課	休日救急歯科診療補助金	1,584
子ども未来部	子ども企画課	児童福祉施設産休等代替職員費補助金	0
	子ども企画課	私立学校運営助成費	115,726
	子ども企画課	私立専修学校運営助成費	15,080
	子ども企画課	函館大学図書館図書整備費補助金	1,800
	次世代育成課	地域組織活動費補助金	3,781
	次世代育成課	函館市子ども会育成連絡協議会補助会	1,040
	子どもサービス課	保育所地域活動事業運営費補助金	1,114
	子育て支援課	配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金	2,000
環境部	環境推進課	合併処理浄化槽設置補助金	17,535
経済部	雇用労政課	函館市シルバー人材センター補助金	13,836
	雇用労政課	労働福祉事業補助金(全労連)	1,032
	雇用労政課	労働福祉事業補助金(連合北海道)	3,313
	雇用労政課	中心市街地事務所立地促進補助金	1,493
	工業振興課	企業立地促進条例補助金	168,984
	工業振興課	I T技術者人材育成支援補助金	6,078
	工業振興課	公益財団法人函館地域産業振興財団研究開発等事業補助金	101,787
	経済企画課	小規模事業経営近代化促進事業補助金(函館商工会議所)	14,000
	経済企画課	小規模事業経営近代化促進事業補助金(函館市亀田商工会)	5,000
	経済企画課	小規模事業経営近代化促進事業補助金(函館東商工会)	10,000

部局名	課	名称	交付実績額
観光部	観光企画課	函館国際観光コンベンション協会補助金	34,400
	観光振興課	函館港イルミネーション映画祭開催補助金	2,000
	観光振興課	はこだてクリスマスファンタジー開催負担金	23,100
	観光振興課	はこだて冬のイベント開催負担金	7,500
	観光振興課	五稜星の夢開催補助金	1,800
	観光振興課	湯の川温泉花火大会開催補助金	1,500
農林水産部	農務課	緑肥導入促進事業費補助金	2,396
	水産課	漁業近代化資金利子補給費	5,261
	水産課	漁業共済加入促進補助金	2,874
土木部	公園河川管理課	緑化推進事業補助金	7,044
都市建設部	まちづくり景観課	住生活環境向上事業補助金	3,529
楡法華支所	市民福祉課	楡法華地区混合型介護付有料老人ホーム運営費補助金	24,226
教育委員会	学校教育部学校再編・地域連携課	通学バス運行経費補助金	3,309
	学校教育部保健給食課	一般財団法人函館市学校給食会補助金	16,116
	生涯学習部スポーツ振興課	スポーツ合宿誘致補助金	1,632
	生涯学習部スポーツ振興課	函館市スポーツ協会運営補助金	14,000
	生涯学習部生涯学習文化課	函館市PTA連合会補助金	1,204
	生涯学習部生涯学習文化課	函館市文化団体協議会補助金	1,800
	生涯学習部生涯学習文化課	北海道立函館美術館特別展開催補助金	1,215
	生涯学習部生涯学習文化課	はこだて国際民俗芸術祭開催補助金	2,600

第4部 監査結果と意見（総論）

1. 「補助金のあり方に関するガイドライン」に基づく、補助金、交付金チェックシートについて【意見】

補助事業者は、補助事業が完了したときは実績報告書を提出することとされており、提出を受けた所管部局はその内容の審査を行っている。

平成25年4月に制定された「補助金のあり方に関するガイドライン」では、審査水準の確保を目的とし、補助金のチェック体制を強化するため、補助の公益性や費用対効果など様々な観点からチェックするシートの作成を義務付けている。しかし、一部の所管部局では、作成されていなかった。

事後の検証には必要とされるものであり、所管として審査の適格性の疎明資料となるものである。

また、函館市補助金等交付規則運用方針（以下「運用方針」という。）第5条関係において、補助金の執行状況等の透明性を確保するため、市ホームページにおいて情報の提供をする書類の（1）として当該チェックシートが規定されており、情報公開の観点からも、当該チェックシートの作成は、重要な手続きである。

なお、今後改善すべきポイントとして

- ・チェックシートについて、だれが作成、だれが確認したのか、そして翌年の改善点などの対応はしたのか、不明である。
- ・「起案（作成担当）者」、「決裁者」、翌年「改善点等の確認者」の決裁様式や確認印もない。

このような事務処理手順になるような「補助金のあり方に関するガイドライン」に変更すべき。

「チェックシート」等により、補助金が正しく事務処理され、改善策についての対応が完結すると問題はない。

その中でも、重要性が高い下記については、適正処理されていることをしっかりと監査する必要があるため、「第三者委員会」の評価を受けることとして「補助金のあり方に関するガイドライン」に規定している。

イ 5年以上見直しが認められない事業

ロ 補助割合が2分の1を超える事業

ハ その他、市として第三者委員会に評価を求める事業

そこで、第三者委員会ですっきりと審査を受けたことがわかるよう、第三者委員会の確認印の欄を設ける（または、補助金等（負担金・助成金等を含む）の確認表一覧を作成して評価を求め決裁する）必要がある。

第三者委員会では、評価結果を各部局に通知し、評価書（問題点及び改善点等抽出表）を作成・回付し、完全解決までのルートを確立すべきである。

そこで、第三者委員会が、効率よく深度ある評価ができるよう各部局で、「評価書」の基礎部分（数値やチェックシートの項目等）を入力作成し、第三者委員会への評価を求める手順が良い。

2. 実績報告について【意見】

函館市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第17条第2項第2号及び第3号においては、実績報告の際には「収支決算書」並びに「支出を確認することのできる書類またはその写し」を添付することが求められており、さらに函館市補助金等交付規則運用方針（以下「運用方針」という。）第17条第2項においては、補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類は、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書、領収書などをいうこととされている。

しかし各補助金の実施報告を監査したところによれば、決算書のみのも、又は領収書のみのもが散見されている。

そもそも、決算書とは、収入・支出等の金額を表示したものであり、事実確認の書類ではない。

決算書のみでは、支出の事実を確認できないことは明白である。

交付規則第17条第3項には上記の書類等の添付省略の規定があり、運用方針第17条第3項では「必要がないと認めるもの」は各関係主管長が添付省略についての判断ができるとされている。

実績報告時に補助事業者から提出される領収書等が膨大になれば、各所管部局における確認行為、及び審査業務に多大な負担が発生することが考えられる。

現行では、実績報告時に所管部局において、領収書等の確認を行い、報告書面上に「本明細表は領収書の本書と相違ないことを確認済み」等との表記がされている例がある。

このことは業務の簡略化、省略化の面では必要と思われるが、事後の客観的な事実確認をする上では不足であり、一定の審査・監査水準を維持する観点から一定金額以上は領収書の添付を義務付けるなどの方法を検討することが望ましい。

3. 補助金に係る消費税の取扱いについて【意見】

経費支出や財産等の取得に当たっては支払金額の中に消費税（消費税及び地方消費税）が含まれている。この税込金額に対して補助金を交付するとき、補助事業者の消費税申告状況によっては補助金の一部（消費税相当額）が補助事業者の手元に残り、利益となる可能性がある。

消費税の納税額は、売上に係る消費税から、経費や財産等の取得の際に支払った消費税を控除して計算される。結果、経費や財産等の取得の際に支払った消費税は納税しなくて済むことになるから、消費税相当額が補助事業者に残るのである。この場合、補助金が過大に交付されたことになるため消費税相当額の返還を求める手続が必要となる。

現状では、交付基準において消費税相当額の返還手続等は規定されておらず、一部の部局を除いては特段対応されていない。この点については、重要な課題であり、実務面からも適正な処理を進める上での参考となるよう以下の（案）を提示するものである。

『消費税の課税仕入に関する要綱等の改正及び補助金に係る消費税仕入控除税額の報告について（案）』

（1） 概要

補助金を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が消費税の納税義務者である場合、消費税の確定申告時に、補助事業に係る仕入に際して支払った消費税の一部又は全部を控除した金額を納付する。

しかし、補助金収入は非課税売上として計上され、補助事業者においては消費税として負担されないこととなる。このため、補助金交付の条件として補助事業者は補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助対象経費に含まれる消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）のうち課税仕入れに係る消費税額等として控除できる金額が確定した場合には、これに係る補助金相当額を速やかに「消費税仕入控除税額の報告書（仮名）」をもって市長に報告する。」

報告があった当該仕入控除税額相当額について返還する。

（2） 報告対象者

すべての補助事業者（返還額の有無を問わない）

ただし、次のような補助事業者の場合は、所定の書類の提出があることを条件に原則、返還を必要としないこととする。

- ・ 消費税の申告義務がない。
- ・ 簡易課税方式で申告している。

- ・公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えているため、課税仕入れ対象外とした区分経理が明確になっている。
- ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。
- ・補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するもの」として計上している。

※公益法人等とは、社会福祉法人、医療法人等の消費税法別表第三に規定する法人（社会福祉法人、一般社団法人など）。

(3) 報告の時期

補助金の交付決定を受けた年度の消費税の確定後、速やかに（概ね1か月以内）

(4) 返還なしの場合の報告書類（提出すべき書類）

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告書
- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告書別紙（返還がない場合用）
- ・返還額がないことを証する書類
（例）簡易課税方式で申告している方は、消費税の確定申告書。
- ・特定収入割合が5%を超えている方は、消費税の確定申告書及び特定収入割合の計算過程がわかる書類など

(5) 返還ありの場合の報告書類（提出すべき書類）

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告書
 - ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告書別紙（返還がある場合用）
 - ・返還額を計算する際の基礎資料
- (例) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）、課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書（写し）など

(6) 注意事項

提出がない場合は、当該補助金に係る交付決定を取り消すことがある。

(7) 仕入控除税額（返還額）の返還の返還方法

報告された仕入控除税額（返還額）については、後日、市から補助事業者に対して納入通知書（請求書）を送付し、指定の納期限までに金融機関の窓口で納付する。

【参考様式】

令和 年 月 日

函 館 市 長

主たる事務所の所在地
法人名（補助金対象者）等
代表者職名
代表者名

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日 第 号により交付決定を受けた令和 年度

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入

控除税額については、下記のとおり報告する。

1 施設の種類及び名称 _____

2 補助金等に係る確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額
（【付表】の答え～返還を要する相当額） 金 _____ 円

4 添付書類

上記3の積算内訳を確認するための書類

- 確定申告書の写し
- 課税売上割合等が把握できる資料
- 特定収入の割合を確認できる資料
- 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書【付表】（返還を要する相当額の計算書）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書【付表】

主たる事務所の所在地	
法人名等	
代表者職名	
代表者名	
補助事業名	
補助金確定額	円

【仕入控除税額の状況 (該当する事項に○印)】

A 申告義務なし

(基準期間における税抜課税売上高 _____ 円)

B 簡易課税方式

C 特定収入割合 5% 超 (特定収入割合 _____ %)

D その他 (返還無しの理由: _____)

E 全額控除 (課税売上割合 95% 以上)

F 個別対応方式

G 一括比例配分方式

イ 補助金の課非判定が「明確」

ロ 補助金の課非判定が「不明確」

【補助対象経費の内訳】

	区 分	課税仕入			非課税仕入 不課税仕入	合 計
		課税売上 対 応 分	非課税売上 対 応 分	共通対応分		
対象経費の内訳						
		合 計				

【課税売上割合】

(課税資産の譲渡等の対価の額)

(資産の譲渡等の対価の額)

=

円

【仕入控除税額】

円

4. 財産の管理について【意見】

交付規則第26条には、補助事業者等が、補助事業等により財産を取得し、または効用の増加した財産についての使用、譲渡、交換、貸付、担保提供の際の処分制限が規定されているが、そもそも同条及び運用方針第26条(財産の処分の制限)関係第1項に規定されている財産の管理はどのような方法に依っているのか。

各補助金の報告書等の資料からは把握が困難であり、市の管理財産(土地建物等の登記財産は除く)の実態が不明である。

誰が、いつ、どこで、何を、どのように管理しているのか整理すべきであり、ひいては適正な財産処分の判断に結びつくものと思われる。

5. 概算払の必要性の検討について【意見】

交付規則第3条及び運用方針第13条(補助金等の交付)関係には、補助金の概算払に関する規定がある。補助金の交付は補助金の額を確定した後において行うことが原則であるが、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部について概算払をすることができることとされ、その際、その必要性を厳密に判断しなければならないとされている。

今回の監査において、各補助金の概算払申請書などの書類の確認、所管部局からのヒアリングを通じて、必要性の厳密な判断が不十分であるとの印象を受けた。概算払の申請に当たっては申請書に概算払を必要とする理由を記載し、その説明資料として月次資金収支計画書等を添付しているケースが多い。理由については「概算払がなければ事業運営に支障を来す」といった抽象的なものであったり、説明資料からは必要とする理由の根拠を読み取ることが難しいケースが多く見受けられた。厳密な判断をするに当たっては、少なくとも申請時点までの経過月については収支の実績値を記載する必要があるであろう。そして申請時点でどのくらいの資金残高があり、今後どのような収支が見込まれてどの程度資金が不足するから概算払が必要であるという説明資料でなければ、所管部局として厳密な判断はできないであろう。所管部局からのヒアリングでは、このような厳密な判断を行っているという印象を受けることができなかったケースが多くあり、実態は、例年概算払を行っているから従来と同様に扱っているということが多かった。補助事業者の資金繰り等の状況が每期同じであるとは考えにくい。所管部局としては、より具体的な理由の記載、厳密な判断を行うに足る説明資料の提出を求め、必要性の有無や交付金額、概算払の時期等の判断の根拠及びその結果は文書化しておくことが必要と考えられる。

概算払はあくまでも例外であり、厳密な判断のもとで行う必要がある。

6. 補助事業の問題点と改善策について

包括外部監査については、地方自治法第252条の37に規定があり、同法第2条14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものである。

具体的な監査手続きについては、監査人と地方公共団体との契約に基づき行われている。

今年度選定した事件（テーマ）は「補助金等に関する事務執行状況について」であり、昨年より監査事務を進めてきたところであるが、本年2月上旬に不測の事態が起こり、新聞報道があった。

その内容とは、補助事業を行うにあたり、取引業者から水増しした請求書や領収書を添付し、実際より多い金額を補助対象経費として実績報告していた事例である。

今回の事例を考察すると、所管部局からのヒアリングであったり、交付金チェックシート及び実績報告書等の精査においては、何らの不突合はなく、形式的には整合性が保持されているにもかかわらず、このような不正事例が発生し、所管部局での審査や今般の包括外部監査においても、チェック（発見）できないことは、極めて重大な問題と言わざるを得ないところである。

もちろん、所管部局においては細心の注意を払い、交付規則や運用方針、要綱に則って審査を行っていることは、想像に難くないところであり、また、今般の外部監査においては先入観を持たず客観的な立場からの視点を持って監査を行ってきたが、今事例のように書類形式上の齟齬が発見されない場合には、見過ごされてしまう可能性があることも事実である。

今後における再発防止の方策として、所管部局での審査の徹底はもちろんのことではあるが、不正な手段により補助金を受領した補助事業者に対しては交付規則第22条に規定されている延滞金の他に罰金的な要素を盛り込んだ規定を策定すること等があげられる。

国（令和3年1月、経済産業省大臣官房会計課）の「補助事業事務処理マニュアル」では、経理処理の基本ルールの中に「検査等により経費の虚偽申告や過大請求等による補助金の受給等の不正行為が判明した場合には、交付決定の取消、補助金の全部又は一部の返還（不交付）命令、加算金の納付、不正内容の公表、補助金の交付停止措置（最大36カ月）、刑事告訴等の処分が科せられる場合があります」との文言があり、参考となるのではないか。

第5部 監査結果と意見（各論）

国際交流事業活動補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	総務費
所轄部署	企画部国際・地域交流課	開始年度	平成3年度
交付先	活動団体		
内容	民間団体が行う、国際交流の推進を目的とする各種会議や大会の開催、海外への派遣事業等の事業に対し、経費の一部を補助するもの。		
目的・効果	【目的】 国際交流の事業活動に要する経費を補助し、本市における国際交流の促進に資することを目的とする。		
	【効果】 市民が直接国際交流事業を行う機会を創出し、地域の国際化が推進される		
積算方法	補助対象経費等の区分及び金額は、函館市国際交流事業活動補助金交付要綱の別表に詳細に規定あり。		
根拠法令	函館市国際交流事業活動補助金交付要綱 函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	1,050	1,273	1,650	1,620	1,183
		その他助成金	802	450	450	200	0
		事業収入	1,978	2,988	2,411	7,909	5,047
	収入合計		3,830	4,711	4,511	9,729	6,230
	市補助率(%)		27.4	27.0	36.6	16.7	20.0
	支出	事業費	3,830	4,711	4,511	9,729	6,230
		支出合計	3,830	4,711	4,511	9,729	6,230
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、函館市国際交流事業活動補助金交付要綱に規定され、補助金の額は、同要綱の別紙で詳細に規定している。

国のふるさと創世1兆円構想の1つである地方交付税からの2億円で「函館市国際交流基金」が平成2年12月に設置された。この基金は、財政面から民間交流活動を支援してきた。平成28年度開始時には、

191 百万円の基金残高があり、これまで、民間からの寄付金や、基金運用収入で事業財源を確保してきた。平成 29 年度予算編成からは、一般財源で対応し、基金を廃止することになった。

「ふるさと創生」という観点から、たとえば、2 億円の資金全額を即時、ふるさと創生に関連する事業に投じる、または、基金運用先が、ふるさと創生となる運用先である（逆に、資金の大半を単なる資金運用だけで資金の増加を目指す状況になっていないこと）場合などは、結果がどうあれ、国の構想どおりの資金活用を行ったという評価できるが、2 億円で「函館市国際交流基金」を設置して、このような使い道でスタートしたことは疑問である。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金

補助金の概要

補助金の性格	奨励的団体補助金	費目	総務費
所轄部署	企画部国際・地域交流課	開始年度	平成10年度
交付先	学校法人 函館国際学園		
内容	ネイティブスピーカーによる特色ある教育により、ロシアに精通した人材を育成する専修学校 ロシア極東連邦総合大学函館校の運営費を補助するもの。		
目的・効果	<p>【目的】函館校は、ロシアとの長い交流の歴史を持つ本市において、日ロの架け橋となる人材の育成や、市民の国際理解の醸成など、本市の国際化を推進する上で大きな役割を果たしている。学生数は近年増加傾向にあるものの、定員に満たず厳しい経営状況が続く中、学校運営の維持・安定を図ることで、本市の国際化の推進に資することを目的としている</p> <p>【効果】学校経営の維持・安定が図られ、日ロの架け橋となる人材の育成のみならず、市民向けロシア語、ロシア文化講座や、ロシアの文化等を広く市民に紹介する各種のイベントの開催等を通じて、市民の国際理解の醸成、ひいては本市の国際化の推進が図られる</p>		
積算方法	予算の範囲内で補助対象経費の1/2以内で補助している。		
根拠法令	①函館市補助金等交付規則、 ②ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金交付要綱(平成29年制定)		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	29,075	30,000	30,000	30,000	30,000
		その他の助成金	2,015	2,210	2,153	2,271	2,296
		事業収入	26,007	30,625	31,472	33,046	34,805
		寄付金	3,320	2,815	2,235	2,245	3,295
		雑収入等	535	647	627	652	614
	収入合計	60,952	66,297	66,487	68,214	71,010	
	市補助率(%)	47.7	45.3	45.1	44.0	42.2	
	支出内訳	人件費	42,747	46,986	47,601	50,479	48,949
		経常経費	13,289	14,829	14,569	14,505	14,884
		設備費	1,428	1,186	1,063	400	148
		施設費	0	120	153	0	0
		特別寄付繰越	183	575	510	206	102
		引当金	2,719	2,601	2,585	2,624	685
支出合計	60,366	66,297	66,481	68,214	64,768		
次年度繰越金	586	0	6	0	(注1) 6,242		

(注1) 令和元年度の次年度繰越金 6,242 千円は、私学共済立替払の支出分である。

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、ロシア極東連邦総合大学函館校支援補助金交付要綱（平成29年制定）に規定され、補助金の額は、函館市補助金等交付規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限定としている。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見

法的整備の面では、平成29年の要綱で、一步前進したと評価できる。一方で、高額な補助金支出が継続していることから、重要な案件として、見直し終期にとらわれずに、毎年、終期と同様の見直しが必要である。

また、学校施設の無償貸与や施設維持や修繕費用を函館市が負担する場合の効果として、補助金を受けたのと同じ、経済的に負担しない効果があるといえる。

交付先が補助金対象として支出し、これを函館市が補助金として交付すべき性質のものは、計算に含めるべきか否か、改定時期には、必ず、検討結果がわかるよう、記録を残す必要がある。

道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	総務費
所轄部署	企画部計画推進室政策推進課	開始年度	平成28年度
交付先	道南いさりび鉄道株式会社		
交付目的	道南いさりび鉄道株式会社の経営安定化を図るため、道および沿線市町において運行赤字分を補助する		
目的・効果	<p>【目的】平成24年5月に道と沿線市町で構成する協議会において、自治体間の負担割合を道80%、北斗市11.2%、函館市および木古内町4.4%とし、また、平成26年7月に協議会で決定した経営計画において、会社設立から開業後10年間の収支不足に対し、道と沿線市町の実質負担額を23億円程度と見込み、自治体からの出資金、初期投資補助および運行赤字に対する補助により賄うこととしており、同社の資金調達等を考慮し、半期毎の運行赤字実績に対して補助するものである</p> <p>【効果】鉄道輸送の安全性や安定的な運行と経営基盤を確保することにより、地域の公共交通として維持存続が図られる。</p>		
積算方法	前年度の会計年度下期+当該年度の会計年度上期を対象に鉄道会計規則別表第一に掲げる「費用」から「収益」を差し引いた金額(他除外規定有)		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市補助金等交付規則 ・道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付要綱 		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年3月 発生半期分	
補助金対策事業の 収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	3,342	6,550	7,733	6,950	5,341
		その他の助成金	72,596	142,308	168,017	151,002	116,047
		事業収入	744,892	1,968,973	2,113,064	1,825,508	890,197
	収入合計		820,830	2,117,831	2,288,814	1,983,460	1,011,585
	市補助率(%)		0.41	0.31	0.34	0.35	0.53
	支出内訳	人件費	161,700	350,317	345,118	367,654	-
		事業費	513,510	1,560,187	1,775,010	1,486,546	-
		減価償却費	144,900	202,542	162,627	122,403	-
		その他	720	4,785	6,059	6,857	-
	支出合計		820,830	2,117,831	2,288,814	1,983,460	1,011,585
補助対象支出合計		820,830	2,117,831	2,288,814	1,983,460	1,011,585	
次年度繰越金		0	0	0	0	0	

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付要綱の第4条第1項に規定され、補助金の額は、第2項から、同第3項を差し引いた金額となる。

よって、予算編成の時を大枠で見ると「当該年度の会計年度下期+翌年度の会計年度上期」を対象に、鉄道会計規則別表第一に掲げる「費用」から「収益」を差し引いた金額（他除外規定有）が、補助対象となり、これを各地方自治体だけの持株比率で補助金負担する仕組みである。

半期分ごとに、補助金申請し確定する。

この補助金は、道南いさりび鉄道株式会社の株主構成と連動している、当法人の赤字補填を地方公共団体（北海道、北斗市、函館市、木古内町）だけの持株割合で負担する内容になっている。

【参考】2020年3月現在の株主構成

株主	株式数	持株比率 (%)	官公庁のみの 比率(%)
北海道	372,800	64.7	80.0
北斗市	52,192	9.0	11.2
函館市	20,504	3.6	4.4
木古内町	20,504	3.6	4.4
日本貨物鉄道株式会社	100,000	17.4	-
ホクレン農業協同組合 連合会	10,000	1.7	-
合計	576,000	100	100

【参考】決算状況の抽出

科目等	事業年度				
	H27.4 ～H28.3	H28.4 ～H29.3	H29.4 ～H30.3	H30.4 ～H31.3	R1.4 ～R2.3
貸借対照表上の純資産	226,140	226,140	226,140	226,140	226,140
当期純利益	-260,994	0	0	0	0
鉄道事業 営業収益	47,920	1,511,132	1,563,379	1,615,462	1,765,273
売店事業 営業収益				29,370	28,104
営業外収益	56	1,200	12,838	17,043	7,447
特別利益	373,462	444,760	647,201	268,704	310,599
上記の内補助金	373,462	155,622	188,951	169,115	197,369
【収入合計】	421,438	1,957,092	2,223,418	1,930,579	2,111,423
鉄道事業 営業費	326,403	1,664,437	1,749,229	1,779,251	1,939,431
売店事業 営業費				29,964	29,155
営業外費用	2,856	33,557	31,649	29,862	27,828
特別損失	351,511	253,595	436,481	84,644	107,033
法人税住民税事業税	1,660	5,503	6,058	6,858	7,976
【費用合計】	682,430	1,957,092	2,223,417	1,930,579	2,111,423

下記の決算に対応した「補助金対象収入及び経費」と補助金の額は、下記の【参考】のとおり。

【参考】半期毎の抽出

科目等	H28.4 ～H28.9	H28.10 ～H29.3	H29.4 ～H29.9	H29.10 ～H30.3	H30.4 ～H30.9	H30.10 ～H31.3	H31.4 ～R1.9	R1.10 ～R2.3
補助対象収入	774,891	1,065,827	903,146	1,153,247	959,816	801,649	1,023,858	890,196
補助対象経費	820,829	1,136,264	981,566	1,241,853	1,046,960	883,620	1,099,839	1,011,585
【収支】	-75,938	-70,437	-78,420	-88,606	-87,144	-81,971	-75,981	-121,389
補助金の合計 (逆算値)	75,937	70,437	78,420	88,606	87,144	81,971	75,981	121,386
北海道 80.0%	60,750	56,349	62,736	70,885	69,715	65,577	60,785	97,109
北斗市 11.2%	8,505	7,889	8,783	9,924	9,760	9,181	8,510	13,595
木古内町 4.4%	3,341	3,099	3,450	3,899	3,834	3,607	3,343	5,341
函館市 4.4%	3,341	3,099	3,450	3,899	3,834	3,607	3,343	5,341

2. 監査結果

(1) 指摘

適正な会計処理がされていない決算書である。

道南いさりび鉄道株式会社経営安定化補助金交付要綱第4条第3項の「派遣されている職員の人件費に充てられる収入」の記載がなく、連動して、同要綱第4条第2項の「派遣されている職員の人件費」の同額費用充当が、確認できない決算書の構成である。また、派遣職員全員に関する収入と支出の確認資料がない。

そもそも、要綱では、派遣職員の人件費は派遣先が負担することでその収入を計上し、その同額費用を控除することを予定している。収入科目と費用科目の両建てによるこの表記がされていない。

経理が明朗化表記されていないといえる。

考えられる経理処理は、派遣職員人件費は仮受金などの負債科目で処理し、給与支払いの際に、負債を減算する方式がとられていると、たとえ計算結果が正しくても、補助金の計算が正しく行われているのかを不鮮明にする経理手法である。経理に精通した専門家に相談して改善させること。

(2) 意見

①補助金で税負担することの是非について

各期の純資産額 226,140 千円の金額に変動がない。ということは、結果として、国税・道税・市税・町税のすべてを補助金で負担していることになる。

課税庁と税金負担者である会社との間では、地方税等の課税権の行使と税の徴収が完結しているが、実質的には補助金で税金を支払っている。

赤字会計でも法人道市民税の税金約 8 万円は最低かかり、本件の法人の場合、法人道市民税の法人均等割額は、資本金が高額なので 13 万円+ 48 万円=61 万円と想定される。

もちろん全国の一般法人が赤字会社でも負担するのが法人均等割であるから、実質的に見て、補助金という手法で免税しているのは、おかしいと考えるであろう。

本件の法人の税額から推測すると、法人均等割以外にも税金計算上の所得が発生している。これは、損金不算入等の申告書別表四加算などがあり、所得が発生しているが、ひとつの要因と考えられる。

また税金の推移を見ると下表のとおりである。

【参考】各期の法人税等の抽出（8回相当分/補助対象半期毎10回）

（単位：千円）

科目等	H28.4 ～H29.3	H29.4 ～H30.3	H30.4 ～H31.3	R1.4 ～R2.3	合計
法人税住民税事業税	5,503	6,058	6,858	7,976	26,395
北海道80.0%	4,402	4,846	5,486	6,381	21,116
北斗市11.2%	616	678	768	893	2,956
木古内町4.4%	242	267	302	351	1,161
函館市4.4%	242	267	302	351	1,161

補助金の対象期間である5年間で考えると、およそ3,000万円を超える税金を北海道と3市町で肩代わりしている計算である。

函館市はその4.4%に相当する1,320千円を市民の血税を投入していることになる。損金性が認められる事業税部分は若干の減額になるとしても、全体の税金負担額は莫大である。

当然に路線を守ることは重要である。しかし地方公共団体が、国の税金である法人税までも負担するという話は、問題提起しておくべきである。

算入することが適切ではない「税負担部分」については、補助金対象額から除くことができる要綱や交付基準にするなどの改定が必要である。

②要綱や補助金の開始時と状況が大きく変化した時の対処について

当初開始した時と状況が変化している。それは、既存の売店が撤退し、当該補助金交付先が売店事業を始めた。鉄道会社の中の科目に該当しないものと考えますが、広義に捉え、営業外収入経費とした場合に売店の赤字を補填することが、路線維持のためと言えるだろうか、状況に応じた要綱等の改正が必要である。

また、交付先は、消費税の課税事業者で、税抜経理を採用しているため、今後、補助金交付の際に、消費税に関する確認を行う必要がある。

一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構補助金

補助金の概要

補助金の性格	行政の補完的団体補助金	費目	総務費
所轄部署	企画部企画管理課	開始年度	平成21年度
交付先	一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構		
交付目的	函館国際水産・海洋都市構想の推進母体である一般財団法人函館国際水産・海洋都市推進機構の運営費の一部を補助するもの。		
目的・効果	<p>【目的】当該団体は、函館国際水産・海洋都市構想の推進母体として地域の産学官により設立された団体であり、運営費の補助により、学術研究機関の集積や、地域と学術研究機関の連携など、構想の推進を図ることを目的とする</p> <p>【効果】学術研究機関の集積や地域の産学官連携の促進など、構想の主要施策により、地域の優位性を活かした新産業や雇用の創出を通じて地域経済の活性化が図られる。</p>		
積算方法	予算範囲内で、補助している。		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0		
	収入内訳	市補助金	16,920	16,920	16,801	16,809	18,227
		その他の助成金	200	32,713	23,400	3,544	2,188
		事業収入	79,939	85,158	83,972	79,399	85,167
		財政運用収入	7	62	62	62	31
		雑収入	402	5	25	41	99
		自己資金	240				
		収入合計	97,708	134,858	124,260	99,855	105,712
	市補助率(%)	17.3	12.5	13.5	16.8	17.2	
	支出内訳	人件費	13,609	13,659	12,819	13,922	15,426
		事務費	1,593	1,626	1,455	1,401	1,346
		事業費	2,481	2,047	2,945	2,505	2,469
		受託事業費	80,025	117,212	107,041	82,027	84,887
		自己資金	8				0
支出合計	97,708	134,544	124,260	99,855	104,128		
次年度繰越金	0	314	0	0	1,584		

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費は、函館市補助金等交付規則第6条第1項に規定され、補助金の額は、同規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。

令和元年度からは、積算方法の変更により、補助対象経費の1/2は超えているが、適正補助している。

* なお、表中の次年度繰越金の内、補助対象分は0円である。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

黒船サーカス 2019 開催補助金

補助金の概要

補助金の性格	まつり・イベント関係補助金	費目	総務費
所轄部署	企画部企画管理課	開始年度	平成23年度
交付先	函館黒船地域活性化協議会		
内容	・「音楽とファッションと食」のフェスティバル ・アーティストライブ・ファッションショーなどのステージイベントとグルメイベントを融合させた道南最大級のイベントに対し、経費の一部を補助するもの。		
目的・効果	【目的】・若者達が自ら企画立案した「音楽とファッションと食」のイベントを通じて、地域の活性化および若者達のまちづくりに対する意識の向上を図ることを目的とする。 【効果】・市民はもとより多くの方々が参加する函館を代表する一大イベントとして、地域の活性化に寄与する。 ・若者がスタッフやボランティアとして参加することにより、若者のまちづくりに対する意識の向上につながる。		
積算方法	定めなし(例年、定額給付となっている。)		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		事業収入		300	918	1,306	2,257
		自己資金	407	163	1,168	241	15
		協賛金	1,700	16,300	13,250	13,900	12,082
	収入合計		4,107	18,763	17,336	17,447	16,354
	市補助率 (%)		48.7	10.7	11.5	11.4	12.2
	支出	事業費	4,107	18,763	17,336	17,447	16,354
		支出合計	4,107	18,763	17,336	17,447	16,354
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、函館市補助金等交付規則第6条第1項に規定され、補助金の額は、同規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。交付先は消費税の課税事業者ではない旨の説明があり、協賛金収入を不課税取引として判定していると考えられることから、補助金交付先において、協賛先への請求や領収証発行の際には、協賛金は不課税仕入れであり、課税仕入れにできない旨が明確にわかるよう表示すべきと考える。

2. 監査結果

- (1) 指摘
なし

- (2) 意見
なし

自転車競技普及・振興事業補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	事業費
所轄部署	競輪事業部 事業課	開始年度	昭和28年度
交付先	一般社団法人日本競輪選手会北海道支部		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国体強化合宿, インターハイ予選会合宿等における指導・教育 ・国体等アマチュア競技大会への競技役員等の派遣 ・特別教養訓練, 自主訓練, 合宿訓練 ・記録会, 研修会 ・各種競技大会への選手の派遣 		
目的・効果	<p>【目的】 北海道における自転車競技者の競技技術および資質の向上を図る活動を行い, 自転車競技の普及・振興および競輪の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>【効果】 国体・インターハイ等の北海道代表選手の育成と強化および競技力向上を図り, 北海道からオリンピック日本代表を輩出するなど自転車競技の普及振興が期待できる。</p>		
積算方法	定めなし。提出された事業予算から積算。		
根拠法令	①一般社団法人日本競輪選手会北海道支部自転車競技普及・振興事業補助金交付要綱 ②函館市補助金等交付規則		

収支状況等（一般会計）

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	3	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		本部交付金等	1,583	2,820	2,825	2,769	2,873
		収入合計	2,583	3,823	3,825	3,769	3,873
	市補助率(%)		38.7	26.1	26.1	26.5	25.8
	支出内訳	補助対象経費	2,138	2,249	2,119	2,231	2,456
		人件費	1,851	2,233	2,108	2,231	2,456
		・役員報酬	948	948	948	948	948
		支出合計	2,583	3,823	3,825	3,769	3,873
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧、担当者への質問、必要に応じて、その質問に対応した証拠書類を補助金の交付先から提示協力を依頼してもらい検証した。

当補助金の補助対象事業は、根拠法令①の第3条に規定され、人材育成事業、広報普及事業、イベント開催事業、市長が特に必要と認める事業である。

補助金の額は、根拠法令①の第5条に規定され、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。

人件費にかかる従事者の給与や日当等の受領に関する書類を確認したところ、原本が提出されており、コピーを受領すべきところを逆にコピーが返還されていた。

なお、書類の内容を確認するため、その支出の有無を確認できるもの（税務署に提出済みの法定調書の写し、本支店での資金移動や計算明細がわかる書類、源泉所得税の納付状況）の提示を依頼し、補助金の最終到達点までを確認した。

イベント従事をキャンセルした者3名分合計28,000円は支払われなかったが、事業報告書では支払計上されていた。現金出納帳自体に不整合が生じていることになる。結果としては、補助対象経費が減少しても、補助金の金額に変動はない。

また、源泉所得税に関する書類によると、支払者は、「一般財団法人日本競輪選手会（本部）」になっている。

補助金交付先が、人件費として支出した経理処理でありながら、事業の主催者「一般財団法人日本競輪選手会北海道支部」が支払った源泉徴収票の記載になっていない書類の状況であった。

2. 監査結果

(1) 指摘

経費の支払者が本部である書類が、存在することは、不適である。今後、経費の支払者＝補助金交付先（北海道支部）になるよう指導し、是正させること（そうしなければ、補助金の交付先が、補助金対象経費を支出したことになる）。

また、今後は、源泉所得税の一括納付であった場合においても、実際の支払者が表記された正しい作成書類を確認すること。

補足として、実質的な資金の流れから判定すると、源泉徴収票その他、報酬給与に関する書類は「北海道支部」として作成すべきものである。実際の行事の実施団体である、北海道支部が補助金の申請を行っていること自体は問題がない。

次回からは、補助金交付先が補助金対象支出をしていることをはっきりさせるよう、交付先に指導し、補助金対象支出を本部が支払っている書類や、二重帳簿のような誤解を招くことにならないよう、北海道支部が支払者である「源泉徴収票」などで確認すべきである。

さらに、補助金交付先の補助対象経費を他で支払わせた書類の作成がある場合は、交付先が補助対象経費を支払っているものとして認められない旨を指導する必要がある。

(2) 意見

- ① 役員報酬全額が補助対象経費となっている。通常は、報酬の中に、本部との連携業務や支部全体としての管理業務などの対象外経費の部分も含まれていると考えられるから、補助対象経費部分について、按分計算をすべきである。

一方、経費の中でも補助対象経費になると考えられる科目等があるものの、主に人件費だけで、補助金の満額に達することから、人件費の部分だけを切り取って、申請している。

予算決めの段階で、どれだけ補助金の目的に沿った経費が投じられているのかは、増額の必要性を検討する場合には不可欠であるから、補助金対象経費の抽出方法の見直しも指導すべきである。

これにより、毎年100万円が続いている補助枠の見直しが可能になる。

- ② 積算基準がない。補助対象経費の1/2を上限に、毎年予算内である100万円補助するだけの状況である。

他の補助金では、積算方法を定め、その2分の1までを補助するものが散見され、本件と人件費の算定と比較すると、業種は違うが、明らかに階差がある状況である。同様の積算方法を取り入れることにより、適正な補助による最大効果の実現を図る必要がある。

- ③ 本件は税込経理を採用している。消費税の税抜額での申請または、消費税の課税仕入れ相当額の確認や返納に関する要綱を追加すべき。

街路灯電灯料補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	総務費
所轄部署	市民部市民・男女共同参画課	開始年度	昭和38年度
交付先	街路灯を維持管理する町会等の団体および個人（街路灯維持団体）		
内容	町会等の団体または個人が維持している街路灯（公衆街路灯）の電気料金の80%を補助金として交付する。		
目的・効果	<p>【目的】 夜間の交通安全、犯罪の防止および美観の保持を図るため、街路灯維持団体に対し、電灯料補助金を交付し、<u>街路灯の民間設置を促進している</u></p> <p>【効果】 街路灯の民間設置数が増加することにより、夜間交通の安全性の向上が図られるほか、犯罪防止効果が働くとともに、通行者に安全・安心感を与えている。また、市街地の美観を保持する役割も担っている。</p>		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市街路灯電灯料補助金交付要綱		

収支状況等（一般会計、特別会計合計）

（単位：千円）

		平成27年度 （決算）	平成28年度 （決算）	平成29年度 （決算）	平成30年度 （決算）	令和元年度 （決算）	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	90,110	76,280	74,658	73,607	68,102
		その他	22,527	19,070	18,665	18,401	17,025
	収入合計		112,637	95,350	93,323	92,008	85,127
	市補助率（%）		80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
	支出	事業費	112,637	95,350	93,323	92,008	85,127
		支出合計	112,637	95,350	93,323	92,008	85,127
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

概要補足等

函館市街路灯電灯料補助金交付要綱第3条では、補助の対象となる街路灯は、団体等が管理する街路灯で、市道上の次の各号に掲げる場所以外の場所に設置されたものおよび市長が特に補助の対象として必要と認めるものとする。

- （1）交差点からおおむね10メートル以内の場所
- （2）横断歩道からおおむね10メートル以内の場所
- （3）見通しの悪い屈曲部の中心部からおおむね10メートル以内の場所
- （4）公共施設またはこれに類する施設からおおむね50メートル以内の場所
- （5）その他特に市長が定める場所

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見

街路灯については、前回（平成20年度）の外部監査において市への移管を進めるべきとの意見があったが、その後10年が経過した現在においても移管が進んでいない状況である。

これに対して、「街路灯電灯料補助金」及び「街路灯設置費補助金」のチェックートの目的欄においては、街路灯の民間設置を促進しているとの表記がある。

いずれにしても、今後の街路灯の設置・維持・管理について、公共性・安全性をふまえ市への移管または民間設置の検討を進めるべきである。

街路灯設置費補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	総務費
所轄部署	市民部市民・男女共同参画課	開始年度	昭和37年度
交付先	街路灯を維持管理する町会等の団体および個人(街路灯維持団体)		
内容	町会等の団体または個人が街路灯を設置(新設・取替)する場合に補助金を交付する。 L E D街路灯 . . . 補助率85% L E D以外の街路灯・安定器 . . . 補助率80%		
目的・効果	【目的】 夜間の交通安全、犯罪の防止および美観の保持を図るため、街路灯維持団体に対し、設置費補助金を交付し、街路灯の民間設置を促進している。 【効果】 街路灯の民間設置数が増加することにより、夜間交通の安全性の向上が図られるほか、犯罪防止効果が働くとともに通行者に安全・安心感を与えている。また、市街地の美観を保持する役割も担っている。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市街路灯設置費補助金交付要綱		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の 収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	96,538	83,170	83,136	59,148	47,447
		その他	19,099	17,445	18,007	14,590	11,256
	収入合計		115,637	100,615	101,143	73,738	58,703
	市補助率(%)		83.4	82.6	82.2	80.2	85.0
	支出	事業費	115,637	100,615	101,143	73,738	58,703
		支出合計	115,637	100,615	101,143	73,738	58,703
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

町会備品設備整備費補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	総務費
所轄部署	市民部市民・男女共同参画課	開始年度	平成27年度
交付先	函館市町会交付金の交付の対象となる団体および町会館を管理する団体(町会等)		
内容	町会等の団体が地域活動に必要な備品設備を整備する場合に補助金を交付する。 補助率・・・補助対象経費の2分の1以内 補助金限度額・・・上限50万円, 下限5万円		
目的・効果	【目的】 町会等の自主的な活動を促進し、地域の連帯感の醸成、自治意識の向上を図ることを目的としている。 【効果】 防犯・防災・環境整備などの公共性の高い活動のほか、各種イベントなどに必要な備品等を整備することにより、町会活動の活性化、地域住民の福祉の増進に寄与することができる。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市町会備品設備整備費補助金交付要綱		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の 収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	4,296	1,838	2,954	1,981	1,698
		その他	4,840	1,838	3,249	2,031	1,975
	収入合計		9,136	3,676	6,203	4,012	3,673
	市補助率(%)		47.0	50.0	47.6	49.3	46.2
	支出	事業費	9,136	3,676	6,203	4,012	3,673
		支出合計	9,136	3,676	6,203	4,012	3,673
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

函館市町会連合会補助金

補助金の概要

補助金の性格	団体運営補助金	費目	総務費
所轄部署	市民部市民・男女共同参画課	開始年度	昭和46年度
交付先	函館市町会連合会		
内容	市と住民のパイプ役として、市民福祉の向上と住民活動の発展を図るため、各住民組織間の相互連絡調整および共通する諸問題の研究討議等を行っている。		
目的・効果	【目的】 各住民組織間の相互連絡調整と、共通する諸問題の研究討議をする推進団体として、各事業を推進しており、市と住民のパイプ役として市民福祉の向上と住民活動の発展に寄与しており、この団体の育成に努める。		
	【効果】 住みよい街づくりのために、地域の環境整備、交通安全、防犯活動、青少年の健全育成、在宅福祉の推進等、広範な活動を行って市民福祉の向上を図り、住民と行政をつなぐ重要な役割を果たしている。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位：千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	538	418	537	536	535	
	収入内訳	会費	7,571	7,596	7,538	7,512	7,589
		市補助金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
		分担金	900	900	900	900	860
		共催事業負担金	0	0	0	662	573
		負担金	2,686	3,909	2,396	1,950	2,063
		雑収入	1,215	804	488	799	504
		収入合計	22,910	23,627	21,859	22,359	22,124
	市補助率(%)	43.6	42.3	45.7	44.7	45.2	

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)
補助金対策事業の 収支状況	運 営 費	11,836	11,577	11,645	11,866	11,932
	・ 給与費	9,818	9,698	9,475	9,995	9,718
	・ 旅費交通費	315	249	210	267	330
	・ 事務費	821	779	921	699	861
	・ 通信費	418	391	390	353	388
	・ 備品費	39	54	214	83	75
	・ 修繕費	0	31	0	8	48
	・ 渉外費	303	258	266	265	312
	・ 庁舎共益費	122	117	169	196	200
	事 業 費	10,298	11,216	9,385	9,670	9,286
	・ 会議費	3,087	3,175	2,797	3,100	2,854
	・ 広報費	481	520	462	568	471
	・ 大会費	1,740	958	953	978	1,015
	・ 研修費	1,240	3,046	1,274	1,717	1,410
	・ 地区活動費	2,613	2,610	2,605	2,592	2,589
	・ 事業部活動費	647	660	601	490	487
	・ 青函交流費	243	0	435	0	259
	・ 港祭参加費	247	247	258	225	201
	諸 費	357	296	293	288	371
	・ 負担金	202	187	185	183	182
	・ 雑費	105	99	98	95	139
	・ 退職積立金	50	10	10	10	50
	・ 予備費	0	0	0	0	0
	支出合計	22,491	23,089	21,323	21,824	21,589
	次年度繰越金	418	537	536	535	535

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

①地区活動費について

令和元年度決算支出明細によると、地区活動費として計上されている2,589,000円は、西部・中央・東央・北部・東部の5地区に対して支出されているものであり、その全部が補助対象経費に対応するものとして計上されているが、他の支出科目と異なり、具体的な支出内容が不明である。

また、地区別の業務報告書には、補助対象外となる事業及び行事も含まれており、支出内容を確認できない状態では、透明性の観点から問題があるのではないか。

②分担金収入について

収入の部において、函館市社会福祉協議会からの分担金が計上されているが、当該協議会に対しては、市からの補助金が支出されており、迂回されての補助金収入とはならないか、分担金の計算根拠を明確にし、補助金の積算段階からの見直しが必要と考えられる。

③領収書等の支出確認書類について

補助事業者から提出される収支決算書及び付属の決算支出明細については、例年、その支出を確認できる領収書等の添付がなされていない。

決算支出明細の上部に「本明細表は領収書の本書と相違ないことを確認済み。」との表記があるが、監査段階では確認資料がなく、照合もできない。

総論にも記載したが、担当部局の事務量を考慮した場合でも、一定金額以上の領収書の提出を求めるなどの措置は必要ではないか。

函館市交通安全推進委員会補助金

補助金の概要

補助金の性格	団体運営補助金	費目	総務費
所轄部署	市民部交通安全課	開始年度	平成3年度
交付先	函館市交通安全推進委員会		
内容	当委員会は、函館市、警察をはじめ交通安全関係団体で構成される「交通安全事業推進母体」として運営されている組織で、市の呼びかけで市民が広く参加する交通安全啓発活動や交通安全教育活動に要する経費について補助金を支出しており、市が主体となっていく啓発活動の経費のほとんどをまかなっている。		
目的・効果	<p>【目的】 交通事故防止のために交通安全関係機関・団体が連携して行う各種啓発事業や、市民参加による交通安全運動を円滑に推進するため</p> <p>【効果】 当委員会加盟の関係機関・団体および市民が参加して行われる、交通安全啓発活動の継続的な実施により、交通事故防止が図られている。特に、高齢者の事故防止対策として重点的に取り組んでいる「夜光反射材普及活動」は着実に進んでいる。</p>		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の 収支状況	前年度繰越金	8	21	12	0	0	
	収入内訳	市補助金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		会費収入	87	87	84	84	79
		賛助金等	100	147	127	115	110
	収入合計		2,195	2,255	2,223	2,199	2,189
	市補助率(%)		91.1	88.6	89.9	90.9	91.3
	支出内訳	人件費	0	0	0	0	0
		事務費	183	219	207	192	173
		事業費	1,871	1,904	1,896	1,887	1,896
		負担金	120	120	120	120	120
	支出合計		2,174	2,243	2,223	2,199	2,189
	次年度繰越金		21	12	0	0	0

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

運営費補助であり、会から提出される収支予算書等における積算内訳を精査のうえ、補助金額を決定している。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

支出確認書類について

決算書は補助対象事業を含めた団体全体の状況を表す計算書類であるが、総論2に記載のとおり実績報告の際の証拠書類として補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類が必要なのではないか。

函館市交通安全指導員会補助金

補助金の概要

補助金の性格	団体運営補助金	費目	総務費
所轄部署	市民部交通安全課	開始年度	昭和49年度
交付先	函館市交通安全指導員会		
内容	当会は、市民の交通安全確保に寄与することを目的に、ボランティア精神に基づき活動しており、これらの活動に係る経費について補助金を支出している。		
目的・効果	<p>【目的】 当会は、市民を交通事故から守るため、市等と一体となり交通事故防止に関する各種事業を展開している団体であり、同会の活動の支援により、交通安全運動の推進を図るため。</p> <p>【効果】 各種交通安全啓発や街頭指導により、市民の交通安全意識の高揚と交通事故防止が図られるほか、函館港まつりや函館マラソン大会等の全市的なイベントや学校・地域行事の安全な運営に関し重要な役割を果たしており、各種イベントの安全運営計画には、当指導員会の活動は欠かせないものとなっている</p>		
積算基準	下記記載		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	20	27	23	0	0	
	収入内訳	市補助金	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
		会費収入	480	462	450	435	414
		諸収入	1,141	1,080	1,005	1,070	825
		収入合計	7,241	7,169	7,078	7,105	6,839
		市補助率(%)	77.3	78.1	79.1	78.8	81.8
	支出内訳	人件費	0	0	0	0	0
		交通安全運動費	136	111	88	72	163
		交通安全活動費	4,879	4,693	5,059	4,433	3,945
		研修費	190	394	406	859	413
		組織運営費	2,008	1,948	1,525	1,741	2,313
		予備費	0	0	0	0	5
		支出合計	7,213	7,146	7,078	7,105	6,839
	次年度繰越金	27	23	0	0	0	

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

運営費補助であり、会から提出される収支予算書等における積算内訳を精査のうえ、補助金額を決定している。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

支出確認書類について

決算書は補助対象事業を含めた団体全体の状況を表す計算書類であるが、総論2に記載のとおり実績報告の際の証拠書類として補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類が必要なのではないか。

函館市交通安全協会補助金

補助金の概要

補助金の性格	団体運営補助金	費目	総務費
所轄部署	市民部交通安全課	開始年度	昭和32年度
交付先	函館中央交通安全協会、函館西交通安全協会		
内容	当協会は、所轄の警察署の単位に各自治体に設置されている、各種の交通関連業者や個人会員で構成された組織であり、交通事故防止の徹底を図るためのSS運動やチャイルドシート装着の徹底等の各種運動を推進しているほか、優良運転者、優良会員等の表彰を行っており、これらの事業に要する経費の一部について補助金を支出している。		
目的・効果	<p>【目的】 函館中央警察署管内の地域および函館西警察署管内の地域を対象として、地域住民の交通安全の高揚を図るための各種運動を積極的に推進するため。</p> <p>【効果】 当協会をはじめ関係機関・団体が取り組む、交通事故防止活動および交通安全啓発活動の継続的实施による本市における交通事故発生件数等の減少。</p>		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		交通安全協会	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	函館中央	11	8	2	0	0	
		函館西	0	0	0	0	0	
	収入	市補助金	函館中央	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
			函館西	670	670	670	670	670
	その他	函館中央	600	300	300	200	50	
		函館西	330	330	380	380	480	
	寄付金	函館中央	150	150	150	150	50	
		函館西	0	0	0	0	0	
	内	会費	函館中央	2,401	2,500	2,482	2,453	2,344
			函館西	2,126	2,108	2,118	2,113	1,985
	雑収入	函館中央	32	22	0	0	20	
		函館西	1	0	0	0	0	
	収入合計	函館中央	4,634	4,420	4,374	4,243	3,904	
		函館西	3,127	3,108	3,168	3,163	3,135	
	市補助率(%)	函館中央	31.0	32.5	32.9	33.9	36.8	
函館西		21.4	21.5	21.1	21.1	21.3		

		交通安全協会	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の 収支状況	支出内訳	人件費	函館中央	2,032	2,040	2,050	2,222	2,257
			函館西	1,087	1,074	1,084	1,067	1,071
		事務費	函館中央	312	364	400	292	365
			函館西	449	481	431	361	556
		事業費	函館中央	2,076	1,829	1,704	1,556	1,130
			函館西	999	1,113	1,151	1,207	1,062
		上部団体 負担金等	函館中央	0	0	0	0	0
			函館西	36	29	25	17	15
		雑費	函館中央	28	30	46	45	68
			函館西	93	79	83	90	127
		補助対象外 経費	函館中央	178	155	174	128	84
			函館西	463	332	394	421	304
		支出合計	函館中央	4,626	4,418	4,374	4,243	3,904
			函館西	3,127	3,108	3,168	3,163	3,135
次年度繰越金	函館中央	8	2	0	0	0		
	函館西	0	0	0	0	0		

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

運営費補助であり、会から提出される収支予算書等における積算内訳を精査のうえ、補助金額を決定している。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

支出確認書類について

決算書は補助対象事業を含めた団体全体の状況を表す計算書類であるが、総論2に記載のとおり実績報告の際の証拠書類として補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類が必要なのではないか。

軽費老人ホーム運営費補助金

補助金の概要

補助金の性格	国・道等の制度に基づく補助金	費目	民生費
所轄部署	保健福祉部高齢福祉課	開始年度	平成17年度
交付先	社会福祉法人等（5法人）		
内容	<p>軽費老人ホームとは、老人福祉法に基づき無料または低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする国の施策にのっとりた老人福祉施設であり、函館市内に所在するそれらの施設に対し、健全な施設運営および入所者の負担する利用料を軽減するためのサービスの提供に要する費用の一部を利用料等取扱基準に基づき補助するものである。なお当該補助事業に対しては、平成16年度から公庫補助金が一般財源化され、特別交付税の対象となっている</p>		
目的・効果	<p>【目的】 無料または低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を送ることに不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴の準備、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とする。</p> <p>【効果】 軽費老人ホームが入所者の負担する利用料を軽減することで、入所者の福祉の増進が図られるとともに、軽費老人ホームの健全な運営が図られる。</p>		
積算方法	函館市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱、および、函館市軽費老人ホーム利用料等取扱基準により計算されている。		
根拠法令	<p>①函館市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱</p> <p>②函館市軽費老人ホーム利用料等取扱基準</p>		

収支状況等（一般会計、特別会計合計）

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助金対策事業等の収支状況	市補助金	134,222	133,551	131,555	138,702	146,747
	・ バイアニエス 社福) 函館厚生院	32,088	33,033	33,184	34,884	37,689
	・ ベレル旭ヶ岡の家 社福) 函館カリタスの園	12,699	12,196	12,792	13,407	13,449
	・ センテナリアン 社福) 敬聖会	30,143	31,075	32,211	33,634	35,369
	・ 菜の花 社福) 函館元町会	28,091	27,709	26,499	28,050	29,191
	・ おおぞら 社福) 函館愛育会	31,201	29,538	29,869	28,727	31,049
	・ 利用料収入等	291,840	299,155	268,920	263,608	290,753
	収入合計	426,062	432,706	400,475	402,310	437,500

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補助金 対策事業等 の収支状況	補助対象支出	228,884	230,353	233,049	228,535	236,113
	・ベИАニエス 社福)函館厚生院	53,926	55,623	62,157	62,402	66,557
	・ベレル旭ヶ岡の家 社福)函館カリタスの園	23,147	25,135	22,062	27,830	26,823
	・センチナリアン 社福)敬聖会	75,918	74,982	73,735	70,009	66,241
	・菜の花 社福)函館元町会	38,871	38,465	37,939	38,091	39,416
	・おおぞら 社福)函館愛育会	37,022	36,148	37,156	36,540	37,076
	・補助対象外支出	197,178	202,353	167,426	173,775	201,387
	支出合計	426,062	432,706	400,475	402,310	437,500
	補助金/補助対象経費 (%)	58.6	58.0	57.5	58.0	59.3
	・ベИАニエス 社福)函館厚生院	59.5	59.4	53.4	54.5	54.1
	・ベレル旭ヶ岡の家 社福)函館カリタスの園	54.9	48.5	58.0	48.2	50.5
	・センチナリアン 社福)敬聖会	39.7	41.4	43.7	48.0	49.5
	・菜の花 社福)函館元町会	72.3	72.0	68.3	69.0	73.5
	・おおぞら 社福)函館愛育会	84.3	81.7	80.4	78.6	78.2

【参考】交付先毎の補助金の額の計算

ベИАニエス (社福)函館厚生院	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支出合計	92,423	93,462	95,063	99,927	133,853
☆ 上記のうち 補助対象経費	53,926	55,623	62,157	57,612	66,557
☆ 補助基準額	44,038	44,127	45,268	46,788	47,982
☆印の少ない方	44,038	44,127	45,268	46,788	47,982
サービスの提供に要する 入居者からの実徴収額	11,950	11,094	12,084	11,903	10,293
補助基本額	32,088	33,033	33,184	34,884	37,689
補助率	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
補助金の額	32,088	33,033	33,184	34,884	37,689

ベレル旭ヶ岡の家 (社福) 函館カリタスの園	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支出合計	34,194	35,414	32,652	43,212	36,834
☆ 上記のうち 補助対象経費	23,147	25,135	22,062	26,283	26,823
☆ 補助基準額	17,453	17,551	18,309	18,309	17,991
☆印の少ない方	17,453	17,551	18,309	18,309	17,991
サービスの提供に要する 入居者からの実徴収額	4,754	5,355	5,517	4,902	4,542
補助基本額	12,699	12,196	12,792	13,407	13,449
補助率	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
補助金の額	12,699	12,196	12,792	13,407	13,449

センテナリアン (社福) 敬聖会	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支出合計	174,549	161,088	132,706	130,046	135,726
☆ 上記のうち 補助対象経費	75,918	74,982	73,735	70,009	66,241
☆ 補助基準額	47,638	46,318	47,664	48,950	50,299
☆印の少ない方	47,638	46,318	47,664	48,950	50,299
サービスの提供に要する 入居者からの実徴収額	17,495	15,243	15,453	15,316	14,930
補助基本額	30,143	31,075	32,211	33,634	35,369
補助率	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
補助金の額	30,143	31,075	32,211	33,634	35,369

菜の花 (社福) 函館元町会	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支出合計	64,073	62,740	63,047	63,744	68,071
☆ 上記のうち 補助対象経費	38,871	38,465	37,939	38,091	39,416
☆ 補助基準額	37,015	37,015	35,958	36,696	36,862
☆印の少ない方	37,015	37,015	35,958	36,696	36,862
サービスの提供に要する 入居者からの実徴収額	8,924	9,306	9,459	8,646	7,671
補助基本額	28,091	27,709	26,499	28,050	29,191
補助率	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
補助金の額	28,091	27,709	26,499	28,050	29,191

おおぞら (社福)函館愛育会	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支出合計	60,830	79,958	80,028	65,382	63,016
☆ 上記のうち 補助対象経費	37,022	36,148	37,156	36,540	37,076
☆ 補助基準額	37,015	36,090	36,058	34,556	36,862
☆印の少ない方	37,015	36,090	36,058	34,556	36,862
サービスの提供に要する 入居者からの実徴収額	5,814	6,552	6,189	5,829	5,813
補助基本額	31,201	29,538	29,869	28,727	31,049
補助率	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10
補助金の額	31,201	29,538	29,869	28,727	31,049

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、函館市軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱第3条に規定され、補助金の算定方法は、同要綱第4条第2項で規定され、限度計算もある。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

① 要綱に規定する「庁費」について、明瞭な表記に改定が必要である。

「庁費」をどのようなものをさすのかについての明確な規定がなく、事務遂行上の理解として、下記回答がある。

「庁費」とは人件費・旅費を除く施設運営に係る事務費（具体的には、水道光熱費、燃料費、福利厚生費、研修費、事務消耗品費、被服費、印刷製本費等）であり、運営に関係がない施設職員の食事代や理事会役員に係る経費を除く。

このように、規定があればわかりやすい。

現在は、住居にかかる部分は補助せず、介護などにかかる部分の赤字を補填する内容の計算式の考え方になっていることから、「庁費」ではなく、わかりやすい表記への見直しが必要である。

② 人数の少ないケアハウスほど、補助率が高い結果となっており補助金対象経費の1/2を超えるものがある。

規則第6条第2項ただし書の規定により補助対象経費の1/2を超える場合は、交付の決裁時に理由書を作成添付すべきである。

心身障害者扶養共済制度加入者助成費

補助金の概要

補助金の性格	条例・規則に基づく補助金	費目	民生費
所轄部署	保健福祉部障がい保健福祉課	開始年度	昭和48年度
交付先	個人		
内容	市に居住する加入者が納付した1口目の掛金に対し、規則で定める額を助成する		
目的・効果	【目的】 障がい者(児)の保護者が死亡したり重度障がい者になったとき、残された障がい者(児)に一定額の年金が支給される心身障害者扶養共済の掛金を助成することにより、加入促進を図り、生活の安定と福祉の増進に資する		
	【効果】 障がい者がいる世帯の経済的負担の軽減を図る		
積算方法	心身障害者扶養共済制度加入者に対する掛金助成規則第3条及び別表による		
根拠法令	心身障害者扶養共済制度加入者に対する掛金助成規則		

収支状況等(一般会計)

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市補助金	2,097	1,710	1,410	1,222	1,136
実人数	69	59	48	41	38

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、心身障害者扶養共済制度加入者に対する掛金助成規則に規定され、補助金の額は、心身障害者扶養共済制度加入者に対する掛金助成規則第3条及び別表により規定されている。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

函館市身体障害者福祉団体連合会補助金

補助金の概要

補助金の性格	団体運営補助金	費目	民生費
所轄部署	保健福祉部障がい保健福祉課	開始年度	昭和29年度
交付先	(一社)函館市身体障害者福祉団体連合会		
内容	障がい者の文化・レクリエーション活動あるいはスポーツ活動等の各種行事・研修や障がい者同士の交流、社会活動促進事業等の運営事業を補助する		
目的・効果	【目的】 函館市に居住する身体障がい者の福祉増進と援護の強化を図り、その更生に寄与する		
	【効果】 身体障がい者の社会参加の促進と相互交流が図られる		
積算方法	予算範囲内で、補助対象経費の1/2以内で補助している。		
根拠法令	函館市補助金等交付規則 地方自治法第232条の2		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	160	171	252	8	0	
	収入内訳	市補助金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
		その他の助成金	560	576	538	493	543
		事業収入	6,237	6,219	5,647	6,134	6,207
		会費収入	163	151	136	131	128
		寄付金	110	0	0	0	0
		収入合計	10,230	10,117	9,573	9,766	9,878
	市補助率(%)	29.3	29.6	31.3	30.7	30.3	
	支出内訳	人件費	3,072	3,174	2,979	3,127	3,286
		事務費	983	948	786	958	1,046
		事業費	5,912	5,750	5,578	5,440	5,318
		上部団体負担金	196	195	195	204	204
		雑費等	67	50	35	37	24
	支出合計	10,230	10,117	9,573	9,766	9,878	
次年度繰越金	0	0	0	0	0		

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、函館市補助金等交付規則の第6条第1項に規定され、補助金の額は、同規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

在宅福祉ふれあい事業費補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	民生費
所轄部署	保健福祉部地域福祉課	開始年度	平成30年度
交付先	社会福祉法人函館市社会福祉協議会		
内容	概ね65歳以上の一人暮らしの者もしくは夫婦のみの世帯または心身の障がい等により日常生活に支障のある者がいる世帯などに提供する、在宅福祉ふれあいサービス事業、ボランティア地域援助活動支援事業、健康・生きがいづくり推進事業、在宅福祉ふれあい事業の促進に関する事業に対し補助している。		
目的・効果	<p>【目的】 地域住民の相互扶助の精神と福祉意識の高揚、高齢者等に対する良き隣人関係の醸成を基本理念に、民生委員、町会関係者、ボランティア等による在宅福祉委員会を組織し、高齢者等が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち安心して暮らせる地域社会の実現を図る。</p> <p>【効果】 函館市社会福祉協議会が実施主体となり、町会単位で設置している在宅福祉委員会において、在宅福祉サービスを実施することにより、高齢者等の自立促進と社会参加、交流の深化を図り、地域に根差した在宅福祉活動による地域住民相互の助け合いや思いやりの心が育成され、より一層の地域福祉の増進を図ることができる。</p>		
積算方法	在宅福祉ふれあい事業費補助金交付要綱(第2条、第3条、別表1～3)		
根拠法令	在宅福祉ふれあい事業費補助金交付要綱		

収支状況等(特別会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	繰入金	4,863	4,058	3,575	3,566	3,449	
	市補助金	42,364	42,449	42,375	42,899	41,843	
	収入合計	47,227	46,507	45,950	46,465	45,292	
	市補助率(%)	89.7	91.2	92.2	92.3	92.3	
	支出内訳	人件費	12,156	11,396	10,200	10,800	10,800
		事務費	785	811	903	858	934
		事業費	34,286	34,300	34,847	34,807	33,558
		補助対象支出合計	47,227	46,507	45,950	46,465	45,292
		支出合計	47,227	46,507	45,950	46,456	45,292
		補助対象次年度繰越	0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費は、在宅福祉ふれあい事業費補助金交付要綱第2条及び別表1に規定している。

補助金の額は、在宅福祉ふれあい事業費補助金交付要綱第3条及び別表2・3で規定している。

2. 監査結果

(1) 指摘

ボランティア地域援助活動支援事業助成金および福祉教育推進養成事業助成金の補助の基準額は、要綱により、限度額がある。

下表の助成金については、社会福祉協議会が助成した相手先が実施したことを確認できる書類がないことから、提出させる必要がある。

助成金の一部抽出		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支 出 内 容	ボランティア地域援助活動支援事業助成金	900,000	925,000	825,000	800,000	775,000
	内容（団体数×単価）	1×100,000円 32×25,000円	1×100,000円 33×25,000円	1×100,000円 29×25,000円	1×100,000円 28×25,000円	1×100,000円 27×25,000円
	世代間交流支援事業開催助成金	300,000	330,000	330,000	300,000	360,000
	助成先：在宅福祉委員会、町会（実施回数等）	20	22	21	20	24
	健康・生きがいがづくり教室開催事業 開催助成金	8,500	18,392	49,935	105,445	135,500
	助成先：在宅福祉委員会（実施回数等）	1	2	5	11	14
	委員会等自主研究講座開催支援事業助成金	87,075	67,960	121,000	125,000	65,115
	助成先：在宅福祉委員会等（実施回数等）	6	5	10	9	6
	福祉教育推進養成事業助成金	450,000	500,000	300,000	550,000	450,000
	助成先：小中学校等（対象校の数）	9×50,000円	10×50,000円	6×50,000円	11×50,000円	9×50,000円
	合計	1,745,575	1,841,352	1,625,935	1,880,445	1,785,615
	総合計	8,878,922				

(2) 意見

①補助金の交付先に、助成金の交付ができる権利を与えるのには、疑問がある。社会福祉協議会自体が、会を開催する若しくは職員を派遣参加させる、ないし、何かの反対給付がある経費などを補助金対象として考える

べきであり、これら活動先（在宅福祉委員会など）に、助成金を交付するのであれば、助成事業を創設し、直接、活動先へ函館市が助成をするべきである。

②計表中、世代間交流支援事業開催助成金に単価違いの部分が存在する。これは、補助金の審査において、実施回数や支払の状況の確認が、適切に行われていないとの誤解を招きかねない。

函館市社会福祉協議会補助金

補助金の概要

補助金の性格	行政の補完的団体補助金	費目	民生費
所轄部署	保健福祉部 地域福祉課	開始年度	昭和43年度
交付先	社会福祉法人函館市社会福祉協議会		
内容	市民に密着した地域福祉を推進するとともに、市の福祉行政を補完する役割を担う函館市社会福祉協議会に対し、その法人運営、地域福祉活動事業および応急生活資金貸付事業に要する経費を補助する		
目的・効果	【目的】 身近な地域で取り組む福祉活動の充実・活性化など、市民に密着した地域福祉を推進する施策を主体的に取り組むため		
	【効果】 財政基盤の乏しい同法人の経営を安定させることにより、種々の福祉サービスの提供が可能となり、市民福祉の向上に寄与している		
積算方法	函館市社会福祉協議会補助金交付要綱（第2条、第3条、別表）		
根拠法令	①社会福祉法人の助成に関する条例 ②同条例施行規則 ③函館市社会福祉協議会補助金交付要綱		

【参考】 函館市社会福祉協議会の事業別の区分

< 社会福祉事業 >

- ・法人運営・地域福祉活動事業・共同募金配分金事業・福祉人材バンク事業
- ・在宅福祉ふれあい事業・居宅介護事業・ひとり親家庭奉仕員派遣事業
- ・障がい者総合支援等事業・障がい者地域生活支援事業・資金貸付事業
- ・社会福祉活動基金事業・介護予防生活支援事業・日常生活自立支援事業

< 公益事業 >

- ・指定管理事業・ファミリーサポートセンター事業
- ・特定施設入居者生活介護事業・地域包括支援センター運営事業
- ・権利擁護事業・地域支援事業

< 収益事業 >

- ・自動販売機の設置経営事業

収支状況等(一般会計)

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金 前期末支払資金残高	32,714	49,697	69,172	87,946	100,170	
	収入内訳	市補助金	73,326	70,776	67,206	64,060	62,710
		その他の助成金	59,299	87,589	87,727	84,236	82,129
		事業収入	495,835	503,856	522,988	528,012	514,297
		会費収入	9,399	9,311	9,173	9,105	8,825
		寄付金	6,257	5,866	5,307	4,958	2,623
		経理区分間繰入	31,799	38,289	39,022	39,890	32,814
		その他活動等	22,172	17,939	12,458	8,442	2,321
		収入合計	730,801	783,323	813,053	826,649	805,889
	市補助率(%)	10.0	9.0	8.3	7.7	7.8	
	支出内訳	人件費	353,556	363,932	371,881	367,760	362,242
		事務費	166,048	171,807	173,180	173,432	168,604
		事業費	60,794	75,312	81,109	77,872	76,163
		上部団体負担金	2,897	2,865	2,834	2,836	2,734
		雑費等	50,050	47,739	47,541	47,396	46,020
		経理区分間繰入	31,799	38,289	39,023	39,890	32,814
		その他活動等	15,960	14,207	9,539	17,293	5,403
		支出合計	681,104	714,151	725,107	726,479	693,980
	次年度繰越金	49,697	69,172	87,946	100,170	111,909	

【参考】補助金の算定の基となる補助対象経費配分

区分(補助率)	平成30年度	令和元年度
法人運営(1/2)	28,570	29,319
地域福祉活動事業	69,843	67,250
上記の内、各支所(1/2)	40,700	38,890
上記の内、本所(100%)	29,143	28,360
資金貸付事業(100%)	6,911	6,457
合計	105,324	103,026

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象事業及び補助対象経費は、函館市社会福祉協議会補助金交付要綱第2条及び別表に規定している。

補助金の額は、函館市社会福祉協議会補助金交付要綱第3条及び別表に規定している。

その他、社会福祉法人の助成に関する条例、同条例施行規則で、助成や提出書類等の方法等について規定している。

函館市補助金等交付規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。

一般会計と特別会計があり、算定の基となる金額の配分により、補助金の収入配賦計算を行う仕組みである。

事業が多数あり、消費税の課税事業者であることから、消費税に関する規定を整備するほか、函館市社会福祉協議会の提出書類や事務量が膨大であるから、当該団体にかかる全補助金の取扱いや審査方法を集約してできるような体制づくりが必要と考える。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

函館市民生児童委員連合会補助金

補助金の概要

補助金の性格	団体運営補助金	費目	民生費
所轄部署	保健福祉部地域福祉課	開始年度	昭和48年度
交付先	函館市民生児童委員連合会		
内容	1. 民生児童委員協議会の運営指導，連絡調整 2. 民生委員・児童委員の職務および任務に係る指導 3. 民生委員・児童委員の研修 4. 関係機関・団体等との連絡調整と意見具申活動 5. 社会福祉の向上に必要な調査ならびに諸施策の促進 6. その他，会の目的達成に必要な活動		
目的・効果	【目的】 民生児童委員協議会の相互連携と活動の充実および福祉課題に関する調査や，民生委員活動に必要な情報の提供，資質向上を目的としている。		
	【効果】 地域福祉の増進および市の福祉施策の推進につながる。		
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の1/2以内で補助している。		
積算方法	・函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計)

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	69	69	156	156	156	
	収入内訳	市補助金	4,612	4,612	4,612	4,890	4,890
		その他の助成金	1,984	2,111	2,859	2,306	2,306
		会費	10,295	10,295	10,650	10,650	10,650
		繰入金(特別会計)	0	0	1,500	355	0
		雑収入	286	266	256	221	299
		収入合計	17,246	17,353	20,033	18,578	18,301
	市補助率(%)	26.7	26.5	23.2	26.5	26.9	
	支出内訳	人件費	4,982	5,087	5,158	5,177	5,030
		事務費	842	1,115	841	680	889
		事業費	6,728	6,741	9,618	8,126	7,199
		上部団体負担金	4,059	4,060	4,060	4,060	4,770
		雑費	566	194	200	379	258
		支出合計	17,177	17,197	19,877	18,422	18,146
	補助対象支出合計	16,966	17,001	19,676	18,042	17,888	
	次年度繰越金	69	156	156	156	155	

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は函館市補助金等交付規則の第6条第1項に規定され、補助金の額は、函館市補助金等交付規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。

2. 監査結果

- (1) 指摘
なし

- (2) 意見
なし

障がい者・児歯科診療事業運営費補助金

補助金の概要

補助金の性格	奨励的団体補助金	費目	衛生費
所轄部署	保健福祉部健康増進課	開始年度	平成15年度
交付先	一般財団法人 函館歯科医師会		
内容	心身障がい者(児)等は、一般の歯科診療所での治療が困難な場合が多く、口腔内の状況が劣悪であるばかりか、身体にも悪影響を及ぼしているケースが多く、対応が求められてきた。このため、市として歯科医師会が心身障がい者等の歯科治療を行うことができるよう、平成15年に総合保健センター内に口腔保健センターを整備し、同年から本補助金を交付している。		
目的・効果	【目的】 一般の歯科診療所での診療が困難な障がい者・児の歯科診療の機会を安定的・継続的に確保する。 【効果】 障がい者・児の歯科診療機会の確保により障がい者・児の健康保持に寄与する。		
積算方法	予算範囲内で、補助対象経費の1/2以内で補助している。		
根拠法令	・函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	7,623	7,623	7,623	7,623	7,623
		その他助成金	1,003	982	961	940	982
		事業収入	5,031	4,357	5,097	4,713	3,911
		その他事業収入他	792	1,039	1,668	2,473	3,260
		収入合計	14,449	14,001	15,349	15,749	15,776
	市補助率(%)	52.8	54.4	49.7	48.4	46.5	
	支出内訳	人件費	10,703	10,593	11,173	11,104	11,317
		事務費	956	952	1,134	1,283	1,219
		事業費	2,209	1,883	2,445	2,446	2,116
		その他諸費	581	573	597	916	1,124
	支出合計	14,449	14,001	15,349	15,749	15,776	
	補助対象支出合計	14,449	14,001	15,349	15,749	15,776	
次年度繰越金	0	0	0	0	0		

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い検証した。

当補助金の補助対象経費等は函館市補助金等交付規則の第6条第1項に規定され、補助金の額は、函館市補助金等交付規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

休日救急歯科診療補助金

補助金の概要

補助金の性格	奨励的団体補助金	費目	衛生費
所轄部署	保健福祉部健康増進課	開始年度	昭和58年度
交付先	一般財団法人 函館歯科医師会		
内容	休日および年末年始における救急歯科診療は、昭和57年12月に試行し、市民の好評を得て昭和58年度から歯科医師会会員の歯科診療所で輪番制により本格開始し、スタートと同時に補助を開始してきた。平成15年度からは市総合保健センター内に開設した口腔保健センターにおいて診療場所を固定化して実施しているが、診療報酬だけでは賄えないため、口腔保健センターを運営する函館歯科医師会に対して補助を継続している。		
目的・効果	【目的】休日における救急歯科診療体制を確保する。 【効果】救急診療体制の確保により市民の健康保持に寄与する		
積算方法	予算範囲内で、補助対象経費の1/2以内で補助している。		
根拠法令	・函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	1,584	1,584	1,584	1,584	1,584
		その他助成金	256	256	256	259	274
		事業収入	7,775	7,211	7,140	7,816	9,818
		雑収入	93	90	597	28	-
		特定預金取崩等	1,350	1,275	-	-	-
	収入合計	11,058	10,416	9,577	9,687	11,676	
	市補助率(%)	14.3	15.2	16.5	16.4	13.6	
	支出内訳	人件費	8,673	8,077	6,916	6,866	7,041
		事務費	830	840	573	626	615
		事業費	1,361	1,308	608	1,108	1,153
		その他諸費	194	191	1,480	1,087	2,867
	支出合計	11,058	10,416	9,577	9,687	11,676	
	補助対象支出合計						
次年度繰越金	0	0	0	0	0		

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、函館市補助金等交付規則の第6条第1項に規定され、補助金の額は、函館市補助金等交付規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

児童福祉施設産休等代替職員費補助金

補助金の概要

補助金の性格	国・道等の制度に基づく補助金	費目	民生費
所轄部署	子ども未来部子ども企画課	開始年度	平成17年度
交付先	社会福祉法人等		
内容	社会福祉施設等に勤務する産休または病休職員の勤務を、臨時的に任用した代替職員に行わせるもの。		
目的・効果	<p>【目的】 社会福祉施設等に勤務する産休または病休職員の母体の保護または専心療養の保障を図るため、施設の長が行う産休等代替職員制度の実施に要する経費について交付する。</p> <p>【効果】 産休または病休職員の勤務を、臨時的に任用した代替職員に行わせることによって、職員の母体の保護または専心療養の保障を図りつつ、施設における施設利用者の処遇の正常な実施体制を確保することができる。</p>		
積算方法	下記記載		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市補助金等交付規則 ・函館市社会福祉施設産休等代替職員費補助金交付要綱 		

補助対象事業の収支状況(決算)等

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童福祉施設(数)	139	134	129	132	132
実勤務日数	943日	531日	354日	414日	0日
市補助金	4,867	2,694	1,900	2,064	0
臨時職員賃金	6,945	3,355	2,402	2,889	0
市補助率(%)	70.1	80.3	79.1	71.4	-

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

補助基準額(注1)の日額と補助対象経費(注2)の実支出日額とを比較していずれか少ない方の額に実勤務日数(任用の承認をした職員が任用承認期間内で実際に施設に勤務した日数)を乗じて得た額。

(注1) 補助基準額

日額 5,910円

ただし、1日の実勤務時間数が8時間未満の場合は、次の算式により得た額を補助額の日額とする。

$5,910 \text{円} \times \text{実勤務時間数} \div 8 \text{(円未満切り捨て)}$

(注2) 補助対象経費

産休等代替職員の任用に必要な賃金

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1を超えている
(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 交付理由書を添付していない理由

本事業は補助基準日額と実支出日額とを比較し、いずれか少ない方の額に、代替職員が任用承認期内で実際に勤務した日数を乗じて得るという算定方法をとっているため、その補助率は一定ではない。

(3) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

給与明細で確認している。
産休等代替で補充された人件費に対し補助を行うものであり、給与明細以外に職員個人の支出を確認できる書類がないため。

(4) 他都市の状況

積算基準	①A市	1人1日当たり 6,096円×勤務日数
	②B市	1人1日当たり 5,960円(※)×勤務日数 ※当該職員との労働契約上の日額賃金とし、いずれか少ない額を乗じて得た額とする。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

所得税徴収高計算書等の添付について
現状としては「給与明細」以外に職員個人の支出を確認できる書類がないため、支出確認書類としている認識である。

他に人件費の支出を確認できる書類として、「賃金台帳」、「月別各人別給与支給額一覧表」、「所得税徴収高計算書」および「金融機関振り込み控え」があるので、支出確認書類に追加するよう検討していただきたい。

私立学校運営助成費

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	教育費
所轄部署	子ども未来部子ども企画課	開始年度	昭和26年度
交付先	私立学校を設置する学校法人		
内容	私立学校を設置する学校法人に対し、その経営に要する経費のうち、直接教育の振興に寄与する経費について、補助金として支出している (R1年度1人当たりの補助単価26,000円 学校区分毎に算出した補助総額(対象人数×補助単価)を①校数割60/100、②在籍者数割30/100、③教職員数割10/100の割合により算出した額を各学校に配分)		
目的・効果	【目的】私立学校が果たしている重要な役割にかんがみ、①父母負担の軽減、②教育条件の維持向上、③経営の健全性の向上を図ることにより、本市教育の振興に資するため。 【効果】私立学校における経常経費の増こうや少子化傾向が続くなか、授業料等の父母負担の公私間格差が抑えられている。また、それぞれの学校においては、各々の建学の精神に基づき、特色のある教育活動の取り組みに充てられ、21世紀を担う人づくりに寄与している。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	・函館市補助金等交付規則 ・函館市私立学校運営助成費補助金交付要綱		

補助対象事業の収支状況(決算)等

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受益対象者	6,475人	5,292人	4,939人	4,495人	4,451人
一人当たり単価	24	24	24	24	26
市補助金	155,400	127,008	118,536	107,880	115,726
補助対象経費	2,439,056	2,178,260	2,129,642	2,245,724	2,244,288
市補助率(%)	6.4	5.8	5.6	4.8	5.2

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

補助金は、私立学校を設置する学校法人に対し、その経営に要する経費のうち、直接教育の振興に寄与する経費で次に掲げるものについて、予算の範囲内で交付する。

運営費 教育条件の維持および向上を図るための経常的経費で、次に掲げるもの

- ア 教材、教具、校具および園具の購入等に係る経費
- イ 施設及び設備の整備充実に係る経費
- ウ 教職員の研修および研究に係る経費
- エ 教職員の人件費

オ その他市長が特に必要と認める経費
 経費に係る補助金の額は、別表に定めるところによる。

別表

補助対象経費	運営費
補助対象学校	幼稚園 小学校 中学校 高等学校 短期大学 大学
補助金の額	予算の範囲内
算定方法	<p>補助対象学校の区分ごとの総額に次に掲げる割合をそれぞれ乗じ、配分した額の合算額とする。</p> <p>(1) 校(園)数割 100分の60 校数に応じ配分</p> <p>(2) 在籍者数割 100分の30 在籍者数(在籍者が定員を超える場合は、定員)に応じ配分</p> <p>(3) 教職員数割 100分の10 教職員数(専任者1, 兼務者0.5を乗じて得た数)に応じ配分 (ただし、同一法人内の兼務者は除く。)</p>
備考	<p>1 人員算定の基準日は、当該年度の5月1日とする</p> <p>2 <u>教職員の人件費に係る補助金は当該学校に係る補助金の総額の2分の1以内</u>とする</p> <p>3 専任者および兼務者の定義は、学校基本調査の手引きを準用する</p>

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である
 (補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

決算書で確認している。

学校運営に対する補助であり、対象経費は人件費・教材購入・施設修繕費・委託料など様々あるが、振込での支出が主で領収書はほとんど発行されていない。

函館市補助金等交付規則

(補助対象経費等)

第6条 補助金等の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業等に要する経費から交際費、慶弔費その他の経費で市長が定めるものを除いたものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

(3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類またはその写し

函館市補助金等交付規則運用方針

第6条 (補助対象経費等) 関係

第1項

「その他の経費で市長が定めるもの」とは、おおむね、次に掲げる経費をいう。

- (1) 懇親会および飲食にかかる経費
- (2) 慰安的な旅行に要する経費
- (3) 入場料など受益者負担で賄うべき経費
- (4) その他補助することが適当でないと認められる経費

第17条 (実績報告) 関係

第2項

第3号

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類は、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書、領収書などをいう。

(3) 他都市の状況

積算基準	①A市	<p>[小・中学校] 補助額＝①＋② ①定額 1校:3,100 千円 ②生徒数区分 (ア)50人まで:200 千円(イ)51～100人:250 千円 (ウ)101～200人:300 千円(エ)201人以上:400 千円</p> <p>[高校] 補助額＝①＋② ①定額 1校:1,100 千円 ②市内在住の生徒に1千円を乗じて得た額</p>
積算基準	②B市	<p>[小・中学校] 補助額＝生徒数割(4,500 円)×当該年度の5月1日現在の生徒数</p> <p>[高校] 補助額＝下記の生徒数割に当該年度の5月1日現在の生徒数を乗じて得た額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・150名まで 1人当たり 15,000 円 ・151名から 1人当たり 5,500 円

(4) 平成20年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 夜間急病センター運営費補助金について)

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
保健所	<p>(2) 近隣市町在住者の利用 夜間急病センターの利用者には、函館市以外の近隣市民住民も含まれているため、当施設の費用補助については利用者の割合により各市町が負担すべきである。 このことについて、平成20年度から北斗市、七飯町も負担することで合意した事は大いに評価すべきである。</p>	152	<p>各支町の費用負担につきましては、指定管理者制度を導入した平成20年12月を契機に共同運営の視点に立ち、委託料の総体を各自治体の人口割合に応じて費用負担する協定を締結しており、今後とも各市町との協力体制のもと施設運営に努めてまいりたい。</p>

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

①支出確認書類について

決算書は補助対象事業を含めた法人全体の状況を表す計算書類であるので、補助対象経費から除かれる交際費、慶弔費その他の経費が含まれているか確認できないため、補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類としては不適當である。

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類として適當なのは、領収書、金融機関振り込み控え及び請求書、契約書等であるので、函館市補助金等交付規則運用方針を改正するよう検討していただきたい。

②教職員の人件費について

補助金額の積算方法では、教職員の人件費に係る補助金はその学校に係る補助金総額の2分の1以内でなければならないので、教職員の人件費を確認するには資格を証明する書類のほかに「給与明細」だけでは不十分である。

他に人件費の支出を確認できる書類として、「賃金台帳」、「月別各人別給与支給額一覧表」、「所得税徴収高計算書」および「金融機関振り込み控え」があるので、支出確認書類に追加するよう検討していただきたい。

③近郊市町在籍者の利用について

平成20年度包括外部監査における夜間急病センター運営費補助金によると、施設の費用補助について利用者の割合により北斗市、七飯町も負担することで合意した。

私立学校運営助成費補助金の交付先は函館市内に私立学校を設置する学校法人であり、積算方法において函館市内在籍者数は考慮されていない。

しかし、函館市以外の在籍者も補助金の受益を受けることから、各学校法人の居住地別在籍者の実態を把握して、近郊市町へ応分の負担を求めるよう検討していただきたい。

私立専修学校運営助成費

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	教育費
所轄部署	子ども未来部子ども企画課	開始年度	平成17年度
交付先	私立専修学校を設置する学校法人または準学校法人		
内容	私立専修学校を設置する学校法人または準学校法人に対し、専門課程の運営に要する経費のうち、教育条件の維持および向上を図るための経常的経費について、補助金として支出している。 (R1年度の1人あたりの補助単価26,000円 補助総額(対象人数×補助単価)を①校数割60/100, ②在籍者数割30/100, ③教職員数割10/100分の割合により算出した額を各学校に配分)		
目的・効果	<p>【目的】 私立専修学校は、近年の国際化、高齢化、情報化が進展している中で、高等教育の一翼を担っている重要な役割にかんがみ、①経済負担の軽減、②教育条件の維持向上、③経営の健全性の向上を図ることにより、本市教育の振興に資するため。</p> <p>【効果】 本補助金の交付により、私立専修学校の経営の健全性を高め、父母負担の軽減と教育条件の維持向上が図られることにより、近年の国際化や情報化に対応できる学校づくりおよび21世紀を担う人づくりに寄与している。</p>		
積算方法	下記記載		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市補助金等交付規則 ・函館市私立専修学校運営助成費補助金交付要綱 		

補助対象事業の収支状況(決算)等

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受益対象者	710人	662人	668人	635人	580人
一人当たり単価	13	13	13	13	26
市補助金	9,230	8,606	8,684	8,255	15,080
補助対象経費	211,459	185,494	163,035	152,550	145,996
市補助率(%)	4.4	4.6	5.3	5.4	10.3

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

補助金は、私立専修学校を設置する学校法人および準学校法人に対し、専門課程の運営に要する経費のうち、教育条件の維持および向上を図るための経常的経費で次に掲げるものについて、予算の範囲内で交付する。

- (1) 教材、教具、校具の購入等に係る経費
- (2) 施設及び設備の整備充実に係る経費
- (3) 教職員の研修および研究に係る経費
- (4) 教職員の人件費
- (5) その他市長が特に必要と認める経費

経費に係わる補助金の額は、別表に定めるところによる。
別表

補助対象経費	専門課程の運営に要する経費のうち、教育条件の維持向上を図るための経常的経費
補助対象学校	学校法人で専門課程を有している専修学校
補助金の額	予算の範囲内
算定方法	補助対象学校の区分ごとの総額に次に掲げる割合をそれぞれ乗じ、配分した額の合算額とする。 (1) 校(園)数割 100分の60 校数に応じ配分 (2) 在籍者数割 100分の30 在籍者数(在籍者が定員を超える場合は、定員)に応じ配分 (3) 教職員数割 100分の10 教職員数(専任者1, 兼務者0.5を乗じて得た数)に応じ配分 (ただし、同一法人内の兼務者は除く。)
備考	1 人員算定の基準日は、当該年度の5月1日とする 2 <u>教職員の人件費に係る補助金は当該学校に係る補助金の総額の2分の1以内とする</u> 3 専任者および兼務者の定義は、学校基本調査の手引きを準用する

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

決算書で確認している。

学校運営に対する補助であり、対象経費は人件費・教材購入・施設修繕費・委託料など様々あるが、振込での支出が主で領収書はほとんど発行されていない。

函館市補助金等交付規則

(補助対象経費等)

第6条 補助金等の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業等に要する経費から交際費、慶弔費その他の経費で市長が定めるものを除いたものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

(3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類またはその写し

函館市補助金等交付規則運用方針

第6条 (補助対象経費等)関係

第1項

「その他の経費で市長が定めるもの」とは、おおむね次に掲げる経費をいう。

- (1) 懇親会および飲食にかかる経費
- (2) 慰安的な旅行に要する経費
- (3) 入場料など受益者負担で賄うべき経費
- (4) その他補助することが適当でないと認められる経費

第17条 (実績報告)関係

第2項

第3号

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類は、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書、領収書などをいう。

(3) 他都市の状況

積算基準	①A市	補助基準額＝712千円(1校) 当該年度5月1日現在において、生徒数が40人以上の場合は補助基準額、40人未満20人以上の場合は、補助基準額の1/2、20人未満の場合は交付しない。
	②B市	補助額＝生徒数割(4,500円)×補助対象生徒数(5月1日現在)で算出

(4) 平成20年度包括外部監査の結果に基づく措置

(特定の事件名 夜間急病センター運営費補助金について)

2意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
保健所	(2) 近隣市町在住者の利用 夜間急病センターの利用者には、函館市以外の近隣市民住民も含まれているため、当施設の費用補助については利用者の割合により各市町が負担すべきである。 このことについて、平成20年度から北斗市、七飯町も負担することで合意した事は大いに評価すべきである。	152	各支町の費用負担につきましては、指定管理者制度を導入した平成20年12月を契機に共同運営の視点に立ち、委託料の総体を各自治体の人口割合に応じて費用負担する協定を締結しており、今後とも各市町との協力体制のもと施設運営に努めてまいりたい。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

①支出確認書類について

決算書は補助対象事業を含めた法人全体の状況を表す計算書類であるので、補助対象経費から除かれる交際費、慶弔費その他の経費が含まれているか確認できないため、補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類としては不適當である。

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類として適當なのは、領収書、金融機関振り込み控え及び請求書、契約書等であるので、函館市補助金等交付規則運用方針を改正するよう検討していただきたい。

②教職員の人件費について

補助金額の積算方法では、教職員の人件費に係る補助金はその学校に係る補助金総額の2分の1以内でなければならないので、教職員の人件費を確認するには資格を証明する書類のほかに「給与明細」だけでは不十分である。

他に人件費の支出を確認できる書類として、「賃金台帳」、「月別各人別給与支給額一覧表」、「所得税徴収高計算書」および「金融機関振り込み控え」があるので、支出確認書類に追加するよう検討していただきたい。

③近郊市町在籍者の利用について

平成20年度包括外部監査における夜間急病センター運営費補助金によると、施設の費用補助について利用者の割合により、北斗市、七飯町も負担することで合意した。

私立専修学校運営助成費補助金の交付先は函館市内に私立専修学校を設置する学校法人または準学校法人であり、積算方法において函館市内在籍者数は考慮されていない。

しかし、函館市以外の在籍者も補助金の受益を受けることから、各学校法人等の居住地別在籍者の実態を把握して、近郊市町へ応分の負担を求めよう検討していただきたい。

函館大学図書館図書整備費補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	教育費
所轄部署	子ども未来部子ども企画課	開始年度	昭和43年度
交付先	私立学校を設置する学校法人		
内容	学術の研究および職業教育の研究に必要な図書購入費の一部を補助している。		
目的・効果	<p>【目的】 学術研究の急速な発展により資料が多様化し、図書価格が高騰している中、経営環境の健全性の向上と、保護者負担の軽減を図る。</p> <p>【効果】 地域の高等教育機関の中心として教育条件の維持向上が図られるとともに、保護者負担の軽減が図られる。また「開かれた大学」として、一般市民にも開放されており、生涯学習の振興、地域文化の発展に寄与している。</p>		
積算方法	下記記載		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市補助金等交付規則 ・函館市私立学校運営助成費補助金交付要綱 		

補助対象事業の収支状況（決算）等

（単位：①、④～冊、②～千円、③～人）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
①	1,334	1,305	1,421	1,484	1,527	
購入冊数	蔵書冊数	155,220	182,900	182,974	184,526	186,138
	・開架閲覧室	-	-	174,660	176,180	178,025
	・研究室	-	-	8,314	8,346	8,113
	・(内、除去冊数累積)	-	-	1,697	7	0
	・(内、寄贈図書)	-	-	122	53	85
	・(内、製本雑誌・復籍等)	-	-	228	22	0
②	4,671	4,705	4,705	4,065	4,134	
購入額	市補助金	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	市補助率(%)	38.5	38.2	38.2	44.2	44.2
③	20,029	18,490	15,906	18,141	18,215	
利用者数	教員・学生	17,320	15,553	13,649	15,507	15,395
	一般市民(a)	2,709	2,937	2,257	2,634	2,820
	・aの割合(%)	13.5	15.8	14.1	14.5	15.5
④	171,000	211,000	211,000	211,000	211,000	
蔵書能力	開架閲覧室	171,000	186,000	186,000	186,000	186,000
	研究室	0	25,000	25,000	25,000	25,000

※1 H28年に寄贈図書、製本雑誌を従来の蔵書冊数に含めたため、蔵書冊数が増加した。

※2 蔵書能力も移動式書架に収容数を含め、186,000冊へ変更した。

※3 H28以降、研究室にも図書館図書を収容し、閲覧、貸出、HP検索が可能となっている。

※閲覧可能人数(着席数)

H13 工事前 126→工事後 140

※市民の利用可能な時間

月～金曜日 9:00～20:00

土曜日 9:00～13:00

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

補助金は、私立学校を設置する学校法人に対し、その経営に要する経営のうち、直接教育の振興に寄与する経費で次に掲げるものについて、予算の範囲内で交付する。

その他の振興費 その他教育の振興を図るため、市長が特に必要と認める経費

経費に係る補助金の額は、別表に定めるところによる。

別表

	補助対象経費	補助対象学校	補助金の額
その他の振興費	学校の研究および職業教育の研究に必要な図書購入費	短期大学 大 学	予算の範囲内で、かつ図書購入費の2分の1以内の額

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈〈財政的視点のチェック〉〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

決算書および図書購入の明細書で確認している。

図書の支払いは振込が主であり領収書は発行されないため、決算書および金額と題名が掲載された明細書により確認を行っている。

函館市補助金等交付規則

(補助対象経費等)

第6条 補助金等の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業等に要する経費から交際費、慶弔費その他の経費で市長が定めるものを除いたものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

(3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類またはその写し

函館市補助金等交付規則運用方針

第6条 (補助対象経費等) 関係

第1項

「その他の経費で市長が定めるもの」とは、おおむね、次に掲げる経費をいう。

- (1) 懇親会および飲食にかかる経費
- (2) 慰安的な旅行に要する経費
- (3) 入場料など受益者負担で賄うべき経費
- (4) その他補助することが適当でないと認められる経費

第17条 (実績報告) 関係

第2項

第3号

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類は、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書、領収書などをいう。

(3) 他都市の状況

本市同様の補助事業がない。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

①支出確認書類について

決算書は補助対象事業を含めた法人全体の状況を表す計算書類であるので、補助対象経費から除かれる交際費、慶弔費その他の経費が含まれているか確認できないため、「補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類」としては不適當である。

「補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類」として適當なのは、領収書、金融機関振り込み控え及び請求書、契約書等であるので、函館市補助金等交付規則運用方針を改正するよう検討していただきたい。

②補助対象事業の名称について

共通第1号様式(第7条第1項)補助金等交付申請書および共通第11号様式(第17条第1項)補助事業等実績報告書の補助事業等の名称には、函館大学図書館図書整備事業と記載されている。

私立学校運営助成費補助金の交付先には函館市内に私立学校を設置する学校法人のうち短期大学および大学であり、函館大学のほか函館短期大学および函館大谷短期大学も対象になる。

しかし、現状では函館大学に限定されていると誤解される恐れがあるので、補助事業等の名称を私立学校図書館図書整備事業に変更するよう検討していただきたい。

地域組織活動費補助金

補助金の概要

補助金の性格	団体運営補助金	費目	民生費
所轄部署	子ども未来部次世代育成課	開始年度	昭和44年度
交付先	母親クラブ		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・親子および世代間の交流活動または文化活動 ・児童養育に関する研修活動 ・児童事故防止等に関する活動 ・児童福祉の向上に寄与する活動 		
目的・効果	<p>【目的】 母親クラブは現在市内の児童館を拠点に各々の児童館と連携した事業を展開するほか、地域で様々な子どもたちの健全育成のためのボランティア活動を行い、母親としての資質向上および児童福祉の向上を図る。</p> <p>【効果】 近年の核家族化、少子高齢化、地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が変化する中、地域で子どもたちを育み、子育て支援を行う母親クラブの活動は、非常に重要である。</p>		
積算方法	下記記載		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市補助金等交付規則 ・函館市地域組織活動費補助金交付要綱 		

補助対象事業の収支状況（決算）等

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
母親クラブ(数)	24	24	24	24	24
児童参加数	20,525 人	20,783 人	21,571 人	21,214 人	21,435 人
市補助金	3,780	3,828	3,829	3,853	3,782
補助対象軽費	4,661	4,552	4,485	4,656	4,528
市補助率(%)	81.1	84.1	85.4	82.8	83.5

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

補助金の額は、別表の「1 基準額」欄に定める額と、「2 対象経費」欄に定める額を比較して少ない方の額とする。

1 基 準 額	<p>< 基礎額と各母親クラブの加算額を合計した額 ></p> <p>①基礎額 135 千円</p> <p>②加算額 補助金の交付を申請しようとする年度の前年度に補助金対象活動に参加した児童の総数(ただし、集約した児童館の母親クラブについては、集約前の児童館における活動に参加した児童の総数とする。)に 30 円を乗じた額。ただし、45 千円を上限とする。</p>
------------------	--

2 対象 経費	補助対象活動を実施するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、原材料費、備品購入費、負担金の実支出額から、補助対象事業実施に伴って発生した収益金等を控除した額。
---------------	---

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1を超えている

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 補助対象経費の2分の1を超える補助金交付理由書

母親クラブは、児童館を拠点とする地域の母親をもって構成される地域組織で、その目的は、地域母親等の親睦と協力を基礎とし、心身ともに健全な児童を育成するための正しい知識と技術を身に付け、母親としての資質向上および児童福祉の向上を図ることにある。

しかし、母親クラブ独自では十分な運営費の確保が困難な状況にあるため、国の施策に基づく地域組織活動の推進および児童福祉充実の観点から、市補助金を交付することにより母親クラブの安定した運営を図りたい。

また、会員が自ら会費を拠出し、多様な地域子育て支援ボランティアで活動を行っている団体であり、行事等の費用を問うクラブに求めることは趣旨になじまず、子どもの健全育成の向上のための事業を行うためには当該費用の予算確保は不可欠であることから、補助割合が補助対象経費の2分の1を超えているが、引き続き支援する必要があるものである。

(3) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

領収書で確認している。

函館市補助金等交付規則

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

(3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類またはその写し

函館市補助金等交付規則運用方針

第17条 (実績報告) 関係

第2項

第3号

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類は、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書、領収書などをいう。

【会社法】

第508条 清算人(清算人開設置く会社にあつては、第489条第7項各号に掲げる清算人)は、清算株式会社の本店の所在地における清算結了の登記の時から10年間、清算株式会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料を保存しなければならない。

(4) 他都市の状況

積算基準	①A市 (北海道)	補助事業額…「子育て支援環境整備事業」として道から補助金交付されていた際の補助基準額が1団体あたり189,000円であったため、当初はこれに基づいて交付していたが、一般財源化された際に市の予算シーリング対象となり、現在では18,000円を減額した171,000円を21団体に交付している。 会費収入…団体によって異なるが、1人あたり600円～1,500円、年会費を徴収している。
	②B市	補助事業額…「B市地域組織活動費補助金交付要綱」により、1団体あたり173,000円を15団体に交付している。 会費収入…団体によって異なるが、1人あたり1,500～3,000円、年会費を徴収している。

2. 監査結果

(1) 指摘

実績報告書の添付書類について

補助事業等が完了したときに補助事業者等が市長に提出する補助事業等実績報告書には、領収書などの補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類を添付しなければならないが、所管部署においては保管する領収書の量が多いため写しは付けず、確認済みで対応しているとのことである。

包括外部監査の監査対象書類として所管部署へ請求したところ、実際は保管もせず領収書を確認後に母親クラブへ返却していた。

したがって、今後は函館市補助金等交付規則第17条第2項に従って、実績報告書に支出確認書類を添付させるべきである。

(2) 意見

支出確認書類の保存について

一つの母親クラブへ返却していた領収書を借りるよう所管部署へ請求したところ、解散しており、元代表者が既に破棄していたため、その母親クラブの領収書を監査することができなかった。

そこで、清算人における帳簿資料の保存義務（会社法第508条第1項）を参考として、函館市補助金等交付規則に補助金交付先が解散等した場合の支出確認書類の保存義務について、追加するよう検討していただきたい。

函館市子ども会育成連絡協議会補助金

補助金の概要

補助金の性格	団体運営補助金	費目	民生費
所轄部署	子ども未来部次世代育成課	開始年度	昭和39年度
交付先	特定非営利活動法人 函館市子ども会育成連絡協議会		
内容	函館市内の子ども育成者組織の連合体として、子ども会活動の育成に関する事業を行う		
目的・効果	【目的】 青少年の健全育成のため		
	【効果】 子どもの社会生活の順応、特に「自立」「協調」「奉仕」の精神を涵養し、情緒豊かな人格形成を目的とした子ども会活動を推進するとともに、会員・育成者の資質向上が図られる。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

補助対象事業の収支状況（決算）等

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前	年度繰越金	0	35	0	0	0
収入内訳	会費（注）	19	32	33	35	17
	安全会会費（注）	88	84	80	80	61
	市補助金	1,400	1,200	1,200	1,200	1,200
	その他の補助金	0	75	0	0	0
	事業参加費	0	72	76	47	26
	収入合計	1,507	1,498	1,389	1,362	1,305
市補助率（%）		92.8	80.1	86.3	88.1	91.9
支出内訳	事業費	573	563	541	525	552
	地区活動費	475	380	380	380	330
	研修費	53	99	80	95	0
	安全会会費	88	84	80	80	62
	会議費	6	89	53	56	51
	事務運営費	158	174	146	60	38
	事務局整備	36	36	36	36	20
	負担金	73	73	73	73	73
	派遣費	45	0	0	0	0
	広報費	0	0	0	0	20
支出合計		1,507	1,498	1,389	1,306	1,146
補助金返納額		0	0	0	56	159
次年度繰越金		0	0	0	0	0

(注)会費および安全会会費（令和元年度）の内訳

【会費内訳】

17,000円＝函館5,000円、亀田4,000円、銭亀8,000円

【安全会会費内訳】

61,700円＝120円（9月までに加入する場合の単価）×461人

＋

110円（10月以降に加入する場合の単価）×58人

【概要補足等】

*補助金額の積算方法

現在、積算基準について協議している。

補助金のあり方に関するガイドライン 函館市 平成25年4月

3. 統一した基準による補助金の見直し

(2) 見直しの具体的な手法

エ 要綱等の整備

補助金の交付に対して積算基準などが無いものについては、
全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1を超えている

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 補助対象経費の2分の1を超える補助金交付理由書

当該団体は、子ども会活動の育成を図るため、市から事業を移行した青函子ども交流事業をはじめとする子どもたちの交流事業や育成者の資質向上および次代のリーダー養成のための研修会の開催などを実施しており、各種事業の実施は育成者等による会員がボランティアで運営している。

また、子ども会の運営は、所属する児童からの会費などによって、事業が運営されており、当該団体においては、事業参加費の増額や、事業費の見直しに伴い補助金も減額するなど、補助割合の削減を図る取り組み

を進めているが、事業の性格上、現時点でさらなる会費増等を行うことは困難であることから、「補助金等交付規則」第6条第2項(注1)ただし書きを適用したい。

(注1) 函館市補助金等交付規則第6条第2項

補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認める場合(注2)は、2分の1を超えた割合とすることができる。

(注2) 函館市補助金等交付規則運用方針第6条第2項

「特に必要があると認める場合」とは、国・道等の制度に基づくもののほか補助金等の交付の申請時において、当該補助事業等の所管部局財務部との協議のうえ決定する。

- (3) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類
領収書で確認している。
- (4) 他都市の状況

積算基準	A市	<p>1. 子供会育成団体連絡協議会活動 市子連行事の活性化を図ることを目的とし、対象事業経費の1/2以内(新規加入促進事業は10/10)を補助している</p> <p>2. 子供会人材育成 指導者が不足しているという課題を受け、次世代を担う育成者やリーダーなどの人材を育成することを目的とし、対象事業経費の10/10を補助している。</p> <p>3. 子供会地区・単位活動 地区、単位子供会の活動の活性化や充実を図ることを目的とし、次に掲げる方法により算出した額を補助している。</p> <p>①地区活動費…5,000円×地区内子ども会数</p> <p>②単位活動費…10,000円+(250円×単位子ども会会員数)</p> <p>③新規に加入する単位子供会への支援…1団体につき上限100,000円</p> <p>④休会・退会していた単位子供会が市子連に再加入した場合の支援…1団体につき、上限50,000円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【会費収入の有無と金額】</p> <p>____ 有り。246,800円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>ア 1つの子ども会につき (1人あたり年額250円×子どもの人数)+10,000円</p> <p>イ ア×20%</p> </div>
------	----	--

積算基準	B市	当初、子ども会関係団体に対する補助金を支出する際、事業費のうち、事務局運営費（人件費除く）の3分の2相当額を補助することとした。その後、同額を補助している。
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【会費収入の有無と金額】</p> <p>有り。3,396,700円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>小学生以下1人当たり年額150円</p> <p>中学生以下1人当たり金額100円</p> </div>

2. 監査結果

(1) 指摘

要綱等の整備について

補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること（「補助金のあり方に関するガイドライン3（2）エ」平成25年4月）との原則に則り、昭和39年度に開始した「函館市子ども会育成連絡協議会補助金」については、他都市の会費収入の状況も考慮し、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。

(2) 意見

なし

保育所地域活動事業運営費補助金

補助金の概要

補助金の性格	国・道等の制度に基づく補助金	費目	民生費
所轄部署	子ども未来部子どもサービス課	開始年度	平成29年度
交付先	保育所（保育所型認定こども園を除く。）		
内容	特別保育科目設定実施事業：保育所の有する専門的機能を活用し、地域福祉の向上のために行う事業費用に対する補助 補助対象額等：1科目につき250,000を上限、1施設あたり2科目まで		
目的・効果	【目的】 多様化する保育需要に積極的に対応するとともに、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用した幅広い活動を推進することにより、児童福祉の増進を図る 【効果】 保育所が自ら地域にとけ込み、児童福祉の増進を図るとともに、地域住民は保育所の有する専門的機能を活用できる。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	・函館市補助金等交付規則 ・函館市保育所地域活動事業運営費補助金交付要綱		

補助対象事業の収支状況（決算）等

（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施施設（数）	23	17	8	4	4
実施科目（数）	32	24	11	5	5
市補助金	6,901	4,407	2,428	1,156	1,114
補助対象経費	7,688	4,759	2,626	1,227	1,143
市補助率（％）	89.7	92.6	92.4	94.1	97.4

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

特別保育科目設定実施事業(注1)に要する費用のうち、1保育所あたりの補助対象額は、1科目あたり25万円以下とする。ただし合計額の限度額は、事業の実施範囲(注2)によるものとする。

補助金交付額は、補助対象限度額以内の実支出額とする。

(注1) 特別保育科目設定実施事業

科目	事業内容
世代間交流等事業	老人福祉施設・介護保険施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具作成、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。
地域における異年齢児交流事業	保育所入所児童と地域の児童とが地域的行事、ハイキング等の共同生活を通じて、異年齢児との交流を行う。
地域の子育て家庭への育児講座	保育所入所児童の保護者および地域の乳幼児をもつ保護者等に対して、育児講座を開催する。
地域の特性に応じた保育需要への対応	地域の保育需要に対応するため、地域の実情に応じた活動をしている保育所について市町村が特に必要と認めたもの。

(注2) 事業の実施範囲
この事業を実施できる範囲は、1保育所あたり2科目までとする。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対策経費の2分の1を超えている

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 補助対象経費の2分の1を超える補助金交付理由

当該補助事業は、地域住民、異年齢児等との交流を通して、園児自らが周囲の大人や子どもと関わるができる環境づくりを促進するとともに、地域に開かれた保育所づくりを市としてバックアップするものである。

補助割合を2分の1以下とした場合には、当該事業に参加する入所児童や地域の児童の保護者負担の増加や事業実施を取りやめる保育所の増加などが生じ、本市における保育所地域活動の規模縮小、保育所の重要な役割である家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所児童の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等の実施が困難になるなど、保育環境が著しく低下することとなり、児童の福祉の向上を図ることが難しくなってしまうことから、補助金等交付規則第6条第2項(注1)のただし書きを適用することとしたい。

なお、保育所における地域活動については、保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)第4章3(1)アにおいて、地域における子育て支援を積極的に行うよう努めることとされている。

(注1) 函館市補助金等交付規則第6条第2項

補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認める場合(注2)は、2分の1を超えた割合とすることができる。

(注2) 函館市補助金等交付規則運用方針第6条第2項

「特に必要があると認める場合」とは、国・道等の制度に基づくもののほか、補助金等の交付の申請時において、当該補助事業等の所管部局と財務部との協議のうえ決定する。

(3) 実績報告時の補助対象経費に係わる支出確認書類
領収書で確認している。

(4) 他都市の状況

積算基準	①A市	・国の補助金額の流れで 25 万円となっている。 (次世代育成支援対策交付金)
	②B市	・補助上限額については、年間をとおして複数の事業を行っている場合が多く、1施設 25 万円を上限として補助している。 ・対象施設: 民間の保育所、幼保連携認定こども園 保育所型認定こども園も対象ではあるが、現在B市になし) ※補助上限額 25 万円の根拠については不明との回答。古くから行われている事業を踏襲して行っているとのこと。また、金額については、変更予定はなしとのこと。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	民生費
所轄部署	子ども未来部子育て支援課	開始年度	平成23年度
交付先	特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館		
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の身の安全を守る民間シェルター(アパート等を賃借)の家賃などへの助成 ・シェルター退所後の被害者の自立支援の場となる「ステップハウス」の家賃などへの助成 ・DV被害者を対象とした就労支援講座やカウンセリング等に対する経費等への助成 		
目的・効果	【目的】 シェルターへの入所からステップハウスへの入所、被害者の自立支援までの総合的な支援を目指す。		
	【効果】 「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」)で定められている「DV被害者の適切な保護」および「DV被害者の自立支援」を図ることが可能となり、市の責務を果たすことができる。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市補助金等交付規則 ・函館市配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金交付要綱 		

補助対象事業の収支状況(決算)等

(単位:千円)

\		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度繰越金		0	0	0	0	0
収入内訳	市補助金	2,000	2,000	1,979	2,000	2,000
	寄付金	567	652	494	515	589
収入合計		2,567	2,652	2,474	2,515	2,589
市補助率(%)		77.9	75.4	79.9	79.5	77.2
支出内訳	シェルター家賃	1,270	1,270	1,270	1,270	1,270
	ステップハウス家賃	720	720	720	720	720
	自立支援関係費	576	662	484	525	598
	シェルター移転費	0	0	0	0	0
支出合計		2,567	2,652	2,474	2,515	2,589
次年度繰越金		0	0	0	0	0

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

配偶者等暴力被害者自立支援事業の実施にあたり、補助金の交付の対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 民間シェルターの賃借料および移転に要する経費
- (2) ステップハウス賃借料および移転に要する経費
- (3) 被害者が自立するための就労支援に要する経費
- (4) その他事業の実施にあたり市長が特に必要と認める経費

補助対象経費については、他の団体から補助金等の交付を受けている場合は、前項各号に掲げる事業の実施に要する経費からこれらの当該補助金を控除した額を補助対象経費とするものである。

補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の10分の8以内とし、200万円を限度とする。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1を超えている

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 補助対象経費の2分の1を超える補助金交付理由書

当該団体は、年間4,000件以上のDV相談対応を行うとともに、年間50件前後のDV被害者の一時保護の受け入れなど、公益性の高い活動を行っており、本事業により「DV防止法」で定められている「市の責務」を果たすことが可能となっている。

しかし、その一方で、民間シェルターの運営には多くの人手と資金が必要であるが、団体の活動は収益が目的ではなく、市民からの寄附金、会費などにより自主財源を確保している状況である。

DV被害者の一時保護については、北海道の委託事業であり、保護した人員数、日数などに応じて委託料が支払いされるものの、シェルターの賃借料(家賃)については、対象外であり、安定したシェルター運営を行うには、本事業が不可欠である。また、道内の他都市においても、同様に補助事業により、民間シェルターへの支援を行っている。

このような状況から、本事業の実施については、補助事業により実施することが、最適であり、当該団体が安定したシェルター運営などを行うためには、補助割合を2分の1以下にすることは困難であることから

「函館市補助金等交付規則」第6条2項(注1)ただし書きを適用し、
 「函館市配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金交付要綱」第5条(注3)
 に基づき補助金を交付したい。

(注1) 函館市補助金等交付規則第6条第2項
補助金の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため <u>特に必要があると認める場合</u> (注2)は、2分の1を超えた割合とすることができる。
(注2) 函館市補助金等交付規則運用方針第6条第2項
「特に必要があると認める場合」とは、国・道等の制度に基づくもののほか、補助金等の交付の申請時において、当該補助事業等の所管部局と財務部との協議のうえ決定する
(注3) 函館市配偶者等暴力被害者自立支援事業補助金交付要綱第5条
補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の10分の8以内とし、200万円を限度とする。

- (3) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類
領収書および振込控えで確認している。
- (4) 他都市の状況

積算基準	①A市	人件費、事務所家賃、一時保護施設家賃 人件費は補助率1/2 他は予算の範囲内
	②B市	運営費のうち、家賃および光熱水費、被害者支援のため、行政機関や医療機関へ同行する業務に要する経費予算の範囲内

2. 監査結果

- (1) 指摘
なし
- (2) 意見
なし

合併処理浄化槽設置補助金

補助金の概要

補助金の性格	経費補助	費目	衛生費
所轄部署	環境部 環境推進課	開始年度	平成8年度
交付先	各個人		
内容	本市においては、平成8年度から「函館市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱」により、10人槽以下の合併処理浄化槽を専用住宅(店舗併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居用である住宅)に設置する者を対象に、その設置費の一部を補助し、下水道整備計画との整合性を図りながらその普及促進に努めてきた。平成16年12月の旧4町村との合併を契機に、さらなる設置の普及促進を図るため、平成17年4月1日に新たに「函館市合併処理浄化槽設置資金助成要綱」を策定し、補助限度額の増額および融資あっせん制度の創設を行い、助成制度を拡充したものである。		
目的・効果	<p>【目的】本市では、下水道法による事業計画に定められた予定処理区域以外の区域の生活排水の処理については、合併処理浄化槽で処理することを基本としており、合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活排水による河川等の公共用水域の公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境および公衆衛生の向上を図る。</p> <p>【効果】河川等の公共用水域の水質汚濁の主な原因は生活排水であり、合併処理浄化槽の設置費用の一部補助を行うことで市民の費用負担が軽減され合併処理浄化槽の設置が促進し、水質汚濁の防止が図られている。</p>		
積算方法	過去5年間の設置奇数を基に積算。		
根拠法令	函館市合併処理浄化槽設置資金助成要綱		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市補助金	17,326	8,779	16,634	18,200	17,535
設置補助金	17,308	8,771	16,632	18,200	17,535
内、設置合計	32	16	32	34	33
融資利子補給費	18	8	2	0	0

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金は、函館市合併処理浄化槽設置資金助成要綱第3条に規定され、基準を満たす浄化槽を設置する者に対し、設置費用の一部を補助する制度である。

補助金の額は、函館市合併処理浄化槽設置資金助成要綱第4条および別表1に規定され、補助限度額は、5人槽 469千円、6・7人槽 588千円、8～10人槽 784千円である。

工事費の1/2以内の補助となっている。

また、利子補給制度は、根拠法令の第5条に規定されている。

補助金の額は、根拠法令の第4条および別表2に規定され、補助限度額は、新築500千円、改築1,000千円である。

第3条第2項第4号において、補助金対象外となる者として「市税を滞納している者」とあり、市民目線に立った良い規定である。他の補助金要綱でも、この条文を加えるべきと考える。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

函館市シルバー人材センター補助金

補助金の概要

補助金の性格	国・道等の制度に基づく補助金	費目	労働費
所轄部署	経済部雇用労政課	開始年度	昭和55年度
交付先	公益社団法人函館市シルバー人材センター		
内容	臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く)を希望する高齢者のための就業機会の確保および提供 正会員889名(令和2年3月31日現在)		
目的・効果	<p>【目的】 高齢者への軽易業務等の就業機会の提供により、生きがいの充実、社会参加の増進を図り、高齢者の能力を生かした活力のある地域社会づくりに寄与する。</p> <p>【効果】 地域の高齢者の職業・就業ニーズと事。務所、一般家庭、地方公共団体等の仕事のニーズを結合させることにより、高齢者に社会参加と生きがいを与えかつ地域社会に貢献する</p>		
積算方法	予算範囲内で、補助対象経費の1/2以内で補助している。		
根拠法令	高齢者等の雇用の安定とに関する法律 函館市シルバー人材センター補助金交付要綱		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	1,461	808	439	1,226	333	
	収入	市補助金	11,808	12,888	12,266	14,236	13,836
		その他	11,808	12,888	13,038	14,236	13,836
		事業収入	323,515	296,853	296,812	283,344	280,548
		会費	2,590	2,423	2,465	2,417	2,620
		雑収入	22,008	22,039	22,048	22,261	22,030
		収入合計	373,190	347,899	347,068	337,720	333,203
	市補助率(%)	3.1	3.7	3.5	4.2	4.1	
	支出	人件費	32,383	32,180	32,021	34,960	36,876
		事務費	6,442	4,121	4,194	3,687	1,513
		事業費	313,059	288,881	286,577	276,461	272,536
		上部団体負担金等	278	278	278	278	278
		その他	22,000	22,000	22,772	22,000	22,000
	支出合計	373,190	347,899	347,068	337,720	333,203	
次年度繰越金	808	439	1,226	334	0		

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

労働福祉事業補助金

(全労連・函館地方労働組合会議)

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	労働費
所轄部署	経済部雇用労政課	開始年度	昭和34年度
交付先	全労連・函館地方労働組合会議		
内容	営む主な事業 函館地方における労働者・労働組合及び未組織労働者の生活と権利擁護、福祉事業推進をはかる事業 構成員 5産別36単組・支部・分会2,600人		
目的・効果	【目的】 中小企業労働者や未組織労働者等のセーフティネットとして労働相談を実施し、労使間のトラブル等の解決のための支援を行い、労働者の労働条件の改善および生活の安定を図る 【効果】 地域の雇用助成は改善傾向にあるものの、労働条件に係わるトラブルや職場環境・人間関係などからくるストレスを抱えて悩んでいる労働者が依然として多いことから、これらのトラブル解決や問題が深刻化する前に未然に紛争防止を図るなど、労働、雇用環境の向上に寄与し、経済括度の活性化に繋がっていくものである。		
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の1/2以内で補助している。		
根拠法令	・函館市補助金等交付規則 ・函館市労働福祉事業補助金交付要綱		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	1,032	1,032	1,032	1,032	1,032
		会費	1,244	1,209	1,144	1,229	1,478
	収入合計		2,276	2,241	2,176	2,261	2,510
	市補助率(%)		45.3	46.0	47.4	45.6	41.1
	支出	事業費	2,276	2,241	2,176	2,261	2,510
		支出合計	2,276	2,241	2,176	2,261	2,510
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

概算払について

補助金の交付決定にあたり、交付規則第13条ただし書の規定により、概算払としているが、運用方針第13条関係(1)に規定されている「おおむね補助金額が100万円以上は年4回払、30万円以上は年2～3回払とする。」との整合性がないのではないか。

労働福祉事業補助金 (連合北海道函館地区連合会)

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	労働費
所轄部署	経済部雇用労政課	開始年度	平成5年度
交付先	連合北海道函館地区連合会		
内容	地域の労働者の労働条件や経済的・社会的地位の向上を目指す諸事業 構成員76団体11,927名(令和2年3月31日現在)		
目的・効果	<p>【目的】 中小企業労働者や未組織労働者等のセーフティネットとして労働相談を実施し、労使間のトラブル等の解決のための支援を行い、労働者の労働条件の改善および生活の安定を図る</p> <p>【効果】 地域の雇用情勢は改善傾向にあるものの、労働条件に係るトラブルや職場環境・人間関係などからくるストレスを抱えて悩んでいる労働者が依然として多いことから、これらのトラブル解決や問題が深刻化する前に未然に紛争防止を図るなど、労働、雇用環境の向上に寄与し、経済活動の活性化に繋がっていくものである。</p>		
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の1/2以内で補助している。		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市補助金等交付規則 ・函館市労働福祉事業補助金交付要綱 		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	3,313	3,313	3,313	3,313	3,313
		会費	3,989	4,213	4,245	3,915	4,387
	収入合計		7,302	7,526	7,558	7,228	7,700
	市補助率(%)		45.3	44.0	43.8	45.8	43.0
	支出	事業費	7,302	7,526	7,558	7,228	7,700
		支出合計	7,302	7,526	7,558	7,228	7,700
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続が適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

概算払について

補助金の交付決定にあたり、交付規則第13条ただし書の規定により、概算払としているが、運用方針第13条関係(1)に規定されている「おおむね補助金額が100万円以上は年4回払、30万円以上は年2～3回払とする。」との整合性がないのではないか。

中心市街地事務所立地促進補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	労働費
所轄部署	経済部雇用労政課 (H29廃止)	開始年度	平成27年度
交付先	中心市街地(設定エリア)に事務所を新設する市外事業者		
内容	中心市街地に事務所を新設した市外事業者を対象に、家賃の一部や雇用奨励金を補助する		
目的・効果	【目的】 市外事業者の中心市街地における事務所の新設を促進することにより、中心市街地の活性化を図るとともに、大学卒業者等の雇用の創出を図る。		
	【効果】 ・家賃を補填することにより、企業の中心市街地への進出を促し、中心市街地の活性化につなげる ・雇用奨励金を交付することにより、大卒者等の雇用の創出を図る		
積算方法	下記記載		
積算方法	函館市補助金等交付規則 函館市中心市街地事務所立地促進補助金交付要綱		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	0	821	548	3,308	1,860
		自己負担	0	275	548	832	1,484
	収入合計		0	1,096	1,096	4,140	3,344
	市補助率(%)		0	74.9	50.0	79.9	55.6
	支出	事業費	0	1,096	1,096	4,140	3,344
		支出合計	0	1,096	1,096	4,140	3,344
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

補助開始から12ヶ月については全額補助、以降は1/2の家賃補助を行うことについて、函館市中心市街地事務所立地促進補助金交付要綱に定めている。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

- (1) 指摘
なし
- (2) 意見
なし

企業立地促進条例補助金

補助金の概要

補助金の性格	条例・規則に基づく補助金	費目	商工費
所轄部署	経済部工業振興課	開始年度	平成21年度
交付先	函館市内において雇用増を伴う設備投資をする企業(製造業等)		
内容	函館市内において、雇用増を伴う設備投資を行う製造業等の企業に対し、設備投資額と雇用増数に応じて補助金を交付する		
目的・効果	<p>【目的】 企業立地を行う者に対する助成措置を講ずることにより、安定的な雇用機会の創出および産業集積の活性化を図り、もって本誌の経済の発展にすることを目的とする。</p> <p>【効果】 本補助金を交付することにより企業の設備投資を促進し、安定的な雇用機会を創出することができる。また、設備投資により地域経済への波及効果も期待できるほか、産業の集積を図ることができる。</p>		
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の1/2以内で補助している。		
根拠法令	函館市企業立地の促進に関する条例および同施行規則		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金 対策 事業 の 収 支 状 況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入 内 訳	市補助金	381,824	289,761	165,565	139,028	168,984
		自己資金等	3,468,152	640,406	485,162	1,296,303	1,208,445
	収入合計		3,849,976	930,167	650,727	1,435,331	1,377,429
	市補助率(%)		9.9	31.1	25.4	9.6	12.2
	支出	事業費	3,849,976	930,167	650,727	1,435,331	1,377,429
		支出合計	3,849,976	930,167	650,727	1,435,331	1,377,429
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

- (1) 指摘
なし
- (2) 意見
なし

I T 技術者人材育成支援補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	商工費
所轄部署	経済部工業振興課	開始年度	平成27年度
交付先	立地IT企業		
交付目的	市内に立地するIT企業の立地初期段階における人材の確保および育成を支援することを目的に、研修費に対し補助金を交付する。		
対象事業の内容	【目的】 本補助金により、首都圏IT企業の立地初期段階における人材の確保および育成を支援することを目的に、研修費に対し補助金を交付する		
	【効果】 本補助金を交付することにより、地域においてIT人材確保・育成が図られ、IT企業の函館進出を促進し、安定的な雇用機会を創出することができる。		
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の1/2以内で補助している。		
根拠法令	IT技術者人材育成支援補助金交付要綱		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の 収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	5,000	5,187	6,306	5,508	6,078
		自己資金	3,876	1,857	2,521	230	1,634
	収入合計		8,876	7,044	8,818	5,738	7,712
	市補助率(%)		56.3	73.6	71.5	95.9	78.8
	支出	事業費	8,876	7,044	8,818	5,738	7,712
		支出合計		8,876	7,044	8,818	5,738
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

- (1) 指摘
なし
- (2) 意見
なし

公益財団法人函館地域産業振興財団 研究開発等事業補助金

補助金の概要

補助金の性格	行政の補完的団体補助金	費目	商工費
所轄部署	経済部工業振興課	開始年度	昭和61年度
交付先	公益財団法人函館地域産業振興財団		
内容	当該法人が、道立工業技術センターの施設、試験分析機器、研究員の知見等を活用して、地域の企業等が行う新技術や新製品開発、製造工程における技術的な諸問題などを解決するための研究開発や技術相談、技術研修事業等に対し、道と市等で補助を行うもの。		
目的・効果	【目的】 地域のものづくり企業等の技術の高度化を図る 【効果】 地域企業等の技術開発の取り組みに対し、各分野にわたる研究開発や技術相談、技術研修等を行うことにより、企業の技術水準、技術開発意欲を高め、地域経済の活性化を図る。		
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の1/2以内で補助している。		
根拠法令	公益財団法人函館地域産業振興財団研究開発等事業補助金交付要綱		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)		
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0		
	収入内訳	市補助金	81,788	87,693	94,340	99,829	101,788	
		その他	153,311	162,674	152,286	134,689	124,592	
		自己資金	1,582	1,768	1,373	1,594	1,457	
	収入合計		236,681	252,135	247,999	236,112	227,837	
	市補助率(%)		34.5	34.7	38.0	42.2	44.6	
	支出	事業費	236,681	252,135	247,999	236,112	227,837	
		支出合計		236,681	252,135	247,999	236,112	227,837
		次年度繰越金	0	0	0	0	0	

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

- (1) 指摘
なし

(2) 意見

実績報告書については、精算書が添付され、非常に詳細に説明されているが、支払の事実を証明する領収書等の添付がないことから、確認ができない。

少なくとも、決算書類の添付のみであれば、「監事」等の役職者を任命し、内部監査を実施した決算書を提出すべきである。

小規模事業経営近代化促進指導補助金 (函館商工会議所)

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	商工費
所轄部署	経済部経済企画課	開始年度	昭和35年度
交付先	函館商工会議所		
内容	「商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき、商工会および商工会議所が実施する小規模事業者の経営または技術の改善発展のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的に、その指導機関である当該団体に補助金を交付する。		
目的・効果	【目的】 商工会および商工会議所が実施する小規模事業者の経営または技術の改善発展のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的に、その指導機関である当該団体に補助金を交付する		
	【効果】 地域総合経済団体である当該団体による各種指導事業により、小規模事業者の経営基盤の強化が図られ、本市経済の振興発展が促進される。		
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の10/100、25/100以内で補助している。		
根拠法令	函館市小規模事業経営近代化促進指導事業補助金交付要綱		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
		その他	45,804	44,257	44,190	43,587	44,327
		雑収入	11,901	10,660	9,453	9,932	9,037
		収入合計	71,705	68,917	67,643	67,519	67,364
	市補助率(%)		19.5	20.3	20.7	20.7	20.7
	支出内訳	人件費	52,282	49,139	48,624	48,245	48,607
		事務費	9,927	10,413	10,541	10,649	13,466
		事業費	9,496	9,365	8,478	8,625	5,291
		支出合計	71,705	68,917	67,643	67,519	67,364
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

概算払いについて

総論にも記載したが、「自己資金と他の補助金だけでは運営に著しく支障をきたす」との抽象的な理由で概算払いの根拠は乏しいのではないか。

各月における収支不足については、各交付先本体の経理で対応しているようであるが、具体的な数値が把握されていない。

小規模事業経営近代化促進指導補助金 (函館市亀田商工会)

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	商工費
所轄部署	経済部経済企画課	開始年度	昭和35年度
交付先	函館市亀田商工会		
内容	「商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき、商工会および商工会議所が実施する小規模事業者の経営または技術の改善発展のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的に、その指導機関である当該団体に補助金を交付する。		
目的・効果	【目的】 商工会および商工会議所が実施する小規模事業者の経営または技術の改善発展のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的に、その指導機関である当該団体に補助金を交付する		
	【効果】 地域総合経済団体である当該団体による各種指導事業により、小規模事業者の経営基盤の強化が図られ、本市経済の振興発展が促進される。		
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の10/100、25/100以内で補助している。		
根拠法令	函館市小規模事業経営近代化促進指導事業補助金交付要綱		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	6,069	4,346	2,234	2,684	3,379	
	収入	市補助金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		その他	25,697	25,035	21,515	22,866	23,905
		会費	16,726	16,171	15,974	16,091	15,793
		雑収入	15,491	16,049	14,798	14,366	13,588
		収入合計	68,983	66,601	59,521	61,007	61,665
	市補助率(%)	7.2	7.5	8.4	8.1	8.1	
	支出	人件費	34,577	35,744	32,606	32,624	34,383
		事務費	1,320	1,451	1,462	1,346	1,262
		事業費	33,086	29,406	25,453	27,037	26,020
		支出合計	68,983	66,601	59,521	61,007	61,665
次年度繰越金	0	0	0	0	0		

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続が適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

概算払いについて

総論にも記載したが、「自己資金と他の補助金だけでは運営に著しく支障をきたす」との抽象的な理由で概算払いの根拠は乏しいのではないか。

各月における収支不足については、各交付先本体の経理で対応しているようであるが、具体的な数値が把握されていない。

小規模事業経営近代化促進指導補助金 (函館東商工会)

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	商工費
所轄部署	経済部経済企画課	開始年度	平成18年度
交付先	函館東商工会		
内容	「商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づき、商工会および商工会議所が実施する小規模事業者の経営または技術の改善発展のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的に、その指導機関である当該団体に補助金を交付する。		
目的・効果	【目的】 商工会および商工会議所が実施する小規模事業者の経営または技術の改善発展のための事業の充実を図り、もって小規模事業者の振興と安定に寄与することを目的に、その指導機関である当該団体に補助金を交付する		
	【効果】 地域総合経済団体である当該団体による各種指導事業により、小規模事業者の経営基盤の強化が図られ、本市経済の振興発展が促進される。		
積算方法	予算の範囲内で、補助対象経費の10/100、25/100以内で補助している。		
根拠法令	函館市小規模事業経営近代化促進指導事業補助金交付要綱		

収支状況等(一般会計、特別会計合計)

(単位:千円)

		平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	1,598	1,938	1,352	2,378	1,337	
	収入	市補助金	14,000	12,000	12,000	10,000	10,000
		その他	23,155	25,418	26,654	30,895	27,165
		会費	7,352	6,928	7,093	7,003	6,732
		雑収入	45,721	8,611	8,073	8,178	9,187
		収入合計	91,826	54,895	55,172	58,454	54,421
	市補助率(%)		15.2	21.8	21.7	17.1	18.3
	支出	人件費	24,927	25,891	26,384	27,709	28,408
		事務費	2,206	2,160	2,111	2,258	1,783
		事業費	64,693	26,844	26,677	28,487	24,230
		支出合計	91,826	54,895	55,172	58,454	54,421
	次年度繰越金		0	0	0	0	0

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

概算払いについて

総論にも記載したが、「自己資金と他の補助金だけでは運営に著しく支障をきたす」との抽象的な理由で概算払いの根拠は乏しいのではないか。

各月における収支不足については、各交付先本体の経理で対応しているようであるが、具体的な数値が把握されていない。

函館国際観光コンベンション協会補助金

補助金の概要

補助金の性格	行政の補完的団体補助金	費目	商工費
所轄部署	観光部観光企画課	開始年度	昭和10年度
交付先	一般社団法人 函館国際観光コンベンション協会		
内容	同協会の事業費および管理のうち人件費(ただし、役員報酬を除く)にかかる補助金である。		
目的・効果	【目的】本市の観光振興および地域経済活性化のため 【効果】本市の観光行政推進に対する協力・支援、観光産業の活性化および地域経済の振興		
積算方法	補助対象経費+1,500万円		
根拠法令	①函館市補助金等交付規則 ②函館国際観光コンベンション協会補助金の交付基準		

収支状況等(一般会計、企業宣伝事業特別会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	1,080	614	1,285	1,219	1,193	
	収入	市補助金	34,400	34,400	34,400	34,400	34,400
		その他の助成金	669	195		170	296
		事業収入	255	2	217	581	1
		会費	16,825	16,555	16,600	15,490	15,810
		繰入金			2,000		
	収入合計		53,229	51,766	54,502	51,860	51,700
	市補助率(%)		64.6	66.5	63.1	66.3	66.5
	支出内訳	人件費	29,687	28,685	27,585	29,084	30,005
		事務費	3,463	2,824	3,302	2,365	2,634
		事業費	19,466	18,972	22,396	19,218	17,921
		支出合計	52,615	50,481	53,283	50,667	50,560
	次年度繰越(対象は0)		614	1,285	1,219	1,193	1,140

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、根拠法令①の第6条第1項に規定され、補助金の額は、函館市補助金等交付規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。

しかし、函館国際観光コンベンション協会に対し、補助対象経費の1/2を超える金額の交付をしている。これは、根拠法令①の第6条第2項ただし書きの規定によるものである。

〈(一社) 函館国際観光コンベンション協会補助金の交付基準〉

- I. 補助対象経費は一般会計と誘致宣伝事業特別会計にかかる次の経費とする。
 - (1) 事業費
 - (2) 管理費のうち人件費（ただし、役員報酬を除く。）
- II. 補助金は、補助対象経費に次の補助率を乗じて得た額を補助限度額とする。
 - (1) 事業費 2分の1
 - (2) 管理費のうち人件費（ただし、役員報酬を除く。） 2分の1
- III. 支援策分として、当分の間上記により算出した補助限度額に1,500万円を上乗せすることとする。
- IV. 補助金交付額については、函館市の財政状況や(一社)函館国際コンベンション協会の事業内容を勘案し、上記により算出した限度額を上限に、予算の範囲内において交付することとする。
- V. なお、この基準は、平成19年度予算より適用することとする。

2. 監査結果

(1) 指摘

函館国際観光コンベンション協会に対し、補助対象経費の1/2を超える金額を交付している。これは、函館国際観光コンベンション協会補助金の交付基準の1,500万円上乗せ基準により、予算満額の3,440万円の満額補助が毎年続いている。

平成19年度予算から、この上乗せ規定があり、補助対象経費の1/2を超えても支出できる交付基準になっており、特別に優遇された交付基準となっている。

補助対象経費の1/2を超える補助金支出の適用に際しては、他の補助金全体の状況を踏まえると、「上乗せ規定があるから1/2をこえる補助金支出となっても妥当である」旨の理由書を作成すべきである。

(2) 意見

- ① 函館国際観光コンベンション協会補助金の交付基準について、平成19年度から上乗せ額が、1,500万円なのだが、どうして変更がなく上乗せを認めてきているのか、チェックシートでも検討すべきである。
- ② 他の補助金対象事業への協賛金としての支出がある。一般会計や特別会計から支出されており、補助対象経費から除外計算はされているものの、関連補助金交付先との金銭授受について、総合的に把握する必要がある。

函館港イルミネーション映画祭開催補助金

補助金の概要

補助金の性格	まつり・イベント関係補助金	費目	商工費
所轄部署	観光部観光振興課	開始年度	平成12年度
交付先	函館港イルミネーション映画祭実行委員会		
内容	映画祭を通して函館の街の活性化を図るとともに、新しい才能を発掘する場でもある。また、映画の街として新たな魅力を引き出し、函館の街が持つ映像的環境・風土を無形の文化的・観光的資源として地域の活性化を図る。		
目的・効果	【目的】 函館山山頂クレモナホールほか西部地区で映画祭を開催するとともに、シナリオ大賞を募集しグランプリ(函館市長賞)などを選出する。 【効果】 映画祭の開催により、当市の「映画や映像作成に意欲的に取り組むまち」としての認識や、シナリオ大賞テーマが「函館」であることから、当市のロケ地としてのイメージが高められ、映画や、テレビ等のロケの誘致に寄与する。		
積算方法	定めなし(例年、定額給付となっている)		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対象事業の収支状況	収入	市補助金	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
		他補助金	900	1,053	1,067	989	1,053
		入場料手数料	1,050	1,002	768	616	874
		会費等	370	293	343	468	637
		協賛金広告料等	2,090	2,291	2,155	2,411	2,156
	収入合計		6,410	6,639	6,333	6,484	6,720
	市補助率(%)		31.2	30.1	31.6	30.8	29.8
	支出	事務費	260	177	216	136	147
		事業費	6,150	6,462	6,117	6,348	6,573
		支出合計	6,410	6,639	6,333	6,484	6,720
補助対象支出合計		6,012	6,299	5,852	6,062	6,376	

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正におこなわれているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、根拠法令函館市補助金等交付規則の第6条第1項に規定され、補助金の額は、函館市補助金等交付規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

はこだてクリスマスファンタジー開催補助金・負担金

補助金・負担金の概要

補助金の性格	まつり・イベント関係補助金(平成28年度まで) 平成29年度以降は構成団体として応分負担	費目	商工費
所轄部署	観光部観光振興課	開始年度	平成10年度
交付先	はこだてクリスマスファンタジー実行委員会(平成28年度まで) 平成29年度以降は構成団体として応分負担		
内容	姉妹都市カナダ・ハリファックス市から寄贈されたもみの木を、約15万個のイルミネーションで飾り、函館を代表する観光スポットの一つの赤レンガ倉庫群前の会場に浮かべ、大きなクリスマスツリーとするイベントで、毎日の点灯式や花火の打上など各種イベントを実施。		
目的・効果	【目的】冬季観光の振興と国際交流の促進のため。 【効果】旅行代理店からイベント内容の問合せが相次いでおり、イベント実施初年度からツアー企画に盛り込まれるなど反響は大きく、冬の函館のイメージアップとともに観光客の誘致に寄与している。		
積算方法	予算の範囲内で、補助事業経費の1/2以内を補助する。(平成28年度まで)現在は、負担金として交付している。		
根拠法令	①函館市補助金等交付規則(平成28年度まで) ②はこだてクリスマスファンタジー実行委員会規約		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	99	56	93	69	39	
	収入内訳	市補助金	15,800	15,800	-	-	-
		市負担金	-	-	15,800	15,800	23,100
		その他負担金	-	-	4,000	1,500	2,700
		協賛金収入	12,980	12,670	12,800	11,038	14,056
		その他収入合計	20,380	20,671	20,350	20,890	26,292
	収入合計	49,259	49,197	53,044	49,297	60,148	
	市補助率(%)	32.1	32.1	-	-	-	
	支出	補助対象経費	45,611	48,710	-	-	-
		支出合計	49,080	49,117	52,975	49,258	61,800
		補助金/対象経費(%)	34.6	32.4	-	-	-
	次年度繰越金	80	79	69	39	86	

1. 監査手続

①補助金（平成 28 年度分まで）

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い検証した。

当補助金の補助対象経費等は、根拠法令①の第 6 条第 1 項に規定され、補助金の額は、函館市補助金等交付規則の第 6 条第 2 項で、補助対象経費の 1 / 2 以内、かつ、予算内を限度としている。

②負担金（平成 29 年度分から）

実行委員会から提出されている事業計画書、収支予算書および決算報告書の閲覧および担当者への質問等を行い、負担金支出事務手続きが適正に行われていたか検証した。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

消費税の 2019 年予算額が 160,000 円であった。しかし、消費税の 2019 年の決算額が 0 円になっている。申告の有無さえ、確認された資料がないので、補助金から負担金に変更になっても、確認の質を落とすことなく、每期確認すべきである。

はこだて冬のイベント開催補助金・負担金

補助金・負担金の概要

補助金の性格	まつり・イベント関係補助金(平成28年度まで) 平成29年度以降は構成団体として応分負担	費目	商工費
所轄部署	観光部 観光振興課	開始年度	昭和60年度
交付先	はこだて冬フェスティバル実行委員会(平成28年度まで) 平成29年度以降は構成団体として応分負担		
内容	二十間坂・八幡坂・開港通りにイルミネーションを施し、函館海上冬 花火やみんなで作ろう函館夜景などのイベントを実施する。		
目的・効果	【目的】 冬季観光の振興および滞在型観光の促進		
	【効果】全国的に知名度が高く、集客力のあるはこだてクリスマスファンタジーに続 く、冬季イベントとして実施することにより、冬季観光および通年観光の振興に資 する。		
積算方法	予算の範囲内で、補助事業経費の1/2以内を補助する。(平成28年度まで) 現 在は、負担金として交付している。		
根拠法令	①函館市補助金等交付規則(平成28年度まで) ②はこだて冬のフェスティバル実行委員会規約		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	131	57	42	96	77	
	収入内訳	市補助金	6,500	6,500	-	-	-
		市負担金	-	-	6,500	6,500	7,500
		その他負担金	-	-	100	100	160
		協賛金収入	5,025	5,015	5,065	4,860	4,660
		その他収入合計	3,106	2,330	2,280	2,160	2,130
	収入合計	14,762	13,902	13,987	13,716	14,527	
	市補助率(%)	44.0	46.8	-	-	-	
	支出内訳	宣伝費	840	1,046	937	934	955
		事業費	13,348	12,327	12,369	12,170	12,914
		総務費	517	487	585	534	567
	支出合計	14,705	13,860	13,891	13,638	14,436	
	補助対象支出合計	14,321	13,811	-	-	-	
	次年度繰越金	57	42	96	77	91	

1. 監査手続

①補助金（平成 28 年度分まで）

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、根拠法令函館市補助金等交付規則の第 6 条第 1 項に規定され、補助金の額は、函館市補助金等交付規則の第 6 条第 2 項で、補助対象経費の 1 / 2 以内、かつ、予算内の限度としている。

②負担金（平成 29 年度分から）

実行委員会から提出されている事業計画書、収支予算書および決算報告書の閲覧および担当者への質問等を行い、負担金支出事務手続きが適正に行われていたか検証した。

平成 29 年度以降は負担金となったことにより、決算報告書の表面上の確認だけでなく、支出内容の適否にも注意した深度ある確認に努めなければ、負担金増額の際には、あわせて、節約できる部分の減額の検討がままならなくなる恐れがある。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

五稜星の夢開催補助金

補助金の概要

補助金の性格	まつり・イベント関係補助金	費目	商工費
所轄部署	観光部 観光振興課	開始年度	平成12年度
交付先	五稜星の夢実行委員会		
内容	特別史跡五稜郭跡の堀の周囲1.8kmを約2000個の電飾で飾り、公園内の藤棚やツツジ、道道五稜郭公園線の樹木にもイルミネーションを施すなど、五稜郭を地上に降りた巨大な星として浮かび上がらせるイベント。		
目的・効果	【目的】地域の活性化のみならず、冬季観光振興にも多大な貢献があるものと認められるため。 【効果】特別史跡五稜郭跡の堀を電飾するという函館ならではの特色ある行事を実施することにより、冬季の観光客誘致に貢献している。		
積算方法	定めなし(例年、定額給付となっており、30回記念の際には増額している)。		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	補助対象前年度繰越	0	0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金	1,000	1,000	1,000	1,000	1,800
		その他の助成金			1,120		1,300
		協賛金	2,751	4,147	4,228	3,892	3,857
		広告収入	1,970	2,260	1,920	2,130	2,410
		雑収入	518		11	1	1
		収入合計	6,239	7,407	8,279	7,023	9,368
	市補助率(%)	16.0	13.5	12.0	14.2	19.2	
	支出内訳	工事費	4,884	5,946	6,832	5,447	7,634
		電気料	278	273	277	285	278
		宣伝費	292	112		0	0
		事務費	756	1,056	1,080	1,303	1,424
		消耗品	19	6	1	7	19
	支出合計	6,229	7,393	8,190	7,042	9,355	
補助対象支出合計	5,931	7,162	7,928	6,748	7,745		
補助対象次年度繰越	0	0	0	0	0		

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、根拠法令函館市補助金等交付規則の第6条第1項に規定され、補助金の額は、函館市補助金等交付規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。

2. 監査結果

(1) 指摘

令和元年分決算にかかるチェックシートの作成がない。平成25年4月「補助金のあり方に関するガイドライン」3(2)アに規定された「チェックシートの作成に義務付け」が守られていない。

(2) 意見

市の事務の状況から見ると、補助金を交付した事務のチェックに重点を置かず、予算資料作成のためのチェックシートに、重心が傾いているように窺える。

本件だけでなく、補助金等に関する全チェックシートの完成期限の設定が必要である。

湯の川温泉花火大会開催補助金

補助金の概要

補助金の性格	まつり・イベント関係補助金	費目	商工費
所轄部署	観光部 観光振興課	開始年度	昭和48年度
交付先	湯の川温泉花火大会実行委員会		
内容	湯の川温泉の泉源場で採湯し、温泉みこしに納め、湯の川温泉街から湯倉神社まで練り歩き奉納する「献湯みこし」や、松倉川での灯籠流しのほか、花火大会を実施。		
目的・効果	【目的】「湯の川温泉」のPRと観光客誘致のため。		
	【効果】本市の夏の終わりを飾るイベントとして定着し、観光客誘致に貢献している。		
積算方法	定めなし(例年、定額給付となっている)		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金	1	1	2	0	0	
	収入内訳	市補助金	500	1,500	1,500	1,500	1,500
		その他の助成金					
		協賛金収入	7,069	6,960	7,084	7,074	7,374
		後援金	514	1,500	1,740	1,500	1,424
		雑収入		1	7		373
		収入合計	8,084	9,962	10,333	10,074	10,671
	市補助率(%)	6.1	15.0	14.5	14.8	14.1	
	支出内訳	人件費					
		事務費	189	136	103	99	167
		事業費	7,680	9,675	9,997	9,809	10,308
		雑費	215	149	208	166	196
	支出合計	8,084	9,960	10,308	10,074	10,671	
	補助対象支出合計					10,444	
次年度繰越金	0	2	0	0	0		

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているのかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費等は、根拠法令函館市補助金等交付規則の第6条第1項に規定され、補助金の額は、函館市補助金等交付規則の第6条第2項で、補助対象経費の1/2以内、かつ、予算内を限度としている。

2. 監査結果

(1) 指摘

令和元年分決算にかかるチェックシートの作成がない。平成25年4月「補助金のあり方に関するガイドライン」3(2)アに規定された「チェックシートの作成の義務付け」が守られていない。

(2) 意見

市の事務の状況から見ると、補助金を交付した事務のチェックに重点を置かず、予算資料作成のためのチェックシートに、重心が傾いているように窺える。

本件だけでなく、補助金等に関する全チェックシートの完成期限の設定が必要である。

緑肥導入促進事業費補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	農林水産費
所轄部署	農林水産部農務課	開始年度	平成21年度
交付先	函館市の区域を地区の全部または一部とする農業協同組合		
内容	緑肥作物の導入は、緑肥成分の活用および土壌病害の軽減を目的としており、健全な土壌をつくることで、安全で良質な農産物を安定的に生産するため、農協に対し緑肥種子購入費を補助するものである。		
目的・効果	【目的】 食の安全・安心に対する消費者ニーズが高まっており、肥料成分の活用および土壌病害の軽減を目的とした緑肥の導入により地力の増進を図る。		
	【効果】 農地の地力維持増進、連作障害の回避、輪作体系の確立および遊休農地等の解消を図り、農業生産基盤維持・発展を図る。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	・ 函館市補助金等交付規則		
	・ 函館市緑肥導入促進事業費補助金交付要綱		

補助対象事業の収支状況(決算)等

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
前年度繰越金	新函館農協	0	0	0	0	0	
	函館市亀田農協	0	0	0	0	0	
収入内訳	市補助金	新函館農協	480	371	476	272	298
		函館市亀田農協	2,355	2,299	1,958	1,662	2,098
	自己負担金	新函館農協	480	371	476	272	298
		函館市亀田農協	2,355	2,299	1,958	1,662	2,098
収入合計	新函館農協	960	742	953	544	596	
	函館市亀田農協	4,711	4,599	3,916	3,325	4,196	
市補助率(%)	新函館農協	50.0	50.0	49.9	50.0	50.0	
	函館市亀田農協	49.9	49.9	49.9	49.9	50.0	
支払内訳	緑肥作物種子購入費補助金	新函館農協	960	742	953	544	596
		函館市亀田農協	4,711	4,599	3,916	3,325	4,196
支出合計	新函館農協	960	742	953	544	596	
	函館市亀田農協	4,711	4,599	3,916	3,325	4,196	
次年度繰越金	新函館農協	0	0	0	0	0	
	函館市亀田農協	0	0	0	0	0	

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

補助金の額は、補助対象経費(注)の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(注) 補助対象経費 (函館市緑肥導入促進事業費補助金交付要綱 第5条)

補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち北海道緑肥作物等栽培利用指針に基づく播種量の範囲内の緑肥作物種子の購入費とし、次の各号に掲げる額のうち低い額とする。ただし、円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

また補助事業者が課税事業者のときは、その額から消費税および地方消費税の合計額を控除した額とする。

- (1) 耕種農家の緑肥作物種子購入費の合計額の2分の1の額
- (2) 補助事業者が助成した合計額

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

取引承認票で確認している。

当該事業の支出確認については、口座取引を証する「取引承認票」により行っている。

農協と農家との取引は、組合員勘定制度による通称「組勘口座」または普通口座により行われており、農協側の負担額については当該事業科目を設定し支出を確認されるほか、農協側については個々の口座内の支出が確認されるものである。

(3) 他都市の状況

積算基準	①A市町	種子購入費の1/2以内とし、10アール当たり5,000円を上限。 ただし、農産物の作付けを1年休んで休閑緑肥として景観形成 作物作付けした場合は種子購入費の全額とする。
	②B市町	緑肥作物種子の購入金額の20%相当額。 ただし、農業者1戸あたりの補助上限額は50,000円

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

課税事業者に対する消費税の取り扱いについて

函館市緑肥導入促進事業費補助金交付要綱第5条においては「補助事業者が課税事業者のときは、補助対象経費の額から消費税および地方消費税の合計額を控除した額とする。」と規定されている。

今回の監査対象補助金の個別要綱に見当たらなかったが、全ての補助金に共通する事項であるので、函館市補助金等交付規則に課税事業者に対する消費税の取扱いの規定を設けるよう検討していただきたい。

漁業近代化資金利子補給費

補助金の概要

補助金の性格	条例・規則に基づく補助金	費目	農林水産費
所轄部署	農林水産部水産課	開始年度	昭和45年度
交付先	市長と利子補給契約した融資機関		
内容	近代化が必要な20トン未満の階層は経営基盤が弱く、設備資金が不足しているため、漁業協同組合においては当該資金を漁業者に対し幅広く活用させ、漁船建造、水産倉庫、漁網、養殖施設など漁業に必要な施設の近代化に取り組んでおり、本市の漁業振興と漁家経営の安定を図る観点から、市の利子補給による支援を通じ、漁家負担を軽減している。		
目的・効果	【目的】 漁業者等が資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資するため、昭和44年に創設された資金であるが、漁協等の金融機関が漁業者等に長期かつ低利な施設資金等を融通する制度であり、北海道および市が利子補給を行っている。 (利子補給率 市：年1.00% 北海道：年1.30%)		
	【効果】 国の制度資金である漁業近代化資金について、北海道および市が当該資金の借入にかかる利子補給を行うことにより、漁業者負担の軽減および漁家経営の安定、水産物の安定供給、持続可能な沿岸漁業の推進が図られる。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市漁業近代化資金利子補給規則 ・函館市漁業近代化資金利子補給規則実施要領 		

補助対象事業の収支状況（決算）等

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
前年度繰越金	函館市漁協	0	0	0	0	0	
	銭亀沢漁協	0	0	0	0	0	
	戸井漁協	0	0	0	0	0	
	えさん漁協	0	0	0	0	0	
	南かやべ漁協	0	0	0	0	0	
	信漁連	0	0	0	0	0	
収入内訳	市補助金	函館市漁協	129	204	185	176	159
		銭亀沢漁協	0	0	0	0	0
		戸井漁協	1,121	828	611	476	378
		えさん漁協	3,067	2,562	2,017	1,635	1,367
		南かやべ漁協	5,040	4,239	3,569	3,128	2,963
		信漁連	756	610	477	496	394
	その他(道補助金・自己負担金)	函館市漁協	17,184	29,000	32,859	34,772	33,461
		銭亀沢漁協	0	0	0	0	0
		戸井漁協	114,870	86,436	65,411	52,296	49,785
		えさん漁協	317,177	308,014	301,575	283,919	280,532
		南かやべ漁協	521,191	481,008	494,682	518,479	642,693
		信漁連	75,581	65,699	63,702	88,285	73,500
収入合計	函館市漁協	17,313	29,204	33,044	34,948	33,620	
	銭亀沢漁協	0	0	0	0	0	
	戸井漁協	115,991	87,264	66,022	52,772	50,163	
	えさん漁協	320,244	310,576	303,592	285,554	281,899	
	南かやべ漁協	526,231	485,247	498,251	521,607	645,656	
	信漁連	76,337	66,309	64,179	88,781	73,894	
市補助率(%)	函館市漁協	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	
	銭亀沢漁協	-	-	-	-	-	
	戸井漁協	1.0	0.9	0.9	0.9	0.8	
	えさん漁協	1.0	0.8	0.7	0.6	0.5	
	南かやべ漁協	1.0	0.9	0.7	0.6	0.5	
	信漁連	1.0	0.9	0.7	0.6	0.5	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
支払内訳	漁業近代化 資金利子	函館市漁協	17,313	29,204	33,044	34,948	33,620
		銭亀沢漁協	0	0	0	0	0
		戸井漁協	115,991	87,264	66,022	52,772	50,163
		えさん漁協	320,244	310,576	303,592	285,554	281,899
		南かやべ漁協	526,231	485,247	498,251	521,607	645,656
		信漁連	76,337	66,309	64,179	88,781	73,894
支出合計	函館市漁協	17,313	29,204	33,044	34,948	33,620	
	銭亀沢漁協	0	0	0	0	0	
	戸井漁協	115,991	87,264	66,022	52,772	50,163	
	えさん漁協	320,244	310,576	303,592	285,554	281,899	
	南かやべ漁協	526,231	485,247	498,251	521,607	645,656	
	信漁連	76,337	66,309	64,179	88,781	73,894	
次年度繰越金	函館市漁協	0	0	0	0	0	
	銭亀沢漁協	0	0	0	0	0	
	戸井漁協	0	0	0	0	0	
	えさん漁協	0	0	0	0	0	
	南かやべ漁協	0	0	0	0	0	
	信漁連	0	0	0	0	0	

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日までおよび7月1日から12月31日までの各期間における、それぞれの漁業近代化資金の利子補給率ごとに算出した融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高<延滞額を除く。>の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、当該利子補給率(注)を乗じて得た金額とする。

(注) 利子補給率

年1パーセントとする。ただし、漁業近代化資金融通要綱(平成17年4月1日付け16水魚第2705号農林水産事務次官依命通知。第2の1に定める貸付利率が年1パーセント未満であるときは、当該貸付利率と同じ率とする。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である
(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

領収書で確認している。

(3) 他都市の状況

漁業近代化資金 市町村上乗せ助成の内容 (H30.3現在)

(単位:%)

市町村	市町村上乗せ利子補給率				備考	市町村上乗せ利子補給率が貸付金利を上回る場合の対応
	個人施設			共同利用施設		
	漁船		漁船以外 (倉庫・魚貝等)			
	20t未満	20t以上				
A市	※	☆	※	☆	※1.0%を上限として貸付金利の1/2 ☆0.5%を上限として貸付金利の1/2	
B市	1.0	1.0	1.0	1.0		借入者負担0.0%まで上乗せ
C市	0.5	-	-	-		借入者負担0.0%まで上乗せ
D市	1.0	1.0	1.0	1.0		借入者負担0.0%まで上乗せ

- ・貸付金利とは国・道の利子補給後の金利のこと。
- ・当表は H30.3 時点の制度状況であり、過年度貸付実行分の上乗せ助成についてはこの限りではない。
- ・[市町村上乗せ利子補給率が貸付金利を上回る場合の対応]の欄が空欄の場合はそのような状況での貸し付け実績が無く、対応が定められていない場合を含む。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

漁業共済加入促進補助金

補助金の概要

補助金の性格	奨励的団体補助金	費目	農林水産費
所轄部署	農林水産部水産課	開始年度	昭和37年度
交付先	漁業共済制度に加入する漁業者から掛金を徴収している函館市内に所在する漁業協同組合		
内容	当市では、市内漁業者全体の8割が採藻漁業を営んでおり、その生産額は渡島管内における水揚げの8割を占め、基幹産業の一つとなっているが、コンブは毎年漁獲量が大きく変動し、漁獲収入が非常に不安定な状況にあることから、漁業共済への未加入地区の加入および既加入地区の契約割合の引き上げを促進するため、掛金の一部を補助することとしたものである。		
目的・効果	【目的】漁業共済制度への加入により、漁業者の漁業再生産の阻害の防止および漁業経営の安定に資することから、未加入地区の加入ならびに既加入地区の契約割合の引き上げを促進することを目的とする。		
	【効果】水産資源の減少等の異常な事象、自然災害等の事故により受ける損失が補填されることで、着業資金の確保による漁業経営の安定に資する。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市補助金等交付規則 ・漁業共済加入促進補助金交付要綱 		

補助対象事業の収支状況（決算）等

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
前年度繰越金	函館市漁協	0	0	0	0	0	
	銭亀沢漁協	0	0	0	0	0	
	戸井漁協	0	0	0	0	0	
	えさん漁協	0	0	0	0	0	
	南かやべ漁協	0	0	0	0	0	
収入内訳	市補助金	函館市漁協	341	341	377	360	326
		銭亀沢漁協	152	151	148	141	128
		戸井漁協	421	443	536	573	454
		えさん漁協	382	378	462	512	495
		南かやべ漁協	1,819	1,808	1,671	1,640	1,468
	自己負担金	函館市漁協	5,237	5,074	4,714	4,625	4,105
		銭亀沢漁協	2,038	1,974	1,852	1,823	1,433
		戸井漁協	6,822	6,778	5,005	4,689	3,753
		えさん漁協	7,764	7,869	7,333	6,898	4,934
		南かやべ漁協	21,650	20,637	18,681	17,439	6,722
収入合計	函館市漁協	5,578	5,415	5,091	4,985	4,432	
	銭亀沢漁協	2,190	2,125	2,001	1,964	1,562	
	戸井漁協	7,243	7,222	5,542	5,263	4,207	
	えさん漁協	8,146	8,247	7,795	7,411	5,430	
	南かやべ漁協	23,470	22,445	20,353	19,079	8,190	
市補助率(%)	函館市漁協	6.1	6.2	7.4	7.2	7.3	
	銭亀沢漁協	6.9	7.1	7.3	7.1	8.1	
	戸井漁協	5.8	6.1	9.6	10.8	10.7	
	えさん漁協	4.6	5.2	5.9	6.9	9.1	
	南かやべ漁協	7.7	8.0	8.2	8.5	17.9	

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
支払内訳	漁業 共済 掛金	函館市漁協	5,578	5,415	5,091	4,985	4,432
		銭亀沢漁協	2,190	2,125	2,001	1,964	1,562
		戸井漁協	7,243	7,222	5,542	5,263	4,207
		えさん漁協	8,146	8,247	7,795	7,411	5,430
		南かやべ漁協	23,470	22,445	20,353	19,079	8,190
支出合計	函館市漁協	5,578	5,415	5,091	4,985	4,432	
	銭亀沢漁協	2,190	2,125	2,001	1,964	1,562	
	戸井漁協	7,243	7,222	5,542	5,263	4,207	
	えさん漁協	8,146	8,247	7,795	7,411	5,430	
	南かやべ漁協	23,470	22,445	20,353	19,079	8,190	
次年度繰越金	函館市漁協	0	0	0	0	0	
	銭亀沢漁協	0	0	0	0	0	
	戸井漁協	0	0	0	0	0	
	えさん漁協	0	0	0	0	0	
	南かやべ漁協	0	0	0	0	0	

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

漁業共済制度に加入する漁業者から掛金を徴収している函館市内に所在する漁業協同組合。

補助金の額は、補助金を受けようとする年度の前々年共済契約の純共済掛金の2.5%とする。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である
(純共済掛金の2.5%)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類 領収書で確認している。

(3) 他都市の状況

市町村	対象者	補助率
A市	漁業共済(主としていか釣りを目的とする漁業) 特定養殖共済(わかめ養殖業、ほたて貝養殖業) 特定養殖共済(かき養殖業)	共済事業に係る漁業者が負担する純共済掛金から国庫補助金を控除し、附加共済金を加えた額の100分の10～100分の20に相当する額
B市	国の補助金の交付を受けた者	補助金の額は、前年度において被共済者が負担した契約者負担掛金の10分の1以内
C市	・漁獲共済 ・養殖共済 ・特定養殖共済 ・漁業施設共済	補助金の額は、漁獲共済掛金、養殖共済掛金、特定養殖共済掛金または漁業施設共済掛金から当該漁獲共済、養殖共済、特定養殖共済または漁業施設共済に係る国庫補助金及び県補助金を差し引いた額の10分の1以内において予算の範囲内で市長が定める額とする。
D市	・漁獲共済 ・漁具共済	中小漁業者が共済組合に支払う純共済掛金と附加共済掛金の合計額10パーセント以内の額
E市	共済組合と共済契約を締結した漁業者の属する市内の漁業協同組合	漁業者が共済組合に支払うべき共済掛金の額から国庫補助金、財団補助金及び県費補助金を控除した額の10分の1以内の額
F市	・漁獲共済	漁業者が共済組合に支払うべき共済掛金額から国庫補助金及び県費補助金を控除した額の20パーセント以内の額
G市	・漁船漁業 ・定置網漁業	(1)純共済掛金の10パーセント相当額 (2)純共済掛金から国庫補助金及び日韓・日中新協定対策漁業振興財団補助金を除いた額の10パーセント相当額 (3)純共済掛金から日韓・日中新協定対策漁業振興財団補助金を除いた額の10パーセント相当額
H市	中小漁業者が法第104条に規定する漁獲共済	共済掛金額に附加掛金額を加えた額から国庫補助金額を差し引いた額の10パーセントの額
I市	・漁獲共済	漁獲共済の掛金から当該漁獲共済掛金に係る国庫補助金及び他の地方公共団体が交付する補助金を差し引いた額の10分の2以内
J市	法第104条(遠洋まぐろ漁業を除く。)の規定による漁獲共済契約	共済組合に支払うべき共済掛金から国庫補助金を控除した額の100分5以内

2. 監査結果

(1) 指摘
なし

(2) 意見
なし

緑化推進事業補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	土木費
所轄部署	土木部公園河川管理課	開始年度	平成3年度
交付先	一般財団法人 函館市住宅都市施設公社		
内容	花と緑の相談事業・ガーデニング講座開催事業・花と緑のまちづくり事業・緑化活動支援事業・花のパートナー事業・学校緑化活動サポート事業・ポケットパーク整備事業・癒しの花キューピット事業・その他		
目的・効果	【目的】 市民の緑化意識の高揚や市民協働による花と緑のまちづくりを推進することを目的とし、緑化推進を全市的かつ総合的に事業展開している一般財団法人函館市住宅都市施設公社に事業費の一部を補助している。		
	【効果】 公社の各種事業を通じ、公共空間や民有地(病院・福祉施設)の緑化推進がなされているほか、花と緑に親しむ講座の開催、市民からの緑化相談への対応や、市民参加による緑化活動により、花と緑のまちづくりの推進に繋がっている。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 函館市補助金等交付規則 ・ 一般財団法人函館市住宅都市施設公社緑化推進事業補助金交付要綱 		

補助対象事業の収支状況（決算）等

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度繰越金		4,513	5,034	5,476	5,140	5,348
収入内訳	自主事業収入	4,356	4,266	4,249	4,026	4,017
	市補助金	7,115	7,115	7,115	7,115	7,044
	特定資産取崩収入	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
収入合計		17,984	18,416	18,841	18,281	18,409
市補助率(%)		39.5	38.6	37.7	38.9	38.2

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支 出 内 訳	給 与	6,267	6,862	6,262	6,369	7,539
	福 利 厚 生 費	932	1,117	999	1,296	1,174
	会 議 費	9	11	9	9	9
	旅 費 交 通 費	0	5	10	7	7
	研 修 費	0	0	38	0	0
	通 信 運 搬 費	889	860	925	667	538
	消 費 什 器 備 品 費	0	0	122	139	0
	消 耗 品 費	3,920	3,497	3,491	3,079	3,050
	原 材 料 費	18	0	0	0	0
	印 刷 製 本 費	0	0	0	0	108
	燃 料 費	0	2	1	0	0
	手 数 料	40	39	40	37	21
	賃 借 料	19	16	196	0	0
	委 託 費	3,702	3,936	4,801	4,651	4,297
	保 険 料	42	65	79	79	73
	報 償 費	1,816	1,757	1,565	1,703	1,364
	諸 謝 金	185	115	165	110	95
	広 告 料	108	108	108	108	108
	負 担 金	32	22	22	22	22
	支出合計		17,984	18,416	18,841	18,281
次年度繰越金		0	0	0	0	0

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

補助金にかかる積算基準そのものはないが、要綱(注)において定められている補助対象となる事業の内容および経費を各事業毎に確認している。

(注) 一般財団法人函館市住宅都市施設公社緑化推進事業補助金交付要綱

補助金の交付の対象となる事業は、函館市緑の基本計画に基づき公社が行う下記の緑化推進事業で、市が認めるものとする

- (1) 緑化意識の高揚に繋がる緑化啓発事業
- (2) 市民との協働による緑のまちづくりに繋がる事業
- (3) 本市特有の緑の魅力向上に繋がる調査研究事業
- (4) その他、市長が必要と認めた緑化推進事業

補助金の額は、補助対象経費の2分の1を限度とし、予算の範囲内で補助するものとする。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である
(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

決算書で確認している。

当該補助事業は、緑化推進に係わる啓発等を実施するものであり、支出内容に給与等を含むことから、領収書による確認ができないため、支出確認書類については、各事業の収支を記載した「補助事業個別事業別実績報告書」を決算書として実績報告書に添付している。

函館市補助金等交付規則

(補助対象経費等)

第6条 補助金等の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業等に要する経費から交際費、慶弔費その他の経費で市長が定めるものを除いたものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

(3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類またはその写し

函館市補助金等交付規則運用方針

第6条 (補助対象経費等) 関係

第1項

「その他の経費で市長が定めるもの」とは、おおむね、次に掲げる経費をいう。

- (1) 懇親会および飲食にかかる経費
- (2) 慰安的な旅行に要する経費
- (3) 入場料など受益者負担で賄うべき経費
- (4) その他補助することが適当でないと認められる経費

第17条 (実績報告) 関係

第2項

第3号

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類は、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書、領収書などをいう。

(3) 他都市の状況

積算基準	①A市	補助対象経費の算出方法としては、前年度の実績額をもとに、事業者が各事業に必要な経費を積み上げて算出しており、積算基準等は定めていない。
	②B市	事業内容をもとに、事業者が徴収した見積金額や前年度の実績額を積み上げて補助対象経費を算出しており、積算基準等は定めていない。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

①支出確認書類について

決算書は補助対象事業を含めた法人全体の状況を表す計算書類であるので、補助対象経費から除かれる交際費、慶弔費その他の経費が含まれているか確認できないため、補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類としては不相当である。

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類として適当なのは、領収書、金融機関振り込み控え及び請求書、契約書等であるので、函館市補助金等交付規則運用方針を改正するよう検討していただきたい。

②緑化推進事業の人件費について

現状としては領収書による確認ができないため、各事業の収支を記載した「補助事業個別事業別実績報告書」を支出確認書類としている。

「給与明細」の他に人件費の支出を確認できる書類として、「賃金台帳」、「月別各人別給与支給額一覧表」、「所得税徴収高計算書」および「金融機関振り込み控え」があるので、支出確認書類に追加するよう検討していただきたい。

住生活環境向上事業補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	土木費
所轄部署	都市建設部まちづくり景観課	開始年度	平成24年度
交付先	一般財団法人 函館市住宅都市施設公社		
内容	一般財団法人函館市住宅都市施設公社が行う下記の住生活環境向上事業に対する補助金 ①住宅相談 ②マンション管理相談 ③マンション管理セミナー ④はこだて住まいづくりサポートフェア		
効果・目的	<p>【目的】 一般財団法人住宅都市施設公社は、市営住宅等の適正な維持管理と効率的な入居者サービスの向上、住宅および住宅地に対する調査、研究、啓発、相談などの業務の推進を目的として設置され、これにより市民生活の安定向上、社会福祉の推進、良好な社会資本の形成を図ることを目的とする。</p> <p>【効果】 上記目的のとおり、住性格環境向上事業を実施することにより、市民の住生活に対する関心や要求に応じた調査、研究、相談業務を促進し、市民生活の安定工場などに大きく寄与することができる。</p>		
積算方法	下記記載		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市補助金等交付規則 ・一般財団法人函館市住宅都市施設公社住生活環境向上事業補助金交付要綱 		

補助対象事業の収支状況（決算）等

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前	年度繰越金	4,267	3,439	4,847	4,969	5,910
収入内訳	市補助金	3,564	3,564	3,564	3,564	3,529
	諸収入	2	178	89	85	70
収入合計		7,834	7,182	8,501	8,618	9,509
市補助率(%)		45.4	49.6	41.9	41.3	37.1
支出内訳	給与	4,089	3,619	4,166	4,901	4,963
	福利厚生	625	588	719	919	932
	旅費交通費	17	17	35	63	48
	消耗品費	42	74	86	23	17
	保険料	1	2	5	1	8
	広告費	589	459	636	1,194	2,019
	手数料	6	0	2	4	0
	負担金	305	305	305	305	305
	賃借料	912	634	645	443	27
	通信運搬費	29	21	17	0	3
	委託費	918	1,250	1,710	544	850
	諸謝金	85	0	0	55	0
	報酬費	211	202	169	162	333
燃料費	0	6	1	0	0	
支出合計		7,834	7,182	8,501	8,618	9,509
次年度繰越金		0	0	0	0	0

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

積算基準は定めていないが、収支予算等を精査のうえ、要綱(注)において定められている交付対象事業の執行に必要な経費を算定している。

(注)一般財団法人函館市住宅都市施設公社住生活環境向上事業補助金交付要綱

補助金の交付の対象となる事業は、公社が行う次の各号に掲げる住生活環境向上事業で、市が認めるものとする

- (1) 住宅相談・リフォーム相談等
- (2) 住まいづくりサポートフェア
- (3) マンション管理セミナー
- (4) マンション管理相談

補助金の額は、補助対象経費の2分の1を限度とし、予算の範囲内で補助するものとする。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

決算書で確認している。

交付団体における補助対象事業の支出については、会計処理および業務執行の監査が毎年確実に行われているほか、補助対象経費は、振込による支出が主であり、領収書は発行されていないことから、決算書に記載された事業の内容や事業費の内訳を基に確認を行っている。

函館市補助金等交付規則

(補助対象経費等)

第6条 補助金等の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業等に要する経費から交際費、慶弔費その他の経費で市長が定めるものを除いたものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図案を添付しなければならない。

(3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類またはその写し

函館市補助金等交付規則運用方針

第6条 (補助対象経費等) 関係

第1項

「その他の経費で市長が定めるもの」とは、おおむね、次に掲げる経費をいう。

- (1) 懇親会および飲食にかかる経費
- (2) 慰安的な旅行に要する経費
- (3) 入場料など受益者負担で賄うべき経費
- (4) その他補助することが適当でないと認められる経費

第17条 (実績報告) 関係

第2項

第3号

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類は、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書、領収書などをいう。

(3) 他都市の状況

本市同様の補助事業がない。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

①支出確認書類について

決算書は補助対象事業を含めた法人全体の状況を表す計算書類であるので、補助対象経費から除かれる交際費、慶弔費その他の経費が含まれているか確認できないため、補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類としては不適當である。

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類として適当なのは、領収書、金融機関振り込み控え及び請求書、契約書等であるので、函館市補助金等交付規則運用方針を改正するよう検討していただきたい。

②住生活環境向上事業の人件費について

現状としては領収書による確認ができないため、各事業の収支を記載した「補助事業個別事業別実績報告書」を支出確認書類としている。

「給与明細」の他に人件費の支出を確認できる書類として、「賃金台帳」、「月別各人別給与支給額一覧表」、「所得税徴収高計算書」および「金融機関振り込み控え」があるので、支出確認書類に追加するよう検討していただきたい。

楳法華地区混合型介護付有料老人ホーム運営費補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱に基づく補助金	費目	民生費
所轄部署	楳法華支所市民福祉課	開始年度	平成28年度
交付先	社会福祉法人函館市社会福祉協議会		
内容	楳法華高齢者福祉総合センターの生活支援ハウスから混合型介護付有料老人ホームへの施設転換および民営化を実施するにあたり、自立型施設であった生活支援ハウスにおいては介護度の低い高齢者が多く、施設転換後も従前からの入居者が引き続き入居継続となる状況にあって、介護報酬等により収支を凶ることは当面の間困難とみられ、経営悪化を理由とする継続入居者への急激な負担増や運営事業者の撤退が懸念される。このため、安定的かつ継続的な施設運営や事業の健全性を凶るため、民営化により廃止等となる指定管理委託料等の範囲内で収支不足が発生した場合、不足相当額を運営事業者へ補助する。		
目的・効果	<p>【目的】老人福祉の増進を凶るため、函館市楳法華地区において老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく混合型介護付有料老人ホームを運営する経費に対し、施設運営の健全化が凶られるよう予算の範囲内で補助する。</p> <p>【効果】楳法華地区における福祉の拠点施設としての安定的かつ継続的な施設運営や事業の健全性が凶られる</p>		
積算方法	平成27年の指定管理委託料の5年分を上限に、平成28年から令和2年まで、割り振られた上限額で補助を行うこととし、各年度の補助上限額は協定書に記載あり。		
根拠法令	<p>①函館市楳法華地区混合型介護付有料老人ホーム運営費補助金交付要綱</p> <p>②函館市楳法華地区混合型介護付有料老人ホーム運営費補助金に関する協定書</p>		

収支状況等(一般会計)

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
補助金対策事業の収支状況	前年度繰越金 (転換前)		0	0	0	0	
	収入内訳	市補助金		28,260	28,705	24,952	24,226
		事業収入		46,917	49,831	56,184	55,671
		その他		0	0	0	0
	収入合計			75,177	78,536	81,136	79,897
	市補助率(%)			37.5	36.5	30.7	30.3
	支出内訳	人件費		37,011	41,674	42,219	42,237
		事務費		22,385	20,441	20,563	21,095
		事業費		15,523	15,347	16,468	16,120
		施設整備費		258	663	1,458	0
		その他費用		0	411	428	445
支出合計			75,177	78,536	81,136	79,897	
次年度繰越金			0	0	0	0	
協定書の補助金限度額			29,520	29,008	28,652	27,747	

1. 監査手続

補助金の交付申請、交付決定、交付決定通知、実績報告、補助金の額の確定、補助金交付等が、要綱等に準拠し、事務手続きが適正に行われているかについて、関係書類の閲覧および担当者への質問等を行い、検証した。

当補助金の補助対象経費は、根拠法令①の第3条に規定され、ホームに必要な経費で、交際費等の除外規定がある。

補助金の額は、根拠法令①の第5条に規定され、予算の範囲内補助としている。

限度額については、根拠法令②の第1条で定められている。

従来、委託により運営していた金額よりも、補助金支出している近年の金額の方が少なくなっており、函館市の財政も改善につながり、一定の効果があったといえる。しかし、収支をみると、補助金によって、赤字経営を回避している状況には変わらないので、補助金終期である令和2年度以降の経営展望と、今後の補助金投入の増加を招くことがないよう、計画的な施設運営と事業の健全化について助言していくべきである。

また、施設建物は、函館市が所有しており、老朽化等に対応した展望についても用意が必要である。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

交付先が、消費税の課税事業者である場合には、計算上収支の赤字を補助金により埋めた後に、消費税の課税仕入控除相当分が還付若しくは、課税売上から控除されたことになる。課税仕入れとして算入されていないことが確認できる書類の提出を求めることができるよう、消費税に関する要綱の追加が必要である。交付先の一般社団法人函館市社会福祉協議会は、複数の補助金交付先でもあるから、その他の部分も含め、全体を把握する必要がある。

補助金の概要

通学バス運行経費補助金

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	教育費
所轄部署	教育委員会学校教育部学校再編・地域連携課	開始年度	平成23年度
交付先	陣川あさひ町会		
内容	市内小中学校の児童生徒の通学に当たり、地域の特別な事情から保護者等で組織する地域団体が自ら通学バスなどを運行するとき、その団体に対し、通学バス等の運行に要する経費の一部を補助する(平成23年9月要綱制定)。		
目的・効果	【目的】 児童生徒の通学時の安全確保と身体的負担を軽減し、充実した学生生活を送らせるため		
	【効果】 義務教育を受けさせる保護者の負担の軽減を図るとともに、児童生徒の交通安全と福祉の増進を図ることができる。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市補助金等交付規則 ・函館市通学バス等運行経費補助金交付要綱 		

補助対象事業の収支状況(決算)等

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度繰越金		0	0	0	0	0
収入内訳	バス料金	6,594	6,635	6,635	6,635	6,618
	市補助金	3,297	3,297	3,297	3,297	3,309
	受取利息	0	0	0	0	0
	雑収入	0	0	0	0	0
収入合計		9,891	9,932	9,932	9,932	9,927
市補助率(%)		33.3	33.1	33.1	33.1	33.3
支出内訳	バス委託料	9,891	9,932	9,932	9,932	9,927
	管理委託手数料	0	0	0	0	0
	事務費	0	0	0	0	0
	通信費交通費	0	0	0	0	0
	備品費	0	0	0	0	0
	消耗品費	0	0	0	0	0
	余剰金返金	0	0	0	0	0
予備費	0	0	0	0	0	
支出合計		9,891	9,932	9,932	9,932	9,927
次年度繰越金		0	0	0	0	0

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

片道の通学距離が児童にあつては概ね2 km以上、生徒にあつては概ね3 km以上あり、市が運営するスクールバスの対象となっていない地域で、函館市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則(昭和46年教育委員会規則第7号)第2条で定められた学校に通学する場合、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条に規定する旅客自動車運送事業を営業者と運行契約を締結し通学バス等を運行する団体に対し、通学バス等の運行に要する経費の一部を補助する。

補助金の額は、予算の範囲内において、通学バス等の運行に要する経費の3分の1の額とし、当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

領収書で確認している。

(3) 他都市の状況

本市同様の補助事業がない。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

なし

一般財団法人函館市学校給食会補助金

補助金の概要

補助金の性格	行政の補完的団体補助金	費目	教育費
所轄部署	教育委員会学校教育部保健給食課	開始年度	平成30年度 (昭和58年度)
交付先	一般財団法人 函館市学校給食会		
内容	市立小・中学校等において安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食用物資の調達・供給などを行っている。		
目的・効果	<p>【目的】 一般財団法人函館市学校給食会による学校給食用物資の共同購入代行により、各学校における給食事務の軽減、良質で安価な物資の調達を図り、函館市の学校給食の同一水準での実施とその充実を図る。</p> <p>【効果】 各学校において給食費の範囲内で良質かつ安価な食材を確保し、年間を通じて安全かつ安定的な学校給食の提供を図ることができる。</p>		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

補助対象事業の収支状況（決算）等

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前	年度繰越金	74	178	178	0	0
内収 訳入	市補助金	13,603	12,973	13,515	16,116	16,116
	雑収入	183	222	228	0	274
収入合計		13,861	13,373	13,922	16,116	16,391
市補助率(%)		98.1	97.0	97.0	100.0	98.3
支 出 内 訳		10,450	9,885	10,698	12,340	12,408
	給料	5,116	4,687	5,188	8,064	8,064
	職員手当	1,733	1,403	1,847	2,490	2,536
	・通勤手当	147	159	147	147	151
	・期末勤勉手当	1,417	1,096	1,528	2,162	2,208
	・寒冷地手当	86	68	86	86	86
	・時間外手当	82	78	85	94	90
	共済費	1,441	1,349	1,489	1,625	1,590
	・社会保険料	1,324	1,292	1,433	1,516	1,539
	・労働保険料	116	56	55	108	51
	福利厚生費 (健康診断料)	0	13	13	11	8
	賃金	2,160	2,431	2,160	0	0
	中退共掛金	0	0	0	150	210

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支 出 内 訳		3,003	3,080	2,989	3,775	3,982
	報 償 費	0	0	0	105	100
	需 用 費	346	440	450	403	340
	・ 消耗品費	170	279	258	187	157
	・ 図書費	10	11	10	10	0
	・ 光熱水費	165	148	181	176	164
	・ 燃料費	0	0	0	15	8
	・ 修繕費	0	0	0	13	9
	運 営 費					
	役 務 費	361	363	354	706	650
	・ 通信運搬費	361	363	354	334	388
	・ 手数料	0	0	0	156	45
	・ 損害保険料	0	0	0	215	216
	委 託 料	0	0	0	259	264
	負 担 金	2	2	2	2	2
	租 税 公 課	0	0	0	10	83
	使用料賃借料	2,292	2,098	2,181	2,287	2,541
	備 品 購 入 費	0	175	0	0	0
	積 立 金	229	229	234	0	0
	支出合計	13,683	13,195	13,921	16,116	16,391
次年度繰越金	178	178	0	0	0	

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

人件費などの経常的経費の精査にあたっては、市の積算基準(注)に準じて実施している。また、臨時的な経費については、会が複数社から取得した見積などにより確認している。

(注) 市の積算基準

平成30年の法人化に伴う法人職員給与規程の整備時に職員給与額を決定したが、事務局長については、法人全体の管理監督者としての職責や常務理事を兼ねるなど、市嘱託職員（児童館長兼児童厚生員 196,600 円）に相当するものと判断し決定した。

また、事務職員給与については、法人化による業務負担が事務局長と同程度に増加するものと判断し、法人化前年の給与額に事務局長給与額のアップ率を乗じて決定した。

なお、各種手当（通勤手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、期末手当等）の支給額、支給割合等については、函館市職員の例を準用している。

物件費については、市の予算要求事務処理要領に基づき、市の予算と同様に、過去の実績や前年度の決算見込みを勘案し、予算必要額を精査している。

補助金のあり方に関するガイドライン 函館市 平成25年4月

3. 統一した基準による補助金の見直し

(2) 見直しの具体的な手法

エ 要綱等の整備

補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1を超えている

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 補助対象経費の2分の1を超える補助金交付理由書

一般財団法人函館市学校給食会が行っている「学校給食用物資の共同購入」等の事業は、函館市の学校給食実施上、必要不可欠な業務であり、非常に公益性が高いものである。

一般財団法人函館市学校給食会補助金は、上記事業の運営(人件費、運営費)に対する補助金であるが、同会は他の運営財源を持たないことから、事業遂行のため必要となる経費をすべて市が補助する必要がある。

このことから、同補助金については、函館市補助金交付規則第6条第2項(注1)に規定する、「補助金等の交付目的を達成するために特に必要があるもの」と判断されるため、補助対象経費の1/2を超える補助金を交付したい。

(注1) 函館市補助金等交付規則第6条第2項

補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認める場合(注2)は、2分の1を超えた割合とすることができる。

(注2) 函館市補助金等交付規則運用方針第6条第2項

「特に必要があると認める場合」とは、国・道等の制度が基づくもののほか、補助金等の交付の申請時において、当該補助事業等の所管部局と財務部との協議のうえ決定する。

(3) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

領収書で確認している。

(4) 他都市の状況

積算基準	①A市	人件費、物件費は、市の積算基準に準じて積算している。 【手数料収入の有無について】 北海道および東北地方の中核市9市に確認したところ、学校給食用食材の共同購入に当たり、保護者から手数料を徴収し、購入事務の経費に充てている自治体は無かった。
	②B市	人件費、事務費は、市の積算基準に準じて積算している。

2. 監査結果

(1) 指摘

要綱等の整備について

補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること（「補助金のあり方に関するガイドライン3（2）エ」平成25年4月）との原則に則り、平成30年度に開始した「一般財団法人函館市学校給食会補助金」について、他都市の状況も考慮し、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。

(2) 意見

なし

スポーツ合宿誘致補助金

補助金の概要

補助金の性格	要綱等に基づく補助金	費目	教育費
所轄部署	教育委員会生涯学習部スポーツ振興課	開始年度	平成21年度
交付先	市内で宿泊を担うスポーツ合宿を行う団体		
内容	市内でスポーツ合宿を行う団体に対し、合宿に要する経費の一部を補助する。 (延べ宿泊人数1人あたり千円を補助し、限度額は100千円) ※延べ宿泊人数＝合宿参加人数×宿泊日数		
目的・効果	【目的】 函館市におけるスポーツ合宿の誘致を推進し、もって本市のスポーツの振興を図るため、函館市スポーツ振興基金事業の一つとして、スポーツ合宿誘致推進事業を実施している。		
	【効果】 合宿団体と市内の競技団体等との交流試合や講習会等の交流事業が行われ、地域スポーツの振興・発展および競技力の向上が図られるほか、合宿団体が市内の宿泊施設を利用することなどにより、地域経済の活性化に寄与している。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市補助金等交付規則 ・函館市スポーツ振興事業取扱要綱 		

補助対象事業の収支状況（決算）等

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
団体合宿(数)	35	46	36	40	23
参加人数	1,422人	1,645人	1,273人	1,281人	535人
延べ宿泊人数	4,163人	4,292人	3,297人	3,293人	1,625人
市補助金	2,952	3,447	2,843	2,946	1,632
補助対象経費	44,214	39,579	32,119	33,197	18,843
市補助率(%)	6.6	8.7	8.8	8.8	8.6

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

補助金を交付する事業は、市外に所在する市町村体育・スポーツ協会の加盟団体もしくは当該団体に登録のある団体または市外に所在する法人もしくは学校の運動部またはこれらに類するスポーツ団体（以下「合宿団体」という。）が行うスポーツ合宿（以下「合宿」という）で、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 合宿が市内の施設において開催されるもので、市内の宿泊施設を利用していること。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を得た宿泊施設であること。
- (2) 1回の合宿において実宿泊数が2泊以上かつ延べ宿泊人数（合宿の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）が50人以上であること。
- (3) 合宿団体は、合宿期間中に市内の競技団体等との交流試合または講習会等の交流事業を行うこと。
- (4) 合宿団体が当該合宿に係わって、国、都道府県、他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。
- (5) 合宿が営利を目的としないものであること。

補助金の額は、合宿に参加する選手、顧問、部長、監督、コーチおよびマネージャー等が市内に連続して宿泊した延べ宿泊人数に1,000円（簡易宿泊施設利用の場合は500円）を乗じて得た金額。ただし、予算の範囲内で10万円を限度とする。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である

（補助対象事業の収支状況（決算）等の市補助率（％）を参照）。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

宿泊証明書で確認している。

宿泊証明書は、当該事業において第3者である宿泊施設が、補助対象経費となる宿泊料や補助金の額の根拠となる延べ宿泊人数を記載し発行するものであり、支出を確認する書類として適切であると考えているため。

(3) 他都市の状況

積算基準	①A市	2泊3日以上連続した宿泊を5名（監督、コーチ等の指導者を含む）以上で行い、かつ、1回の合宿における延べ宿泊数（合宿参加人数×宿泊数）が10日以上である者に対し、延べ宿泊数に1泊あたり2,000円を乗じた金額を補助する（上限50万円）。
	②B市	B市内で開催され、市内の宿泊施設に宿泊する県外からの参加者の延べ人数が10人以上の合宿に対し、1人あたり2千円を乗じた金額または20万円の低い額を補助する。

2. 監査結果

(1) 指摘

なし

(2) 意見

領収書の添付について

補助事業等実績報告書の関係書類である「第6号様式 補助事業等の収支決算書」には、「(注2)宿泊施設の宿泊証明書または、宿泊期間・人数等の明細が記載された領収書写しを添付すること。」と添付書類の記載がある。

現状では積算基準に必要な「宿泊証明書」のみを提出させているが、補助対象経費の確認に必要な「領収書」も提出させるよう検討していただきたい。

函館市スポーツ協会運営補助金

補助金の概要

補助金の性格	団体運営補助金	費目	教育費
所轄部署	教育委員会生涯学習部スポーツ振興課	開始年度	昭和44年度
交付先	特定非営利活動法人 函館市スポーツ協会		
内容	市内スポーツ団体を統括し、競技スポーツ強化事業や競技会の開催支援事業等加盟団体に対する各種支援事業を行っている。		
目的・効果	【目的】 加盟団体に対する各種支援事業やスポーツ関係者の表彰事業等を実施している体育協会へ運営補助することにより、本市スポーツの振興に資するとともに、今後より一層の運営活発化を促進する。		
	【効果】 各種事業の開催や全道・全国規模の大会が本市で開催され、競技団体の選手強化や競技力の向上が図られているほか、市民の体育・スポーツへの関心が高まるなど、生涯スポーツの振興に寄与している。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

補助対象事業の収支状況（決算）等

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度繰越金		1,056	0	913	635	160
収入内訳	市補助金	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
	正会員年会費	117	326	10	54	250
	役員分担金	0	0	0	0	50
収入合計		15,173	14,326	14,925	14,690	14,460
市補助率(%)		92.2	97.7	93.8	95.3	96.8

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
支 出 内 訳	管 理 費	3,394	3,626	3,275	3,777	3,848
	職 員 費	698	709	744	770	786
	事 務 費	1,281	1,514	1,112	1,593	1,642
	・ 会議費	378	329	295	448	247
	・ 旅費	22	37	5	5	79
	・ 需用費	347	608	252	283	452
	・ 役務費	312	242	255	329	329
	・ 使用貸借料	169	245	254	476	483
	・ 負担金	50	50	50	50	50
	事 務 室 維 持 費	1,414	1,402	1,418	1,413	1,420
	・ 需用費	230	217	233	228	223
	・ 賃借賃	1,184	1,184	1,184	1,184	1,197
	事 業 費	11,779	10,700	11,649	10,913	10,611
	職 員 費	2,683	2,681	2,654	2,897	2,983
	ス ポ ー ツ 振 興 事 業 費	4,689	3,662	2,979	4,042	3,414
	・ 地域交流事業	160	268	238	109	145
	・ 市民スポーツ普及推進事業	1,195	1,265	1,300	1,275	1,248
	・ 市民健康推進事業	962	751	856	733	828
	・ 特別支援事業	1,160	400	0	800	600
	・ 特別研修事業	1,211	977	585	1,123	591
	強 化 育 成 事 業 費	2,295	2,355	2,345	2,265	2,385
	・ 選手強化事業	1,430	1,490	1,505	1,345	1,515
	・ 指導者研修事業	865	865	840	920	870
	大 会 開 催 支 援 事 業 費	775	670	370	535	605
	調 査 研 究 等 事 業 費	590	549	507	486	438
	表 彰 事 業 費	746	781	998	687	785
	創 立 9 0 周 年 事 業 費	0	0	1,793	0	0
	支出合計	15,173	14,326	14,925	14,690	14,460
	次年度繰越金	0	0	0	0	0

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

積算基準は定めていないことから、事業内容や収支状況を精査する中で、団体運営に支障を来さない範囲を見極め、適正な補助金額の設定について検討している。

補助金のあり方に関するガイドライン 函館市 平成25年4月

3. 統一した基準による補助金の見直し

(2) 見直しの具体的な手法

エ 要綱等の整備

補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1を超えている

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 補助対象経費の2分の1を超える補助金交付理由

特定非営利活動法人函館市スポーツ協会は、函館市における各種競技種目別組織を統括する団体であり、加盟団体に対する各種事業支援やスポーツ関係者の表彰事業等を行っており、本市のスポーツにおける競技力の向上と選手強化、指導者育成をはじめ市民スポーツの普及・振興を図るため、長年にわたり重要な役割を果たしてきたものである。

函館市スポーツ協会運営補助事業は当該団体の事業運営を補助することにより本市のスポーツ振興に資するとともに、より効果的な活動を促進することを目的としており、これまでも、本市における全道・全国規模の大会開催や、種目別における競技力向上、生涯スポーツへの市民の関心の高まりなど、十分に成果を達成し、今後においても継続が必要な事業である。

しかしながら、スポーツ振興という公益性の高い事業を展開する当該団体は、構成団体からの年会費を除いた自主財源の確保が思うように進展しておらず、平成30年度予算においても、補助対象事業費に対する函館市補助金の割合は約88%となっているものである。

このため、寄附金・協賛金等での収入増を図るなど、改善を行っていくほか、事業費全般についてもさらに精査することで縮減を図る方向と

しているものである。

これら、今後の補助金負担軽減への取り組みを前提に、協会事業の重要性・有効性をふまえ、本事業への補助金については、函館市補助金等交付規則第6条第2項(注1)に規定する、「補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があるもの」と認め、補助対象経費の2分の1を超える補助金を交付したい。

(注1) 函館市補助金等交付規則第6条第2項

補助の割合は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認める場合(注2)は、2分の1を超えた割合とすることができる。

(注2) 函館市補助金等交付規則運用方針第6条第2項

「特に必要があると認める場合」とは、国・道等の制度に基づくもののほか、補助金等の交付の申請時において、当該補助事業等の所管部局と財務部との協議のうえ決定する。

(3) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

決算書で確認している。

団体における補助対象事業の支出については、会計処理および業務執行の監査が毎年確実に行われており、特定非営利活法人の所轄庁である北海道へも決算を含めた事業報告書が提出されているものであり、支出確認を行う書類として適切であると考えられるため決算書の添付をしている。

函館市補助金等交付規則

(補助対象経費等)

第6条 補助金等の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業等に要する経費から交際費、慶弔費その他の経費で市長が定めるものを除いたものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等実績報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図面を添付しなければならない。

(3) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類またはその写し

函館市補助金等交付規則運用方針

第6条 (補助対象経費等) 関係

第1項

「その他の経費で市長が定めるもの」とは、おおむね、次に掲げる経費をいう。

- (1) 懇親会および飲食にかかる経費
- (2) 慰安的な旅行に要する経費
- (3) 入場料など受益者負担で賄うべき経費
- (4) その他補助することが適当でないと認められる経費

第17条 (実績報告) 関係

第2項

第3号

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類は、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書、領収書などをいう。

(4) 他都市の状況

積算基準	①A市	・会費収入：有 ・令和元年度会費収入(実績)：3,960,000円(@90,000円×44団体) ・積算基準なし
	②B市	・会費収入：有 ・令和元年度会費収入(実績)：645,600円(@300円×2,152人) ・積算基準なし

2. 監査結果

(1) 指摘

要綱等の整備について

補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、すべての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること（「補助金のあり方に関するガイドライン3(2)エ」平成25年4月）との原則に則り、昭和44年度に開始した「函館市スポーツ協会運営補助金」については、他都市の会費収入の状況も考慮し、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。

(2) 意見

支出確認書類について

決算書は補助対象事業を含めた法人全体の状況を表す計算書類であるので、補助対象経費から除かれる交際費、慶弔費その他の経費が含まれているか確認できないため、補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類としては不適切である。

補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類として適当なのは、領収書、金融機関振り込み控え及び請求書、契約書等であるので、函館市補助金等交付規則運用方針を改正するよう検討していただきたい。

函館市PTA連合会補助金

補助金の概要

補助金の性格	団体運営補助金	費目	教育費
所轄部署	教育委員会生涯学習部生涯学習文化課	開始年度	昭和37年度
交付先	函館市PTA連合会		
内容	PTA活動の目的達成のため、各校単位PTAや北海道PTA連合会と密接な連携をとりながら、青少年の健全育成を目指した各種事業や研修活動の推進を図る。		
目的・効果	【目的】 現代社会における児童生徒の人間形成のため、市内の小中学校の単位PTAの連合体として、教育課題を見据えた研究大会や研修会など合同事業の効率的運営と実施を図る。		
	【効果】 PTA活動の促進および充実が図られ、児童生徒の健全育成、地位の発展、生涯学習の推進等、多大な効果が得られる。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

補助対象事業の収支状況（決算）等

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
前	年度繰越金	304	200	27	0	0	
収入内訳	会費	3,060	3,058	2,846	2,751	2,737	
	市補助金	1,337	1,204	1,204	1,204	1,204	
	その他補助金	180	177	178	173	170	
	雑収入	0	0	11	0	0	
	収入合計	4,882	4,640	4,267	4,128	4,111	
市補助率(%)		27.3	25.9	28.2	29.1	29.2	
支出内訳	事業費	ブロック活動費	30	35	40	25	25
		母親研修費	77	75	62	60	61
		研究大会費	313	239	192	151	159
		表彰費	15	35	11	11	25
		研究視察費	363	162	270	354	325
		広報費	169	161	176	257	118
		調査費	22	6	7	7	8
		旅費	33	133	39	99	146
		会議費	104	88	73	98	84
	研修活動費	60	70	70	40	40	
小計		1,189	1,008	944	1,106	993	
事務費	事務局費	1,388	1,389	1,383	1,383	1,383	
	備品	372	660	389	123	266	
	通信費	61	53	56	54	51	
	小計	1,821	2,104	1,829	1,561	1,701	
負担金		1,564	1,527	1,493	1,460	1,416	
周年記念行事関係費		306	0	0	0	0	
支出合計		4,882	4,640	4,267	4,128	4,111	
次年度繰越金		0	0	0	0	0	

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

当該補助金は、団体からの要望に基づき、団体の活動目的や活動内容を確認したうえで、教育政策的な意図をもって支出していることから、積算基準を定めていない。

補助金のあり方に関するガイドライン 函館市 平成25年4月

3. 統一した基準による補助金の見直し

(2) 見直しの具体的な手法

エ 要綱等の整備

補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

領収書で確認している。

(3) 他都市の状況

積算基準	①A市	・会費収入：有(1,200千円) ・補助金額：310千円 ・積算基準なし →交付要綱に基づき補助事業に要する経費の1/2を上限としている。
	②B市	・会費収入：有(1,790千円) ・補助金額：830千円 ・積算基準なし →補助金額の上限なし →予算の範囲内で交付

2. 監査結果

(1) 指摘

要綱等の整備について

補助金の交付に対して積算基準がないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること（「補助金のあり方に関するガイドライン3（2）エ」平成25年4月）との原則に則り、昭和37年度に開始した「函館市PTA連合会補助金」については、他都市の状況も考慮し、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。

(2) 意見

なし

函館市文化団体協議会補助金

補助金の概要

補助金の性格	団体運営補助金	費目	教育費
所轄部署	教育委員会生涯学習部生涯学習文化課	開始年度	昭和39年度
交付先	函館市文化団体協議会		
内容	当該団体は、函館市内の文化団体39団体（R2.6現在）の加盟からなり、文化団体相互の連絡・調節を図り、市民文化の向上を図ることを目的として、市民文化祭や市民文化交歓のつどい、表彰事業、広報誌の発行、ジョイントステージ、ジョイントギャラリー展等を実施している。		
目的・効果	【目的】 市内の各文化団体の連絡調整ならびに各種文化芸術事業を実施することで、地域の文化芸術の向上に寄与するため。		
	【効果】 函館市民文化祭やジョイントステージ等各種文化事業の開催や加盟する団体の活動を通じて、市民が文化芸術に接する機会を提供するとともに、連合体として本市の文化振興の一翼を担う存在としてその役割を果たしている。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

補助対象事業の収支状況（決算）等

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度繰越金		0	0	0	0	0
収入 内 訳	会費収入	725	695	680	680	680
	協賛会費	599	599	599	448	450
	事業収入	1,974	1,832	1,918	2,018	1,781
	市補助金	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	雑収	0	0	0	0	0
収入合計		5,098	4,927	4,998	4,947	4,711
市補助率(%)		35.3	36.5	36.0	36.3	38.2
支出 内 訳	職員費	2,282	2,267	2,263	2,264	2,265
	会議費	0	0	0	0	0
	事務費	540	626	772	631	469
	事業費	2,253	2,008	1,942	2,030	1,945
	積立金	0	0	0	0	0
	諸費	22	25	20	20	30
	予備費	0	0	0	0	0
支出合計		5,098	4,927	4,998	4,947	4,711
次年度繰越金		0	0	0	0	0

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

当該補助金は、団体からの要望に基づき、団体の活動目的や活動内容を確認したうえで、教育政策的な意図をもって支出していることから、積算基準を定めていない。

補助金のあり方に関するガイドライン 函館市 平成25年4月

3. 統一した基準による補助金の見直し

(2) 見直しの具体的な手法

エ 要綱等の整備

補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

領収書で確認している。

(3) 他都市の状況

積算基準	①A市	・会費収入:有(330千円) ・補助金額:160千円 ・積算基準なし →交付要綱に基づき補助事業に要する経費の1/2を上限としている。
	②B市	・会費収入:なし ・補助金額:2,090千円 ・積算基準なし →補助金額の上限なし →予算の範囲内で交付

2. 監査結果

(1) 指摘

要綱等の整備について

補助金の交付に対して積算基準がないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること（「補助金のあり方に関するガイドライン3（2）エ」平成25年4月）との原則に則り、昭和39年に開始した「函館市文化団体協議会補助金」については、他都市の状況も考慮し、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。

(2) 意見

なし

北海道立函館美術館特別展開催補助金

補助金の概要

補助金の性格	まつり・イベント関係補助金	費目	教育費
所轄部署	教育委員会生涯学習部生涯学習文化課	開始年度	昭和61年度
交付先	道立函館美術館特別展実行委員会		
内容	北海道立函館美術館は、昭和61年の開館以来、毎年特別展を開催し、国内外の優れた芸術作品を鑑賞できる機会を市民に提供している		
目的・効果	【目的】 同美術館の特別展の開催は、本市の文化芸術の振興・発展に大きく寄与するものであり、美術活動の円滑化が図られる。		
	【効果】 美術館の誘致は市民の長年の念願であり、昭和61年度の開館当時から市民の関心は高く、特別展開催を通じて、市民の美術および美術館に対する理解と関心を深めることができ、文化芸術の振興に寄与している。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

補助対象事業の収支状況（決算）等

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度繰越金		0	0	0	0	0
収入内訳	主催者負担	5,826	3,290	3,000	6,872	6,722
	市補助金	1,350	1,350	1,215	1,215	1,215
	観覧料収入	3,049	12,373	5,000	10,196	10,300
	販売物収入	854	3,349	1,470	2,163	8,921
	欠損金処理	0	0	0	389	0
収入合計		11,080	20,362	10,685	20,836	27,160
市補助率(%)		12.1	6.6	11.3	5.8	4.4
支出内訳	共通経費	7,613	14,006	4,650	5,783	7,981
	会場設営費	1,309	1,318	1,980	1,661	1,211
	図書購入費	68	0	0	0	0
	印刷費	370	140	487	623	585
	宣伝費	364	1,170	376	10,088	8,509
	賃金	281	566	601	383	583
	旅費	149	601	332	64	173
	通信運搬費	127	6	162	196	154
	事務局費	76	17	0	0	0
	手数料	0	0	34	0	979
	物販物原価	717	2,534	1,839	2,028	6,976
保険料	1	0	219	7	4	
支出合計		11,080	20,362	10,685	20,836	27,160
次年度繰越金		0	0	0	0	0

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

当該補助金は、団体からの要望に基づき、文化芸術の発展に対する事業効果や有効性を確認したうえで、教育政策的な意図をもって支出していることから、積算基準を定めていない。

補助金のあり方に関するガイドライン 函館市 平成25年4月

3. 統一した基準による補助金の見直し

(2) 見直しの具体的な手法

エ 要綱等の整備

補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

領収書で確認している。

(3) 他都市の状況

本市同様の補助事業がない。

2. 監査結果

(1) 指摘

要綱等の整備について

補助金の交付に対して積算基準などがないものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること(「補助金のあり方に関するガイドライン3(2)エ」平成25年4月)との原則に則り、昭和61年度に開始した「北海道立函館美術館特別展開催補助金」については、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。

(2) 意見

なし

はこだて国際民俗芸術祭開催補助金

補助金の概要

補助金の性格	まつり・イベント関係補助金	費目	教育費
所轄部署	教育委員会生涯学習部生涯学習文化課	開始年度	平成22年度
交付先	一般社団法人ワールズ・ミー・ジャパン		
内容	世界の民俗音楽・舞踊団が一週間近くにわたり函館に滞在し、元町公園ステージを中心に公園や体験型ワークショップを開催するほか、教育施設や福祉施設において地域公演「アウトリーチ」を行うなど、異文化体験の機会を広く提供し、海外芸術団と地域住民との交流を図っている。		
目的・効果	【目的】 市民が身近に文化芸術へ触れる機会を提供し、地域の文化芸術の振興が図られるほか、国際交流の推進や観光振興なども含む、文化および、経済の発展によるまちづくりに貢献するため。		
	【効果】 民俗芸術を主とした本イベントは、全国的にもほとんど例のない先駆的な事業であり、子どもを含む多くの市民が本格的な海外の舞台芸術に触れることができ、函館らしい文化芸術活動として、本市の文化芸術振興に貢献するものである。また、国際的的文化芸術交流の拠点として函館のイメージアップに繋がり、国際交流の促進や新たな観光資源という観点から、魅力のあるまちづくりに寄与している。		
積算方法	下記記載		
根拠法令	函館市補助金等交付規則		

補助対象事業の収支状況（決算）等

（単位：千円）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度繰越金		0	0	0	0	0
収入内訳	市補助金	2,700	2,600	3,000	2,600	2,600
	協賛金	2,240	2,015	2,980	3,285	3,896
	事業収入	511	536	1,615	410	500
	販売売上	8,798	12,910	12,641	10,530	10,577
	自己資金	1,171	0	0	2,132	10
収入合計		15,421	18,061	20,236	18,957	17,583
市補助率(%)		17.5	14.3	14.8	13.7	14.7
支出内訳	報償費	1,909	2,120	4,281	2,730	2,368
	旅費	2,722	3,334	3,514	2,743	2,702
	需用費	2,403	3,236	3,486	2,831	2,984
	食糧費	0	0	0	0	0
	役務費	427	679	796	858	1,244
	委託料	1,696	2,331	1,577	2,844	1,603
	使用料及び賃借料	6,249	6,344	6,567	6,940	6,668
租税公課	12	14	12	8	10	
支出合計		15,421	18,061	20,236	18,957	17,583
次年度繰越金		0	0	0	0	0

【概要補足等】

* 補助金額の積算方法

当該補助金は、団体からの要望に基づき、地域文化の発展に対する事業効果や有効性を確認したうえで、教育政策的な意図をもって支出していることから、積算基準を定めていない。

補助金のあり方に関するガイドライン 函館市 平成25年4月

3. 統一した基準による補助金の見直し

(2) 見直しの具体的な手法

エ 要綱等の整備

補助金の交付に対して積算基準などが無いものについては、全ての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること。

1. 監査手続

補助金の申請、決定、交付の手続き、実績報告等が、要綱等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、事務手続きが適正に行われているか検証した。

〈財政的視点のチェック〉

(1) 補助割合

補助割合は補助対象経費の2分の1以内である

(補助対象事業の収支状況(決算)等の市補助率(%)を参照)。

(2) 実績報告時の補助対象経費に係る支出確認書類

領収書で確認している。

(3) 他都市の状況

本市同様の補助事業がない。

2. 監査結果

(1) 指摘

要綱等の整備について

補助金の交付に対して積算基準などが無いものについては、すべての補助金が公平・公正になるよう要綱等を整備すること(「補助金のあり方に関するガイドライン3(2)エ」平成25年4月)との原則に則り、平成22年度に開始した「函館国際民俗芸術祭開催補助金」については、直ちに積算基準を定めた要綱を作成すべきである。

(2) 意見

なし